関 原 発 第　　４ ７ 号
２０２２年　4月２５日

原子力規制委員会　殿

大阪市北区中之島３丁目６番１６号
関西電力株式会社
執行役社長　　森　本　　孝

高浜発電所３号機　定期事業者検査報告の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第４３条の３の１６第３項の規定により、２０２２年2月１日付け関原発第５３６号をもって報告しました定期事業者検査報告について、別紙のとおり一部補正します。

別紙

高浜発電所第３号機

定期事業者検査報告の一部補正

定期事業者検査報告書
（定期事業者検査開始時）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第４３条の３の１６第３項の規定により次のとおり定期事業者検査について報告します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名　称　　関西電力株式会社 住　所　　大阪市北区中之島３丁目６番１６号 代表者の氏名　　森　本　　孝
発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地	名　称　　高浜発電所 所在地　　福井県大飯郡高浜町田ノ浦
検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号	第３号機 電気出力　　８７０，０００kW 熱 出 力　　２，６５２，０００kWt 当該発電用原子炉施設の種類は、別紙－１のとおり
検査の実績又は予定の概要	自（解列）　　２０２２年　３月　１日 原子炉起動　　未　定　　（予定） 並列　　未　定　　（予定） 至（総合負荷）　　未　定　　（予定） 定期事業者検査の計画及び実績は、別紙－２のとおり

別　紙－１

発電用原子炉施設の 種類及び施設番号	第３号機	原子炉本体
	〃	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
	〃	原子炉冷却系統施設
	〃	計測制御系統施設
	〃	放射性廃棄物の廃棄施設
	〃	放射線管理施設
	〃	原子炉格納施設
	〃	その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 浸水防護施設

定期事業者検査の計画及び実績

検査名	今回定期事業者検査計画及び実績			備考
	※１	※２	※３	
クラス１機器供用期間中検査	－	○	－	
燃料集合体外観検査	－	●	－	2022.3.15 終了
燃料集合体炉内配置検査	－	○	－	
原子炉停止余裕検査	－	－	○	
クラス２機器供用期間中検査				今回計画なし
蒸気発生器伝熱管体積検査	－	●	－	2022.3.30 終了
加圧器安全弁機能検査	－	●	－	2022.4.7 終了
加圧器安全弁漏えい検査	－	●	－	2022.4.7 終了
加圧器安全弁分解検査	－	●	－	2022.3.29 終了
加圧器逃がし弁機能検査	－	●	－	2022.4.18 終了
加圧器逃がし弁漏えい検査	－	－	○	
加圧器逃がし弁分解検査	－	●	－	2022.4.1 終了
加圧器逃がし弁元弁機能検査	－	○	－	
原子炉補機冷却系機能検査	－	○	－	
非常用炉心冷却系機能検査	－	○	－	
非常用炉心冷却系ポンプ分解検査				今回計画なし
非常用炉心冷却系主要弁分解検査	－	●	－	2022.4.13 終了
補助給水系機能検査	－	○	－	
補助給水系ポンプ分解検査	－	●	－	2022.4.15 終了
主蒸気安全弁機能検査	－	○	－	
主蒸気安全弁漏えい検査	－	●	－	2022.4.14 終了
主蒸気逃がし弁機能検査	－	●	－	2022.4.19 終了
主蒸気逃がし弁漏えい検査	－	●	－	2022.3.29 終了
主蒸気隔離弁機能検査	－	○	－	
制御棒駆動系機能検査	－	○	－	
ほう酸ポンプ分解検査				今回計画なし
制御用空気圧縮系機能検査	－	○	－	
安全保護系機能検査	－	○	－	
安全保護系設定値確認検査	－	○	○	
プラント状態監視設備機能検査	－	○	－	
燃料取扱装置機能検査	－	●	－	2022.4.4 終了
アニュラス循環排気系機能検査	－	○	－	
アニュラス循環排気系フィルター性能検査	－	●	－	2022.4.18 終了
中央制御室非常用循環系機能検査	－	○	－	

今回定期事業者検査計画及び実績（○:計画、●:実績、－:計画･実績なし）
※１：前回の検査終了～解列前の期間
※２：解列後～原子炉起動前の期間
※３：原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間

検査名	今回定期事業者検査計画及び実績			備考
	※１	※２	※３	
中央制御室非常用循環系フィルター性能検査	－	●	－	2022.4.12 終了
気体廃棄物処理系機能検査	－	○	－	
原子炉格納容器全体漏えい率検査				今回計画なし
原子炉格納容器局部漏えい率検査	－	○	－	
原子炉格納容器隔離弁機能検査	－	○	－	
原子炉格納容器隔離弁分解検査	－	●	－	2022.4.1 終了
原子炉格納容器真空逃がし弁機能検査	－	●	－	2022.4.12 終了
原子炉格納容器安全系機能検査	－	○	－	
原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査				今回計画なし
原子炉格納容器安全系主要弁分解検査				今回計画なし
原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	－	○	－	
非常用予備発電装置機能検査（ディーゼル発電機の作動検査）	－	○	－	
非常用予備発電装置機能検査（ディーゼル発電機定格容量検査）	－	○	－	
非常用ディーゼル発電機分解検査	－	●	－	2022.4.8 終了
総合負荷性能検査	－	－	○	
蒸気タービン開放検査	－	○	－	
蒸気タービン性能検査	－	○	○	
ほう酸ポンプ機能検査	－	●	－	2022.4.21 終了
重大事故等クラス１機器供用期間中検査	－	○	－	
重大事故等クラス２機器供用期間中検査	－	○	－	
使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系機能検査	－	●	－	2022.4.15 終了
その他原子炉注水系ポンプ分解検査				今回計画なし
その他原子炉注水系主要弁分解検査	－	●	－	2022.4.13 終了
その他原子炉注水系機能検査	－	○	－	
最終ヒートシンク熱輸送設備作動検査	－	●	－	2022.4.12 終了
重大事故時安全停止回路機能検査	－	○	－	
プロセスモニタ機能検査	－	●	－	2022.3.28 終了
エリアモニタ機能検査	－	○	－	
緊急時制御室非常用循環系機能検査	－	●	－	2022.4.12 終了
緊急時制御室非常用循環系フィルター性能検査	－	●	－	2022.4.8 終了
中央制御室の居住性確認検査	●	－	－	2021.8.6 終了
緊急時制御室の居住性確認検査				今回計画なし

今回定期事業者検査計画及び実績（○:計画、●:実績、－:計画･実績なし）
※１：前回の検査終了～解列前の期間
※２：解列後～原子炉起動前の期間
※３：原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間

検査名	今回定期事業者検査計画及び実績			備考
	※１	※２	※３	
緊急時対策所の居住性確認検査	－	●	－	2022.4.12 終了
圧力逃がし系作動検査	－	○	－	
可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	－	●	－	2022.4.6 終了
その他非常用発電装置の分解検査				今回計画なし
その他非常用発電装置の機能検査	－	○	－	
直流電源系機能検査	－	●	－	2022.4.20 終了
直流電源系作動検査	－	●	－	2022.4.22 終了
タービンバイパス弁機能検査	－	●	－	2022.4.21 終了
液体廃棄物処理系機能検査	－	○	－	
計測制御系機能検査	－	○	－	
計測制御系監視機能検査	－	○	－	
原子炉の停止制御回路健全性確認検査	－	○	－	
燃料取扱設備検査	●	●	－	2021.11.5終了(※1分) 2022.3.1 終了(※2 分)
放射線監視装置機能検査	－	○	－	
１次系換気空調設備検査	●	○	－	2022.2.28終了(※1分)
格納容器サンプ水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置漏えい検出器機能検査	－	●	－	2022.4.12 終了
原子炉格納容器供用期間中検査				今回計画なし
炉物理検査	－	－	○	
１次系ポンプ機能検査	－	○	－	
１次系弁検査	－	●	－	2022.4.19 終了
１次系安全弁検査	●	●	－	2022.2.14終了(※1分) 2022.4.8 終了(※2 分)
１次系逆止弁検査	●	●	－	2022.2.18終了(※1分) 2022.4.18終了(※2分)
１次系真空破壊弁検査				今回計画なし
１次系破壊板検査				今回計画なし
１次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査	－	●	－	2022.4.1 終了
１次系熱交換器検査	●	●	－	2022.2.18終了(※1分) 2022.4.12終了(※2分)
１次冷却材ポンプ機能検査	－	○	○	
燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）	●	●	－	2021.11.5終了(※1分) 2022.4.4 終了(※2 分)
液体廃棄物処理系設備検査	－	●	－	2022.4.19 終了
固体廃棄物処理系設備検査				今回計画なし
供用期間中特別検査のうちクラス２管（原子炉格納容器内）特別検査	－	●	－	2022.4.19 終了

今回定期事業者検査計画及び実績（○:計画、●:実績、－:計画･実績なし）
※１：前回の検査終了～解列前の期間
※２：解列後～原子炉起動前の期間
※３：原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間

検査名	今回定期事業者検査計画及び実績			備考
	※１	※２	※３	
供用期間中特別検査のうちクラス１機器Ni 基合金使用部位特別検査	－	●	－	2022.3.4 終了
供用期間中特別検査のうち蒸気発生器管台溶接部の健全性確認検査				今回計画なし
供用期間中特別検査のうちクラス１配管特別検査	－	●	－	2022.4.19 終了
耐震健全性検査	●	○	－	2021.12.9終了(※1分)
クラス３機器供用期間中検査	－	○	－	
構造健全性検査	●	○	－	2021.12.9終了(※1分)
核計装設備検査	－	○	○	
制御棒クラスタ動作検査	－	○	－	
制御棒クラスタ検査	－	●	－	2022.4.20 終了
制御棒位置指示装置設定値検査	－	○	－	
炉内計装用シンブルチューブ体積検査				今回計画なし
インバータ機能検査	－	●	－	2022.4.15 終了
総合インターロック検査	－	○	－	
レストレイント検査				今回計画なし
液体廃棄物処理系アスファルト固化設備機能検査	－	○	－	
液体廃棄物貯蔵設備・処理設備の警報機能検査	●	－	－	2022.2.22 終了
流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置機能検査(最終の流入サンプ)	●	○	－	2022.2.17終了(※1分)
２次系ポンプ分解検査	－	●	－	2022.4.12 終了
２次系ポンプ機能検査	－	○	○	
２次系弁検査	－	○	－	
２次系安全弁検査	－	○	－	
２次系容器検査	－	●	－	2022.4.20 終了
２次系熱交換器検査	－	●	－	2022.4.8 終了
２次系配管検査	－	○	－	
補助ボイラー開放検査	－	○	－	
補助ボイラー性能検査	－	○	－	
補助ボイラー設備検査	－	○	－	
非常用予備発電機付属設備検査	－	○	－	

今回定期事業者検査計画及び実績（○:計画、●:実績、－:計画･実績なし）
※１：前回の検査終了～解列前の期間
※２：解列後～原子炉起動前の期間
※３：原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間

検査名	今回定期事業者検査計画及び実績			備考
	※１	※２	※３	
原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事構造・強度事業者検査	－	●	－	2022.4.21 終了
原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査	－	●	－	2022.4.24 終了
化学体積制御系機能検査	－	－	○	
蒸気タービン附属設備機能検査	－	－	○	
浸水防護設備検査	●	●	－	2021.11.4 終了(※1 分) 2022.4.8 終了(※2 分)
その他非常用発電装置の付属設備検査	－	○	－	
可搬型重大事故等対処設備機能検査	●	●	－	2021.11.26 終了(※1 分) 2022.4.19 終了(※2 分)
可搬型代替電源設備検査	●	－	－	2021.12.10 終了
火災防護設備検査				今回計画なし
原子炉格納容器再循環サンプスクリーン検査				今回計画なし
可搬型換気空調設備検査	●	○	－	2021.6.3 終了(※1 分)
重大事故等クラス３機器供用期間中検査	●	○	－	2022.2.3 終了(※1 分)

今回定期事業者検査計画及び実績（○:計画、●:実績、－:計画･実績なし）
※１：前回の検査終了～解列前の期間
※２：解列後～原子炉起動前の期間
※３：原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間

添　付　書　類

添付書類一　定期事業者検査の計画

添付書類二　発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標

添付書類三　施設管理の実施に関する計画

添付書類四　定期事業者検査の判定方法

添付書類五　前回の定期事業者検査報告内容からの変更内容

添付書類六　保全の有効性評価の結果に関する説明書

添付書類一　定期事業者検査の計画

高　浜　発　電　所

第　３　号　機

第２５回定期事業者検査計画書

目　　次

１．定期事業者検査の計画工程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．前回の定期事業者検査からの変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

別紙：定期事業者検査工程

１．定期事業者検査の計画工程

定期事業者検査（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第５５条第１項の時期に行う定期事業者検査）については、次の期間で実施する。

（１）定期事業者検査の工程

自　２０２２年　３月　１日

至　　未　定

（並列日は、未定）

（２）当該定期事業者検査期間中に実施する工事

（１）の定期事業者検査工程の策定においては、次の工事の工事期間も考慮し工程策定した。

・蒸気発生器伝熱管補修工事

設備の信頼性維持の観点より、蒸気発生器伝熱管体積検査の結果、有意な信号指示が認められた伝熱管について補修を行い、今後使用しないこととする。

３．前回の定期事業者検査からの変更点

（１）特定重大事故等対処施設、常用直流電源設備（３系統目）に係る検査項目を設定した。

（２）供用期間中特別検査のうちクラス１配管特別検査

・原子力事業本部の方針「大飯３号機　加圧器スプレイライン配管溶接部における優位な欠指示の原因調査結果を踏まえた個別検査について」を受け、水平展開対象抽出フローに基づく「水平展開（類似性あり）」の箇所に対し、今後３定検に亘り、維持規格に基づく個別検査として超音波深傷検査を行う。

（３）クラス１機器供用期間中検査、クラス２機器供用期間中検査、クラス３機器供用期間中検査、供用期間中特別検査のうちクラス１機器Ｎｉ基合金使用部位特別検査、供用期間中特別検査のうちクラス２管（原子炉格納容器内）特別検査、原子炉格納容器供用期間中検査、重大事故等クラス２機器供用期間中検査、重大事故等クラス３機器供用期間中検査

・ＮＲＡ文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」の改正版（令和元年６月５日　原規技発第 1906051 号）の施行及び社団法人日本機械学会 JSME S NA1－2012/2013/2014「発電用原子力設備規格　維持規格(2012 年版／2013 年追補／2014 年追補)」の適用

（４）クラス１機器供用期間中検査、重大事故等クラス２機器供用期間中検査、クラス３機器供用期間中検査

・社団法人日本機械学会 JSME S NA1－2012/2013/2014「発電用原子力設備規格　維持規格（2012 年版／2013 年追補／2014 年追補）」に従った検査プログラムに変更（ＮＲＡ文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」による読み替え及び規格変更による要求事項記載の変更）

別紙

定　期　事　業　者　検　査　工　程

別紙　定期事業者検査工程表

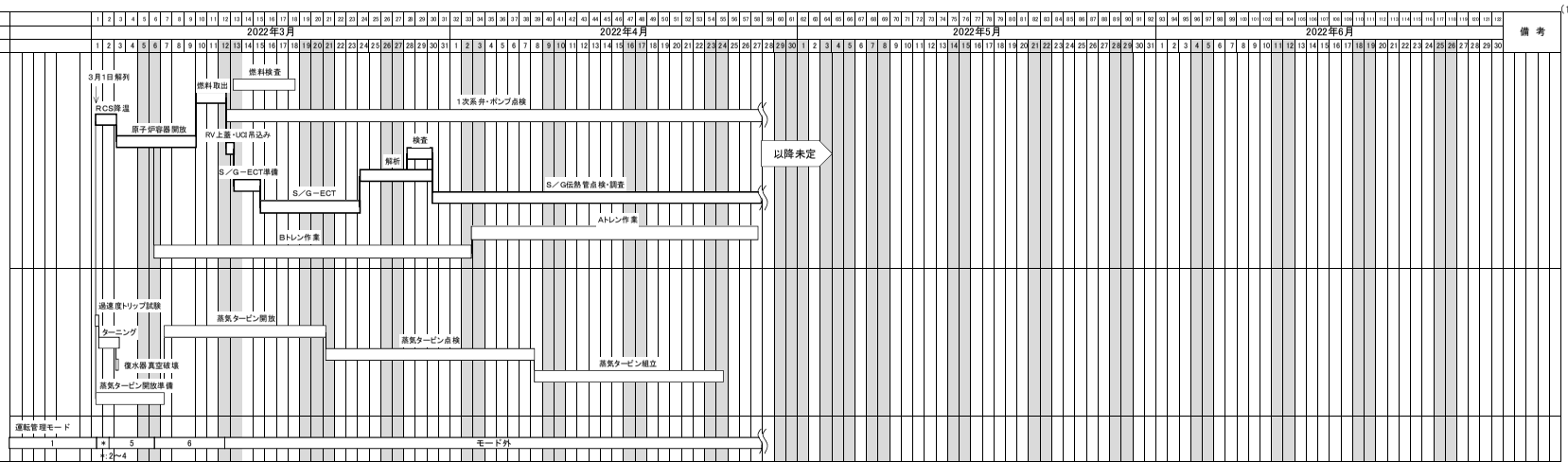

T3- 25- 101	クラス１機器供用期間中検査	
T3- 25- 102	燃料集合体外観検査	
T3- 25- 103	燃料集合体炉内配置検査	
T3- 25- 104	原子炉停止余裕検査	
欠番	クラス２機器供用期間中検査	今回の定期事業者検査では実施しない
T3- 25- 106	蒸気発生器伝熱管体積検査	
T3- 25- 108	加圧器安全弁機能検査	
T3- 25- 109	加圧器安全弁漏えい検査	
T3- 25- 110	加圧器安全弁分解検査	
T3- 25- 111	加圧器逃がし弁機能検査	
T3- 25- 112	加圧器逃がし弁漏えい検査	
T3- 25- 113	加圧器逃がし弁分解検査	
T3- 25- 114	加圧器逃がし弁元弁機能検査	
T3- 25- 115	原子炉補機冷却系機能検査	
T3- 25- 116	非常用炉心冷却系機能検査	
欠番	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	今回の定期事業者検査では実施しない
T3- 25- 118	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
T3- 25- 123	補助給水系機能検査	
T3- 25- 124	補助給水系ポンプ分解検査	
T3- 25- 125	主蒸気安全弁機能検査	
T3- 25- 126	主蒸気安全弁漏えい検査	
T3- 25- 127	主蒸気逃がし弁機能検査	
T3- 25- 128	主蒸気逃がし弁漏えい検査	
T3- 25- 129	主蒸気隔離弁機能検査	
T3- 25- 130	制御棒駆動系機能検査	
欠番	ほう酸ポンプ分解検査	今回の定期事業者検査では実施しない
T3- 25- 132	制御用空気圧縮系機能検査	
T3- 25- 133	安全保護系機能検査	
T3- 25- 134	安全保護系設定値確認検査	
T3- 25- 135	プラント状態監視設備機能検査	
T3- 25- 136	燃料取扱装置機能検査	
T3- 25- 138	アニュラス循環排気系機能検査	
T3- 25- 139	アニュラス循環排気系フィルター性能検査	
T3- 25- 140	中央制御室非常用循環系機能検査	
T3- 25- 141	中央制御室非常用循環系フィルター性能検査	
T3- 25- 142	気体廃棄物処理系機能検査	
欠番	原子炉格納容器全体漏えい率検査	今回の定期事業者検査では実施しない
T3- 25- 144	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
T3- 25- 145	原子炉格納容器隔離弁機能検査	
T3- 25- 146	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
T3- 25- 147	原子炉格納容器真空逃がし弁機能検査	
T3- 25- 148	原子炉格納容器安全系機能検査	
欠番	原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査	今回の定期事業者検査では実施しない
欠番	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	今回の定期事業者検査では実施しない
T3- 25- 151	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	
T3- 25- 153 -1/2	非常用予備発電装置機能検査（ディーゼル発電機の作動検査）	
T3- 25- 153 -2/2	非常用予備発電装置機能検査（ディーゼル発電機定格容量検査）	
T3- 25- 154	非常用ディーゼル発電機分解検査	
T3- 25- 155	総合負荷性能検査	

別紙　定期事業者検査工程表

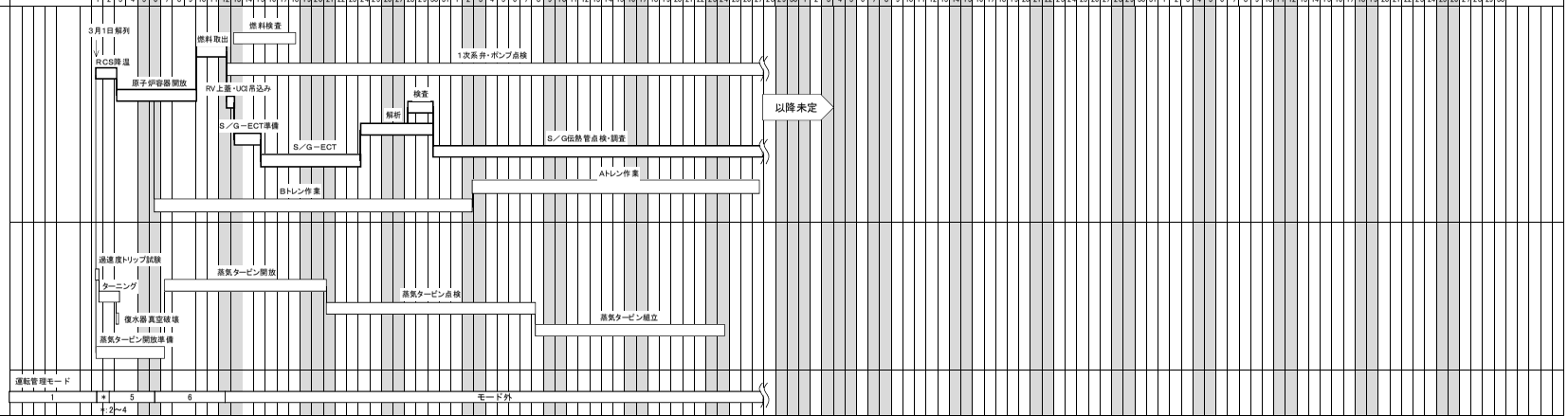

T3- 25- 156	蒸気タービン開放検査	
T3- 25- 157	蒸気タービン性能検査	
T3- 25- 158	ほう酸ポンプ機能検査	
T3- 25- 159	重大事故等クラス１機器供用期間中検査	
T3- 25- 160	重大事故等クラス２機器供用期間中検査	
T3- 25- 161	使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系機能検査	
欠番	その他原子炉注水系ポンプ分解検査	今回の定期事業者検査では実施しない
T3- 25- 163	その他原子炉注水系主要弁分解検査	
T3- 25- 164	その他原子炉注水系機能検査	
T3- 25- 165	最終ヒートシンク熱輸送設備作動検査	
T3- 25- 166	重大事故時安全停止回路機能検査	
T3- 25- 167	プロセスモニタ機能検査	
T3- 25- 168	エリアモニタ機能検査	
T3- 25- 169	緊急時制御室非常用循環系機能検査	
T3- 25- 171	緊急時制御室非常用循環系フィルター性能検査	
T3- 25- 173	中央制御室の居住性確認検査	先行にて実施
欠番	緊急時制御室の居住性確認検査	今回の定期事業者検査では実施しない
T3- 25- 175	緊急時対策所の居住性確認検査	
T3- 25- 176	圧力逃がし系作動検査	
T3- 25- 178	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	
欠番	その他非常用発電装置の分解検査	今回の定期事業者検査では実施しない
T3- 25- 180	その他非常用発電装置の機能検査	
T3- 25- 181	直流電源系機能検査	
T3- 25- 182	直流電源系作動検査	
T3- 25- 207	タービンバイパス弁機能検査	
T3- 25- 210	液体廃棄物処理系機能検査	
T3- 25- 217	計測制御系機能検査	
T3- 25- 218	計測制御系監視機能検査	
T3- 25- 219	原子炉の停止制御回路健全性確認検査	
T3- 25- 220	燃料取扱設備検査	先行にて一部実施
T3- 25- 222	放射線監視装置機能検査	
T3- 25- 223	１次系換気空調設備検査	先行にて一部実施
T3- 25- 224	格納容器サンプ水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置漏えい検出器機能検査	
欠番	原子炉格納容器供用期間中検査	今回の定期事業者検査では実施しない
T3- 25- 226	炉物理検査	
T3- 25- 229	１次系ポンプ機能検査	
T3- 25- 230	１次系弁検査	
T3- 25- 231	１次系安全弁検査	先行にて一部実施
T3- 25- 232	１次系逆止弁検査	先行にて一部実施
欠番	１次系真空破壊弁検査	今回の定期事業者検査では実施しない
欠番	１次系破壊板検査	今回の定期事業者検査では実施しない
T3- 25- 236	１次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査	
T3- 25- 237	１次系熱交換器検査	先行にて一部実施
T3- 25- 238	１次冷却材ポンプ機能検査	
T3- 25- 240	燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）	先行にて一部実施
T3- 25- 242	液体廃棄物処理系設備検査	
欠番	固体廃棄物処理系設備検査	今回の定期事業者検査では実施しない

別紙　定期事業者検査工程表

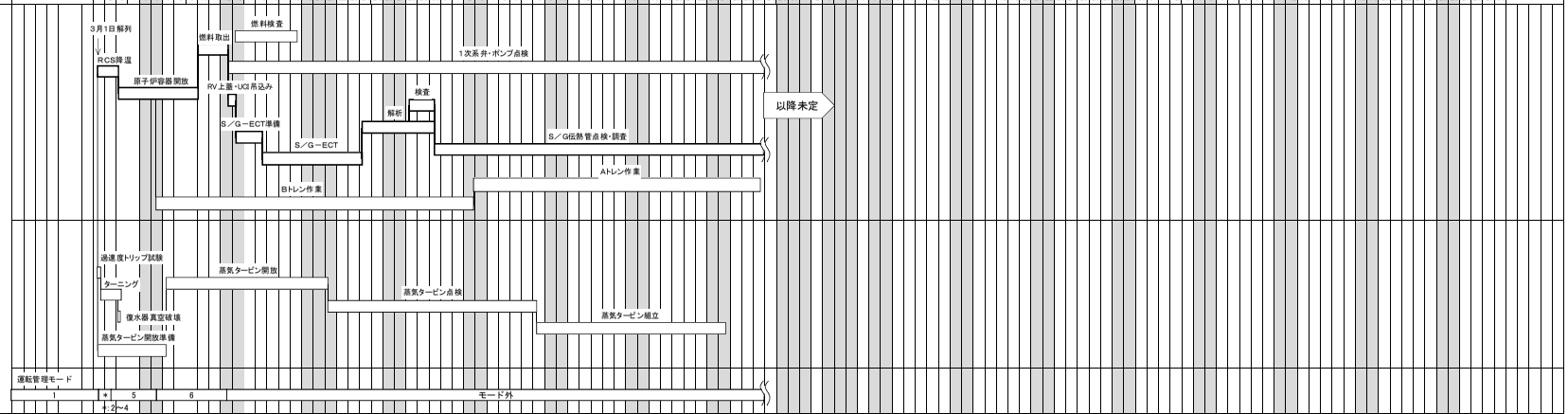

T3- 25- 244 -(1)	供用期間中特別検査のうちクラス2管（原子炉格納容器内）特別検査		
T3- 25- 244 -(2)	供用期間中特別検査のうちクラス1機器Ni基合金使用部位特別検査		
欠番	供用期間中特別検査のうち蒸気発生器管台溶接部の健全性確認検査	今回の定期事業者検査では実施しない	
T3- 25- 244 -(6)	供用期間中特別検査のうちクラス1配管特別検査		
T3- 25- 248	耐震健全性検査	先行にて一部実施	
T3- 25- 249	クラス3機器供用期間中検査		
T3- 25- 250	構造健全性検査	先行にて一部実施	
T3- 25- 252	核計装設備検査		
T3- 25- 253	制御棒クラスタ動作検査		
T3- 25- 254	制御棒クラスタ検査		
T3- 25- 255	制御棒位置指示装置設定値検査		
欠番	炉内計装用シンブルチューブ体積検査	今回の定期事業者検査では実施しない	
T3- 25- 258	インバータ機能検査		
T3- 25- 259	総合インターロック検査		
欠番	レストレイント検査	今回の定期事業者検査では実施しない	
T3- 25- 261	液体廃棄物処理系アスファルト固化設備機能検査		
T3- 25- 265	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備の警報機能検査	先行にて実施	
T3- 25- 266	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置機能検査（最終の流入サンプ）	先行にて一部実施	
T3- 25- 267	2次系ポンプ分解検査		
T3- 25- 268	2次系ポンプ機能検査		
T3- 25- 269	2次系弁検査		
T3- 25- 270	2次系安全弁検査		
T3- 25- 271	2次系容器検査		
T3- 25- 272	2次系熱交換器検査		
T3- 25- 273	2次系配管検査		
T3- 25- 275	補助ボイラー開放検査		
T3- 25- 276	補助ボイラー性能検査		
T3- 25- 277	補助ボイラー設備検査		
T3- 25- 278	非常用予備発電機付属設備検査		
T3- 25- 279	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事構造・強度事業者検査	伝熱管に指示が認められた場合に実施	
T3- 25- 280	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査	伝熱管に指示が認められた場合に実施	
T3- 25- 291	化学体積制御系機能検査		
T3- 25- 292	蒸気タービン附属設備機能検査		
T3- 25- 302	浸水防護設備検査	先行にて一部実施	
T3- 25- 303	その他非常用発電装置の付属設備検査		
T3- 25- 304	可搬型重大事故等対処設備機能検査	先行にて一部実施	
T3- 25- 305	可搬型代替電源設備検査	先行にて実施	
欠番	火災防護設備検査	今回の定期事業者検査では実施しない	
欠番	原子炉格納容器再循環サンプスクリーン検査	今回の定期事業者検査では実施しない	
T3- 25- 308	可搬型換気空調設備検査	先行にて一部実施	
T3- 25- 309	重大事故等クラス3機器供用期間中検査	先行にて一部実施	

添付書類二　発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標

目　　次

１．　保全活動管理指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

別紙：保全活動管理指標

１．保全活動管理指標

　保全の有効性を監視、評価するために、保全重要度を踏まえ、「プラントレベル」及び「系統レベル」の保全活動管理指標及びその目標値を別紙のとおり設定する。

別紙

保　全　活　動　管　理　指　標

高浜発電所3号機　第25保全サイクル　保全活動管理指標

1．プラントレベル

項　　目	目　標　値
計画外自動・手動スクラム回数	＜1回／7000臨界時間
計画外出力変動回数	＜2回／7000臨界時間
工学的安全施設の計画外作動回数	＜1回

2. 系統レベル

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備　考
		MPFF回数　目標値	非待機時間　目標値	
原子炉冷却系統	原子炉冷却材圧力バウンダリ機能(PS-1)	＜1回／サイクル	－	
	原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能(MS-1)	＜1回／サイクル	－	
	安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能(PS-2)	＜1回／サイクル	－	
	異常状態の緩和機能(MS-2)	［加圧器逃がし弁］ ＜1回／サイクル ［加圧器逃がし弁元弁、 加圧器後備ヒータ］ ＜2回／サイクル	［加圧器逃がし弁、元弁、加圧器後備ヒータ※］ ＜72時間／2サイクル／弁，ヒータ	※：逃がし弁駆動空気、ヒータ電源含む
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	＜2回／サイクル	－	
化学体積制御系統(充てん・抽出・封水・ほう酸回収系統)	未臨界維持機能(充てんライン経由)(MS-1)	＜1回／サイクル	［系統共通箇所以外］ ＜240時間／2サイクル	
	・未臨界維持機能(ほう酸注入タンク経由ほう酸水を原子炉へ提供)(MS-1) ・炉心冷却機能(MS-1)	＜1回／サイクル	トレインA＜240時間／2サイクル トレインB＜240時間／2サイクル	
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	＜2回／サイクル	－	
	異常状態の緩和機能(MS-2)	＜2回／サイクル	＜240時間／2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	＜2回／サイクル	－	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備　考
		ＭＰＦＦ回数　目標値	非待機時間　目標値	
化学体積制御系統(ほう素熱再生系統)	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	＜2回／サイクル	－	
余熱除去系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	＜1回／サイクル	－	
	炉心冷却機能(MS-1)	＜1回／サイクル	トレインA＜240時間／2サイクル トレインB＜240時間／2サイクル	
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	＜2回／サイクル	－	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	＜2回／サイクル	－	
燃料取替用水系統	・未臨界維持機能(MS-1) ・炉心冷却機能、放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	＜1回／サイクル	燃料取替用水タンク ＜1時間／2サイクル	
	燃料プール水の補給機能(MS-2)	＜2回／サイクル	燃料取替用水タンク ＜1時間／2サイクル 燃料取替用水タンク以外 ＜240時間／2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	＜1回／サイクル	－	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備　考
		MPFF回数　目標値	非待機時間　目標値	
安全注入系統	・炉心冷却機能(MS-1) ・未臨界維持機能(MS-1)	＜1回／サイクル	高圧注入系、低圧注入系 トレインA＜240時間／2サイクル トレインB＜240時間／2サイクル 蓄圧注入系※ ＜1時間／2サイクル／基 ほう酸注入タンク ＜1時間／2サイクル	※：蓄圧注入系は未臨界維持機能を有しない。
	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	＜1回／サイクル	－	
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	＜2回／サイクル	－	
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) ［格納容器スプレイ系への供給機能］	＜1回／サイクル	－	
	燃料プール水の補給機能（MS-2）	＜2回／サイクル	＜240時間／2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	＜2回／サイクル	－	
格納容器スプレイ系統	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	＜1回／サイクル	よう素除去薬品タンク ＜72時間／2サイクル よう素除去薬品タンク以外 トレインA＜240時間／2サイクル トレインB＜240時間／2サイクル	
	アクシデントマネジメント対応機能［格納容器内注水］	＜2回／サイクル	＜720時間／2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	＜2回／サイクル	－	
蒸気発生器ブローダウン系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	＜1回／サイクル	＜72時間／2サイクル／弁	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備　考
		MPFF回数　目標値	非待機時間　目標値	
換気空調設備（格納容器再循環系）	アクシデントマネジメント対応機能［格納容器自然対流冷却］	＜2回／サイクル	＜720時間／2サイクル	
換気空調設備（安全補機室空気浄化系）	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	＜1回／サイクル	トレインA＜240時間／2サイクル トレインB＜240時間／2サイクル トレイン共通箇所＜72時間／2サイクル	
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能の情報提供系(MS-2)	＜2回／サイクル	－	
換気空調設備（アニュラス空気浄化系）	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) （1次冷却材喪失事故時、アニュラス部を負圧に保ち、また、原子炉格納容器からアニュラス部に漏えいした空気を浄化再循環し、環境に放出される核分裂生成物の濃度を減少させる機能）	＜1回／サイクル	トレインA＜240時間／2サイクル トレインB＜240時間／2サイクル	
	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) （アニュラス負圧達成後は、アニュラス内圧を設定負圧に維持するため、アニュラス戻り弁の開度を自動調整し循環運転を行なうと共に全量排気弁を閉じ、少量排気弁を開とすることでアニュラス部を負圧に保つ機能）	＜1回／サイクル	トレインA＜240時間／2サイクル トレインB＜240時間／2サイクル	
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能の情報提供系(MS-2)	＜2回／サイクル	－	
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	＜2回／サイクル	トレインA＜240時間／2サイクル トレインB＜240時間／2サイクル	
換気空調設備（格納容器排気筒）	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	＜1回／サイクル	－	
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	＜2回／サイクル	－	
換気空調設備（充てん/高圧注入ポンプ室冷却系）	炉心冷却機能（間接関連系）(MS-2)	＜2回／サイクル	トレインA＜240時間／2サイクル トレインB＜240時間／2サイクル	当該空調設備は次の安全機能を兼ねる。 ・未臨界維持機能（間接関連系）（MS-2）

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備　考
		MPFF回数　目標値	非待機時間　目標値	
換気空調設備（余熱除去ﾎﾟﾝﾌﾟ室冷却系）	炉心冷却機能（間接関連系）(MS-2)	＜2回／サイクル	ﾄﾚｲﾝA＜240時間／2サイクル ﾄﾚｲﾝB＜240時間／2サイクル	当該空調設備は次の安全機能を兼ねる。 ・原子炉停止後の除熱機能（間接関連系）（MS-2）
換気空調設備（格納容器スプレイポンプ室冷却系）	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能（間接関連系）(MS-2)	＜2回／サイクル	ﾄﾚｲﾝA＜240時間／2サイクル ﾄﾚｲﾝB＜240時間／2サイクル	
換気空調設備（配管貫通部冷却系）	炉心冷却機能（間接関連系）(MS-2)	＜2回／サイクル	ﾄﾚｲﾝA＜240時間／2サイクル ﾄﾚｲﾝB＜240時間／2サイクル	当該空調設備は次の安全機能を兼ねる。 ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能（間接関連系）（MS-2）
換気空調設備（中央制御室空調系）	・安全上特に重要な関連機能(MS-1) ・安全上特に重要な関連機能（直接関連系）(MS-1)	＜1回／サイクル	ﾄﾚｲﾝA＜720時間／2サイクル ﾄﾚｲﾝB＜720時間／2サイクル ﾄﾚｲﾝ共通箇所＜240時間／2サイクル	
換気空調設備（中央制御室非常用循環系）	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	＜1回／サイクル	ﾄﾚｲﾝA＜720時間／2サイクル ﾄﾚｲﾝB＜720時間／2サイクル ﾄﾚｲﾝ共通箇所＜240時間／2サイクル	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	＜2回／サイクル	－	
換気空調設備（ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機室換気系）	安全上特に重要な関連機能（間接関連系）(MS-2)	＜1回／サイクル	ﾄﾚｲﾝA＜240時間／2サイクル ﾄﾚｲﾝB＜240時間／2サイクル	
換気空調設備（中間建屋給・排気系）	安全上特に重要な関連機能 （間接関連系）(MS-2)	＜1回／サイクル	ﾄﾚｲﾝA＜240時間／2サイクル ﾄﾚｲﾝB＜240時間／2サイクル	当該空調設備は次の安全機能を兼ねる。 ・原子炉停止後の除熱機能（間接関連系）（MS-2）

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備　考
		MPFF回数　目標値	非待機時間　目標値	
換気空調設備（安全補機開閉器室空調系）	安全上特に重要な関連機能（直接関連系）(MS-1)	＜1回／サイクル	トレインA＜720時間／2サイクル トレインB＜720時間／2サイクル トレイン共通箇所＜240時間／2サイクル	
主蒸気管系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	＜1回／サイクル	主蒸気安全弁 ＜6時間／2サイクル／弁 主蒸気逃がし弁 ＜168時間／2サイクル／弁 主蒸気隔離弁※ ＜8時間／2サイクル／弁	※：バイパス弁を含む
	異常状態の緩和機能(MS-2)	＜2回／サイクル	＜72時間／2サイクル／弁	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	＜2回／サイクル	－	
主給水管系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	＜1回／サイクル	主給水隔離弁 ＜72時間／2サイクル／弁	
	異常状態の緩和機能(MS-2)	＜2回／サイクル	主給水制御弁※ ＜72時間／2サイクル／弁	※：バイパス制御弁を含む
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	＜2回／サイクル	－	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備　考
		ＭＰＦＦ回数　目標値	非待機時間　目標値	
補助給水系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	＜1回／サイクル	［復水タンク］ ＜168時間／2サイクル ［復水タンク以外］ 補助給水系(電動) ﾄﾚｲﾝA＜240時間／2サイクル ﾄﾚｲﾝB＜240時間／2サイクル 補助給水系（タービン動） ＜240時間／2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	＜2回／サイクル	－	
2次系補助給水系統	プラント運転補助機能(MS-3) ［リスク重要度「高」設備］	＜2回／サイクル	－	
主単線結線系統	安全上特に重要な関連機能（非常用母線）（当該系）(MS-1)	＜1回／サイクル	＜8時間／2サイクル／母線	
2次系補機単線結線系統	電源供給機能（非常用を除く）(PS-3)［リスク重要度「高」設備］	＜2回／サイクル	－	
直流電源系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	＜1回／サイクル	［直流母線］ ＜2時間／2サイクル／母線 ［蓄電池］ ＜240時間／2サイクル／基	
	安全上特に重要な関連機能（間接関連系）(MS-3)［リスク重要度「高」設備］	＜2回／サイクル	＜240時間／2サイクル／基	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	＜2回／サイクル	－	
特高開閉所設備	電源供給機能(PS-3)［リスク重要度「高」設備］	＜2回／サイクル	－	
計器用電源系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	＜1回／サイクル	＜2時間／2サイクル／母線	
起動変圧器設備	電源供給機能(PS-3)［リスク重要度「高」設備］	＜2回／サイクル	－	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備　考
		ＭＰＦＦ回数　目標値	非待機時間　目標値	
所内保護・計量設備	安全上特に重要な関連機能(非常用母線の保護機能)(MS-1)	＜1回／サイクル	＜8時間／2サイクル／母線	
	安全上特に重要な関連機能（非常用所内電源系）(MS-1)	＜1回／サイクル	＜6時間／2サイクル／ﾁｬﾝﾈﾙ	
	工学的安全施設及び原子炉停止系の作動信号の発生機能(MS-1)	＜1回／サイクル	＜6時間／2サイクル／ﾁｬﾝﾈﾙ	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	＜2回／サイクル	－	
中央制御室退避盤	制御室外からの安全停止機能(MS-2)	＜2回／サイクル	＜720時間／2サイクル／機能	
原子炉補機冷却水系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	＜1回／サイクル	ﾄﾚｲﾝA＜240時間／2サイクル ﾄﾚｲﾝB＜240時間／2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能（直接関連系）(MS-2)	＜2回／サイクル	－	
	事故時のプラント状態の把握機能（MS-2)	＜1回／サイクル	－	
原子炉補機冷却海水系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	＜1回／サイクル	ﾄﾚｲﾝA＜240時間／2サイクル ﾄﾚｲﾝB＜240時間／2サイクル	
	安全上特に重要な関連機能（間接関連系）(MS-3)［リスク重要度「高」設備］	＜2回／サイクル	＜240時間／2サイクル	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	＜2回／サイクル	－	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備　考
		MPFF回数　目標値	非待機時間　目標値	
軸受冷却水系統	プラント運転補助機能(MS-3) [リスク重要度「高」設備]	＜2回／サイクル	－	
換気空調設備（空調用冷水系統）	安全上特に重要な関連機能（直接関連系）(MS-1)	＜1回／サイクル	トレインA＜240時間／2サイクル トレインB＜240時間／2サイクル	
	炉心冷却機能（間接関連系）(MS-2)	＜2回／サイクル	トレインA＜240時間／2サイクル トレインB＜240時間／2サイクル	当該空調設備は次の安全機能を兼ねる。 ・原子炉停止後の除熱機能（間接関連系）（MS-2） ・未臨界維持機能（間接関連系）（MS-2） ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能（間接関連系）（MS-2）
１次系試料採取系統	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	＜2回／サイクル	－	
１次系計器用空気系統(格納容器内、格納容器外)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	＜1回／サイクル	格納容器内 トレインA＜240時間／2サイクル トレインB＜240時間／2サイクル 格納容器外 トレインA＜1時間／2サイクル トレインB＜1時間／2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	＜2回／サイクル	－	
２次系所内用（雑用）空気系統	空気供給機能［リスク重要度「高」設備］	＜2回／サイクル	－	
ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機冷却水系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	＜1回／サイクル	トレインA＜240時間／2サイクル トレインB＜240時間／2サイクル	
ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機始動空気系統	・安全上特に重要な関連機能(MS-1) ・安全上特に重要な関連機能（吸気系）(MS-1)	＜1回／サイクル	＜240時間／2サイクル／基	
ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機潤滑油系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	＜1回／サイクル	＜240時間／2サイクル／基	
ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機燃料系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	＜1回／サイクル	＜240時間／2サイクル／基	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備　考
		MPFF回数　目標値	非待機時間　目標値	
非常用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機設備	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	＜1回／サイクル	＜240時間／2サイクル／基	
消火水系統	アクシデントマネジメント対応機能［格納容器内注水］	＜2回／サイクル	＜720時間／2サイクル	
気体廃棄物処理系統（3号及び共用）	原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって放射性物質を貯蔵する機能(PS-2)	＜2回／サイクル	－	
原子炉保護装置	原子炉停止系への作動信号の発生機能(MS-1)	＜1回／サイクル	原子炉保護系論理回路 ﾓｰﾄﾞ1,2＜6時間／2サイクル／ﾄﾚｲﾝ ﾓｰﾄﾞ3,4(ﾄﾘｯﾌﾟ遮断器が閉じている場合) ＜48時間／2サイクル／ﾄﾚｲﾝ 原子炉保護系信号部 手動ﾄﾘｯﾌﾟ＜48時間／2サイクル／ﾁｬﾝﾈﾙ 自動ﾄﾘｯﾌﾟ＜6時間／2サイクル／ﾁｬﾝﾈﾙ ｲﾝﾀｰﾛｯｸ＜1時間／2サイクル／ﾁｬﾝﾈﾙ	
	工学的安全施設への作動信号の発生機能(MS-1)	＜1回／サイクル	工学的安全施設等作動論理回路 ＜6時間／2サイクル／ﾄﾚｲﾝ 工学的安全施設等作動信号部 手動＜48時間／2サイクル／ﾁｬﾝﾈﾙ 自動＜6時間／2サイクル／ﾁｬﾝﾈﾙ ｲﾝﾀｰﾛｯｸ＜1時間／2サイクル／ﾁｬﾝﾈﾙ ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機起動論理回路 ＜6時間／2サイクル／ﾄﾚｲﾝ 中央制御室非常用循環系作動論理回路(手動起動回路含む) 論理回路＜720時間／2サイクル／ﾄﾚｲﾝ 手動起動＜720時間／2サイクル／ﾁｬﾝﾈﾙ	
ｴﾘｱ･ﾌﾟﾛｾｽﾓﾆﾀ装置	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	＜2回／サイクル	－	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備　考
		MPFF回数　目標値	非待機時間　目標値	
燃料取扱設備	燃料を安全に取り扱う機能(PS-2)	＜2回／サイクル	－	
燃料取扱設備構築物	原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって放射性物質を貯蔵する機能(PS-2)	＜2回／サイクル	－	
	燃料を安全に取り扱う機能（PS-2）	＜2回／サイクル	－	
炉内構造物	・炉心形状の維持機能（炉心支持機能）(PS-1) ・炉心形状の維持機能（冷却材流路形成機能）(PS-1)	＜1回／サイクル	－	
	原子炉の緊急停止機能（制御棒クラスタ案内機能)(MS-1)	＜1回／サイクル	－	
燃料集合体及び非核燃料炉心構成品	炉心形状の維持機能(PS-1)	＜1回／サイクル	－	
	・原子炉の緊急停止機能(MS-1) ・未臨界維持機能(MS-1)	＜1回／サイクル	－	
原子炉格納容器	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能（原子炉格納容器バウンダリ機能）(MS-1)	＜1回／サイクル	＜4時間／2サイクル／弁 ＜24時間／2サイクル／ｴｱﾛｯｸ	
制御棒駆動装置（機械系）	過剰反応度の印加防止機能(PS-1)	＜1回／サイクル	－	
	・原子炉の緊急停止機能(MS-1) ・未臨界維持機能(MS-1)	＜1回／サイクル	－	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備　考
		MPFF回数　目標値	非待機時間　目標値	
制御棒駆動装置(電気系)	原子炉の緊急停止機能(MS-1)	＜1回／サイクル	ﾄﾘｯﾌﾟ遮断器 ﾓｰﾄﾞ1,2＜1時間／2サイクル／ﾄﾚｲﾝ ﾓｰﾄﾞ3,4（ﾄﾘｯﾌﾟ遮断器が閉じている場合） ＜48時間／2サイクル／ﾄﾚｲﾝ	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	＜2回／サイクル	－	
原子炉建屋	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能（アニュラス部を構成する機能）(MS-1)	＜1回／サイクル	－	
	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	＜1回／サイクル	－	
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	＜2回／サイクル	－	
	火災防護機能(MS-2相当)	＜2回／サイクル	－	
	溢水による損傷防止機能(MS-2相当)	＜2回／サイクル	－	
付属建屋	竜巻防止機能（MS-2相当）	＜2回／サイクル	－	
取水口・放水口設備	安全上特に重要な関連機能（MS-1）	＜1回／サイクル	－	
	浸水防護機能（MS-1）	＜1回／サイクル	取水路防潮ゲート ＜240時間／2サイクル 潮位観測システム（防護用） －	
	浸水防護機能（MS-2相当）	＜2回／サイクル	－	
	津波監視機能(MS-2相当)	＜2回／サイクル	－	
	火災防護機能(MS-2相当)	＜2回／サイクル	－	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備　考
		MPFF回数　目標値	非待機時間　目標値	
重大事故等対処設備	緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備(SA-2)	＜1回／サイクル	＜720時間／2サイクル	
	1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備(SA-2)	＜1回／サイクル	充てん／高圧注入ポンプ ＜240時間／2サイクル 加圧器逃がし弁 ＜72時間／2サイクル	
	炉心注水をするための設備(SA-2)	＜1回／サイクル	炉心注水 （非常用炉心冷却系） － 炉心注水 （蓄圧タンク） － 代替炉心注水 （B充てん／高圧注入ポンプ） ＜720時間／2サイクル 代替炉心注水 （A格納容器スプレイポンプ） ＜720時間／2サイクル 代替炉心注水 （可搬式代替低圧注水ポンプ） ＜720時間／2サイクル 代替再循環 （A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）） ＜72時間／2サイクル 代替再循環 （B余熱除去ポンプ・C充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）） ＜720時間／2サイクル	
	1次冷却系の減圧をするための設備(SA-2)	＜1回／サイクル	加圧器逃がし弁による減圧 （窒素ボンベまたは可搬式空気圧縮機を使用した減圧） ＜240時間／2サイクル （可搬型バッテリを使用した減圧） ＜720時間／2サイクル	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備　考
		MPFF回数　目標値	非待機時間　目標値	
重大事故等対処設備	原子炉格納容器スプレイをするための設備(SA-2)	＜1回／サイクル	原子炉格納容器スプレイ － 代替原子炉格納容器スプレイ(恒設代替低圧注水ポンプ) ＜720時間／2サイクル 代替原子炉格納容器スプレイ(可搬式代替低圧注水ポンプ) ＜720時間／2サイクル	
	原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備(SA-2)	＜1回／サイクル	原子炉格納容器内自然対流冷却 ＜720時間／2サイクル 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却 ＜240時間／2サイクル	
	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）をするための設備(SA-2)	＜1回／サイクル	－	
	蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備(SA-2)	＜1回／サイクル	＜72時間／2サイクル	
	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備(SA-2)	＜1回／サイクル	水素濃度低減 （静的触媒式水素再結合装置） ＜72時間／2サイクル 水素濃度低減 （原子炉格納容器水素燃焼装置） － 水素濃度監視 ＜720時間／2サイクル	
	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備(SA-2)	＜1回／サイクル	（Aアニュラス空気浄化系） ＜72時間／2サイクル （代替空気（窒素）系統） ＜240時間／2サイクル	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備　考
		MPFF回数　目標値	非待機時間　目標値	
重大事故等対処設備	使用済燃料ピットの冷却等のための設備(SA-2)	＜1回／サイクル	海水から使用済燃料ピットへの注水 － 使用済燃料ピットへのスプレイ － 使用済燃料ピットの監視 －	
	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(SA-2)	＜1回／サイクル	＜240時間／2サイクル	
	重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(SA-2)	＜1回／サイクル	海水を用いた復水タンクへの補給 ＜240時間／2サイクル 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 （復水タンク） ＜72時間／2サイクル 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 （燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ） ＜720時間／2サイクル 燃料取替用水タンク ＜1時間／2サイクル	
	電源設備(SA-2)	＜1回／サイクル	空冷式非常用発電装置、号機間電力融通ケーブル、電源車、蓄電池（3系統目） ＜720時間／2サイクル 蓄電池（安全防護系用） － 可搬式整流器 ＜240時間／2サイクル 代替所内電気設備 ＜72時間／2サイクル 燃料油貯油そう、タンクローリー ＜48時間／2サイクル	
	計装設備(-)	＜2回／サイクル	記録以外 ＜720時間／2サイクル 記録 －	
	中央制御室(SA-2)	＜1回／サイクル	中央制御室非常用循環系 ＜72時間／2サイクル 可搬型照明(SA)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計 ＜240時間／2サイクル	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備　考
		MPFF回数　目標値	非待機時間　目標値	
重大事故等対処設備	監視測定設備(SA-2)	＜1回／サイクル	－	
	緊急時対策所(SA-2)	＜1回／サイクル	居住性(緊急時対策所エリアモニタ) － 居住性(緊急時対策所エリアモニタ以外) ＜240時間／2サイクル	
	通信連絡を行うために必要な設備(SA-2)	＜1回／サイクル	＜240時間／2サイクル	
	その他の設備(-)	＜2回／サイクル	＜240時間／2サイクル	
特定重大事事故等対処施設を構成する設備				

本資料のうち、枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

添付書類三　施設管理の実施に関する計画

目　　次

１．施設管理実施計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。）
及び期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．発電用原子炉施設の工事の方法及び時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３．発電用原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期・・・・・・・・・２

４．発電用原子炉施設の工事及び点検を実施する際に行う保安の確保のための
措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

別紙：点検計画（第２５保全サイクル）
別図：定期事業者検査時の安全管理の計画
別表：長期施設管理方針実施状況総括表

１．施設管理実施計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。）及び期間

本保全計画の適用期間は、第２５回定期事業者検査開始日から次回の定期事業者検査を実施するために発電機を解列する日の前日までの期間（第２５回定期事業者検査終了以降１３ヶ月までの間※）とし、以降、この期間を第２５保全サイクルという。

ただし、この期間内に次回の定期事業者検査を実施するために発電機を解列した場合には、その前日までの期間とする。

※：この間を『実運転期間』という。

２．発電用原子炉施設の工事の方法及び時期

（１）工事の計画

ａ．蒸気発生器伝熱管補修工事：設計及び工事の計画の届出

○ 工事概要

蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査の結果、有意な信号指示が認められた伝熱管について、蒸気発生器の健全性を確保するため、メカニカルプラグにて施栓を行う。

○ 予定時期

第２５回定期事業者検査期間中

ｂ．火災報知器設置工事：設計及び工事の計画の認可申請

○ 工事概要

新火災防護基準バックフィット対応として、火災区域に対し、異なる種類の火災感知器を消防法に準じた箇所に設置する。

○ 予定時期

第２５回定期事業者検査期間中（完了予定：２０２４年２月）

３．発電用原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期

（１）点検計画

定期事業者検査中及びプラント運転中の点検について、あらかじめ保全方式を設定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を「高浜発電所　保修業務所則（平成５高原保所則　第２号）」に基づき策定した「保全指針」に従い策定した。また、土木建築に関する設備の点検計画については、「高浜発電所　土木建築業務所則（平成１９高原土所則　第１号）」に従い策定した。

点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画に基づく点検計画を別紙に記載する。

附帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は、「保全指針」に規定している。

点検計画を策定又は変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげている。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行った。

・保全活動管理指標の監視結果
・保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績
・トラブルなど運転経験
・高経年化技術評価および定期安全レビュー結果
・他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ
・リスク情報、科学的知見

４．発電用原子炉施設の工事及び点検を実施する際に行う保安の確保のための措置

定期事業者検査停止時における保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は、別図のとおりである。また、定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動並びに留意事項等については、特にない。

別紙

点　　検　　計　　画
（第２５保全サイクル）

点検計画の記載について

１．点検計画については以下の方針に従い記載している。

（１） 記載している設備について

点検計画には発電所設備の主要機器として、以下設備を対象に記載している。

①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第４３条の３の１４に規定する技術基準が適用される設備

a.定期事業者検査の対象となる設備

b.実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第２において、設計及び工事の計画に記載が要求されている設備

なお、設計及び工事の計画において仕様が記載されていない設備については、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ、取替が可能な下記のものについて除外する。

(a)防保護具、現地操作時に用いる工具類

(b)一般消耗品（電池類他）

(c)一般産業品（可搬型照明、電話・ファクシミリ他）

②保全の重要度が高い設備

保全重要度が高い設備とは、以下の設備を指す。

a.安全機能の重要度が高い設備

b.供給信頼性重要度が高い設備

c.リスク重要度が高い設備

なお、アクシデントマネジメント（AM）対応設備であることにより、保全の重要度を「高」とした設備については、点検計画において「AM（対応するアクシデントマネジメント名）機器」として明示している。

（２） 記載している点検について

点検計画には上記設備の主要な点検として、以下を記載している。

・定期事業者検査に係る点検

・定期事業者検査の都度性能維持のための措置を伴う点検

・定期事業者検査に係る点検の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を伴う点検

・記載対象設備において、上記に該当する点検が無い設備については主要な点検

上記以外の点検（主要機器の上記条件以外の点検や附帯設備※1の点検等）については、「高浜発電所　保修業務所則（平成５高原保所則　第２号）」に基づき策定した「保全指針」及び「高浜発電所　土木建築業務所則（平成１９高原土所則　第１号）」に定めている。

※１：附帯設備の例

（潤滑油、潤滑水、シール水、冷却設備、電源、制御回路、オリフィス、レデューサ、フローグラス　等）

（３） 保全の重要度について

「グレード分け通達（平成１８原品証通達第２号）」等の考え方に従い、「高」又は「低」のいずれかで表記している。

なお、重要度「高」及び定期事業者検査対象の設備については、保全方式として予防保全（時間基準保全、状態基準保全）を選定し、事後保全は選定していない。

（４） 保全方式について

保全方式について以下のとおり記載している。

- 時間基準保全を採用しているもの：点検頻度
- 状態基準保全を採用しているもの：ＣＢＭ
- 事後保全を採用しているもの　　：ＢＭ

（５） 点検頻度について

次の整理により「Ｆ」：保全サイクル、「M」：月、「Ｙ」：年で表記している。

- 性能維持のための措置を伴う点検及びそれに伴い実施する点検については、「M」又は「Ｙ」により表記している。なお、記載した頻度のうち「M」は、運転期間（総合負荷性能検査～解列）に対応した値を示している。
  また、複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目については、その点検頻度の最短及び最長のものを記載している。
- 供用期間中検査のように年度管理するものについては、「Ｙ」により表記している。
- 機器の分解点検時期に合わせて実施する機能・性能試験については、「Ｂ」により表記している。また、その他、性能維持のための措置を伴わない点検のうち、分解・開放点検等の性能維持のための措置を伴う点検と合わせて実施するものについても「Ｂ」※2と表記している。なお、回転機器（ポンプ、ファン等）等、本体と駆動部で構成される機器は、一方が分解点検を実施した場合においても、その後の機能・性能試験で本体と駆動部の機能・性能を確認する。
- これ以外で、性能維持のための措置を伴わない点検については、「Ｆ」※2により表記している。また、性能維持のための措置を伴わない点検であっても、当該点検が、プラント運転期間中の発電用原子炉施設の保安の確保に支障がなく、年度管理するものについては、「Ｙ」により表記している。
- このほか肉厚管理指針に従い管理する肉厚測定は、検査箇所ごとの管理となるため、本表では“肉厚管理指針による”と表記している。
- 定期的な頻度をもたずに実施する点検については、「Ｘ」により表記している。

※２：「Ｂ」「Ｆ」により表記しているものは、基本的に性能維持のための措置を予定していない点検であり、劣化進展がごく軽微なため、分解・開放点検やプラント定期事業者検査停止時期に合わせた実施管理が適しているものを対象にしている。

（６） 点検時期について

・時間基準保全の点検については、“定期事業者検査起動後”、“プラント運転中”の表現により、備考欄に実施時期を記載している。なお、これらの記載のないものについては、定期事業者検査停止中に実施することとしている。

・プラント停止（定期事業者検査）に先立ち、プラント運転中に実施する定期的な点検を「先行実施」とし、その対象設備を備考欄に明記し、区別する。

（７） 状態監視方法の記載について

・ 保全方式として状態基準保全を用いる機器については、経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法（状態監視技術、定例試験、巡視点検等）及びその頻度を備考欄に記載している。

・ 保全方式として時間基準保全を採用している機器については、保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。

なお、第２５保全サイクル中に点検を実施するものについては「点検計画」に「○」※3を記載している。

また「点検計画」には、当該点検の前回実績（実施時期）※4も記載している。

※３：複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目については、本保全サイクルの中に一つでも点検の計画があれば「○」としている。

※４：複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目にあっては、最新実績を記載している。

目　次

機器又は系統名	ページ
原子炉本体	1/36
[炉心]	
[原子炉容器]	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	1/36
[燃料取扱設備]	
[使用済燃料貯蔵設備]	
[使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備]	
[燃料取替用水設備]	
原子炉冷却系統施設	3/36
[一次冷却材の循環設備]	
[主蒸気・主給水設備]	
[余熱除去設備]	
[非常用炉心冷却設備]	
[化学体積制御設備]	
[蒸気タービンの附属設備]	
[原子炉補機冷却水設備]	
[原子炉補機冷却海水設備]	
[原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置]	
計測制御系統施設	12/36
[制御材]	
[制御棒駆動装置]	
[工学的安全施設等の作動信号]	
[ほう酸注入機能を有する設備]	
[ほう素再生設備]	
[制御用空気設備]	
[その他設備]	
放射性廃棄物の廃棄施設	15/36
[気体、液体又は固体廃棄物処理設備]	
[原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの液体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置]	
放射線管理施設	18/36
[放射線管理用計測装置]	
[生体遮蔽装置]	
[換気設備]	
[その他設備]	
原子炉格納施設	25/36
[原子炉格納容器]	
[圧力低減設備その他の安全設備]	
原子力設備	28/36
[その他設備]	

機器又は系統名	ページ
原子力設備・タービン設備	29/36
[その他設備]	
蒸気タービン	29/36
[車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸]	
[調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁]	
[復水器]	
[蒸気タービンに附属する熱交換器]	
[蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備]	
[蒸気タービンに附属する管等]	
[その他設備]	
補助ボイラー	33/36
その他発電用原子炉の附属施設	34/36
[浸水防護施設]	
[常用電源設備]	
[火災防護施設]	
[非常用発電装置]	
[その他の電源装置]	
土木建築設備	36/36
敷地内土木構造物	36/36
プラント総合	36/36
非常用取水設備	36/36
[取水設備]	

別表－１：クラス１機器供用期間中検査７年計画
別表－２：クラス２機器供用期間中検査１０年計画
別表－３：クラス３機器供用期間中検査１０年計画
別表－４：クラス１機器Ｎｉ基合金使用部位特別検査７年計画
別表－５：クラス２管（原子炉格納容器内）特別検査１０年計画
別表－６：原子炉格納容器供用期間中検査１０年計画
別表－７：重大事故等クラス１機器供用期間中検査１０年計画
別表－８：重大事故等クラス２機器供用期間中検査１０年計画
別表－９：重大事故等クラス３機器供用期間中検査１０年計画
別表－１０：クラス１配管特別検査　３年計画

１．点検計画

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術）
原子炉本体 ［炉心］	照射済燃料集合体	※　１式	1.外観点検	高	1F	○	24回	燃料集合体外観検査	※：炉心設計による
	照射済燃料集合体（取出燃料）	※　１式	1.外観点検	高	1F	○	24回		※：炉心設計による
	燃料集合体	※157体	1.外観点検（炉内配置）	高	1F	○	24回	燃料集合体炉内配置検査	※：炉心設計による
	内挿物 （１）制御棒クラスタ （２）バーナブルポイズン （３）プラギングデバイス （４）２次中性子源	※　１式	1.外観点検（炉内配置）	高	1F	○	24回	燃料集合体炉内配置検査	※：炉心設計による
	原子炉本体のうち炉心		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	原子炉停止余裕検査 炉物理検査	定期事業者検査起動後
原子炉本体 ［原子炉容器］	原子炉容器		1.開放点検	高	13M	○	24回		
	制御棒クラスタ案内管支持ピン	104本	1.外観点検	高	3F	－	24回	構造健全性検査	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ［燃料取扱設備］	燃料移送装置	1式	1.機能・性能試験（リフティングフレーム）	高	1F	○	24回	燃料取扱装置機能検査	一部先行実施
			1.機能・性能試験		1F	○	24回	燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）	
			2.分解点検他		39M～195M	○	24回		
	燃料取替クレーン		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）	
			2.分解点検他		39M～195M	○	24回		
	使用済燃料ピットクレーン		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	燃料取扱装置機能検査 １次系換気空調設備検査 燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）	先行実施
			2.分解点検他		39M～195M	－	24回		
	新燃料エレベータ		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	燃料取扱設備検査 燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）	先行実施
			2.分解点検他		39M～195M	－	24回		
	燃料取扱建屋クレーン		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	燃料取扱設備検査 燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）	先行実施
			2.簡易点検（年次点検）		12M	○	24回		
	燃料取扱工具	1式	1.外観点検	高	1F	○	24回	燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）	先行実施
	ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置	1台	1.機能・性能試験	高	X※	○	22回	燃料取扱設備検査 燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）	※ＭＯＸ新燃料受入時のみ実施 プラント運転中又は定期事業者検査停止中
			2.外観点検		X※	○	22回	燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）	
	燃料仮置ラック		1.外観点検	高	1F	○	24回	燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）	
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設［燃料取扱設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高・低	13M～91M	○	24回		一部ＢＭあり 一部プラント運転中
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ［使用済燃料貯蔵設備］	事故時監視計器 水位監視計器 温度監視計器	 2個 2個	1.特性試験	高	13M	○	24回	プラント状態監視設備機能検査	
	１次系計測制御装置	1式	1.特性試験	高・低	13M	○	24回	計測制御系監視機能検査	
	使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置	1式	1.機能・性能試験	高	13M	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設［使用済燃料貯蔵設備］その他機器	1式	1.特性試験他	高	13M	○	24回		

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術）
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設［使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備］	可搬式代替低圧注水ポンプ・電動機	3台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
			2.分解点検（ポンプ）		10Y	－	－		
			2.分解点検（電動機）		78M	－	－		
	送水車	3台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	－	可搬型重大事故等対処設備機能検査	プラント運転中又は施設定検停止中 2021.3より設置
	大容量ポンプ（放水砲用）	3台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加 保全の有効性評価結果No.44の反映
			2.分解点検		10Y	－	－		
	使用済燃料ピット浄化冷却設備		1.機能・性能試験（ポンプ、電動機含む）	低	1F	○	24回	使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系機能検査	
	Ａ使用済燃料ピットポンプ・電動機		1.分解点検（ポンプ）	低	78M	－	23回		先行実施 （振動診断：３M）
			1.分解点検（電動機）		CBM	－	12回		
			2.簡易点検（潤滑油入替）		13M	○	24回		
	Ｂ使用済燃料ピットポンプ・電動機		1.分解点検（ポンプ）	低	78M	－	24回		先行実施 （振動診断：３M）
			1.分解点検（電動機）		CBM	－	13回		
			2.簡易点検（潤滑油入替）		13M	○	24回		
	Ａ使用済燃料ピットフィルタ		1.開放点検	低	130M	－	18回		先行実施
	Ｂ使用済燃料ピットフィルタ		1.開放点検	低	130M	－	19回		先行実施
	Ａ使用済燃料ピット冷却器		1.開放点検（管側）	高	195M	○	18回		先行実施
			1.開放点検（胴側）		195M	－	21回		先行実施
			2.非破壊試験		195M	○	18回	１次系熱交換器検査	
	Ｂ使用済燃料ピット冷却器		1.開放点検（管側）	高	195M	－	24回		先行実施
			1.開放点検（胴側）		195M	－	21回		先行実施
			2.非破壊試験		195M	－	24回	１次系熱交換器検査	
	Ｃ使用済燃料ピット冷却器		1.開放点検（ガスケットパッキン取替）	高	130M	－	24回		先行実施
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設［使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備］その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	－	24回	１次系弁検査	
			2.分解点検		130M	○	24回	１次系弁検査 １次系逆止弁検査	一部先行実施
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設［使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備］その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	－	24回	１次系弁検査	
			2.分解点検		65M	－	24回		
			3.簡易点検（特性試験）		65M～208M	○	24回		
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設［使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	78M～130M	○	23回		一部先行実施
			1.分解点検他	低	13M～130M	○	24回		一部ＢＭあり 一部先行実施
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設［燃料取替用水設備］	Ａ燃料取替用水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	－	23回	１次系ポンプ機能検査	先行実施 （振動診断：３M） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（ポンプ）		130M	－	21回		
			2.分解点検（電動機）		52M	－	23回		
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		13M～26M	○	24回		
	Ｂ燃料取替用水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	○	24回	１次系ポンプ機能検査	先行実施 （振動診断：３M） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（ポンプ）		130M	○	19回		
			2.分解点検（電動機）		52M	－	24回		
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		13M～26M	○	24回		
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設［燃料取替用水設備］その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	－	22回	１次系弁検査 １次系安全弁検査	
			2.分解点検		130M	○	23回	１次系弁検査	
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設［燃料取替用水設備］その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	－	23回	１次系弁検査	
			2.分解点検		156M	－	23回		
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設［燃料取替用水設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	104M～130M	○	24回		一部先行実施
			1.分解点検他	低	104M～130M	○	24回		一部ＢＭあり 一部先行実施

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ()内は適用する設備診断技術）
原子炉冷却系統施設 ［一次冷却材の循環設備］	A蒸気発生器	伝熱管 3,272本	1.非破壊試験	高	13M	○	24回	蒸気発生器伝熱管体積検査	
			2.開放点検		13M	○	24回		
			3.簡易点検（スラッジランシング）		13M	○	24回		
			4.簡易点検（ガスケット取替他）		13M	○	24回		
	A蒸気発生器給水入口管台	1箇所	1.非破壊試験	高	10Y	－	23回		
	B蒸気発生器	伝熱管3,247本	1.非破壊試験	高	13M	○	24回	蒸気発生器伝熱管体積検査	
			2.開放点検		13M	○	24回		
			3.簡易点検（スラッジランシング）		13M	○	24回		
			4.簡易点検（ガスケット取替他）		13M	○	24回		
	B蒸気発生器給水入口管台	1箇所	1.非破壊試験	高	10Y	－	23回		
	C蒸気発生器	伝熱管3,261本	1.非破壊試験	高	13M	○	24回	蒸気発生器伝熱管体積検査	
			2.開放点検		13M	○	24回		
			3.簡易点検（スラッジランシング）		13M	○	24回		
			4.簡易点検（ガスケット取替他）		13M	○	24回		
	C蒸気発生器給水入口管台	1箇所	1.非破壊試験	高	10Y	－	23回		
	加圧器安全弁	3V-RC-055 3V-RC-056 3V-RC-057	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	加圧器安全弁機能検査	
			2.漏えい試験		B	○	24回	加圧器安全弁漏えい検査	
			3.分解点検		13M	○	24回	加圧器安全弁分解検査	
	加圧器逃がし弁	3-PCV-454C	1.機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	24回	加圧器逃がし弁機能検査	
			2.漏えい試験		1F	○	24回	加圧器逃がし弁漏えい検査	
			3.分解点検		26M	－	24回	加圧器逃がし弁分解検査	
	加圧器逃がし弁駆動部	3-PCV-454C	1.分解点検	高	13M	○	24回		
			2.簡易点検（特性試験）		13M	○	24回		
	加圧器逃がし弁	3-PCV-455A	1.機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	24回	加圧器逃がし弁機能検査	
			2.漏えい試験		1F	○	24回	加圧器逃がし弁漏えい検査	
			3.分解点検		26M	○	23回	加圧器逃がし弁分解検査	
	加圧器逃がし弁駆動部	3-PCV-455A	1.分解点検	高	13M	○	24回		
			2.簡易点検（特性試験）		13M	○	24回		
	加圧器逃がし弁	3-PCV-455B	1.機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	24回	加圧器逃がし弁機能検査	
			2.漏えい試験		1F	○	24回	加圧器逃がし弁漏えい検査	
			3.分解点検		26M	○	23回	加圧器逃がし弁分解検査	
	加圧器逃がし弁駆動部	3-PCV-455B	1.分解点検	高	13M	○	24回		
			2.簡易点検(特性試験)		13M	○	24回		
	加圧器逃がし弁元弁	3V-RC-054A	1.機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	24回	加圧器逃がし弁元弁機能検査	
			2.分解点検		130M	－	21回		
			3.簡易点検（グランドパッキン取替）		65M	－	23回		
	加圧器逃がし弁元弁駆動部	3V-RC-054A	1.分解点検	高	156M	－	21回		

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ）内は適用する設備診断技術）
原子炉冷却系統施設［一次冷却材の循環設備］	加圧器逃がし弁元弁	3V-RC-054B	1.機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	24回	加圧器逃がし弁元弁機能検査	
			2.分解点検		130M	－	22回		
			3.簡易点検（グランドパッキン取替）		65M	－	22回		
	加圧器逃がし弁元弁駆動部	3V-RC-054B	1.分解点検	高	156M	－	21回		
	加圧器逃がし弁元弁	3V-RC-054C	1.機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	24回	加圧器逃がし弁元弁機能検査	
			2.分解点検		130M	－	22回		
			3.簡易点検（グランドパッキン取替）		65M	－	22回		
	加圧器逃がし弁元弁駆動部	3V-RC-054C	1.分解点検	高	156M	－	21回		
	Ａ１次冷却材ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	１次冷却材ポンプ機能検査	一部定期事業者検査起動後
			2.分解点検（ポンプ）		130M	－	23回		
			2.分解点検（電動機）		104M	－	23回		
			2.分解点検（メカニカルシール）		13M	○	24回	１次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査	一部先行実施
			2.分解点検（フライホイール）		104M	－	23回		
			3.簡易点検（潤滑油入替）		26M	○	23回		
	Ｂ１次冷却材ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	１次冷却材ポンプ機能検査	一部定期事業者検査起動後
			2.分解点検（ポンプ）		130M	－	24回		
			2.分解点検（電動機）		104M	－	22回		
			2.分解点検（メカニカルシール）		13M	○	24回	１次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査	一部先行実施
			2.分解点検（フライホイール）		104M	－	22回		
			3.簡易点検（潤滑油入替）		26M	－	24回		
	Ｃ１次冷却材ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	１次冷却材ポンプ機能検査	一部定期事業者検査起動後
			2.分解点検（ポンプ）		130M	－	21回		
			2.分解点検（電動機）		104M	○	20回		
			2.分解点検（メカニカルシール）		13M	○	24回	１次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査	一部先行実施
			2.分解点検（フライホイール）		104M	○	20回		
			3.簡易点検（潤滑油入替）		26M	○	24回		
	加圧器		1.開放点検	高	39M	－	23回		
			2.簡易点検（マンホールガスケット取替）		13M	○	24回		
	原子炉冷却系統施設［一次冷却材の循環設備］その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	－	24回	１次系弁検査	
			2.分解点検		26M	－	24回	１次系弁検査 １次系逆止弁検査	
	原子炉冷却系統施設［一次冷却材の循環設備］その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回	１次系弁検査	
			2.分解点検		13M	○	24回		
			3.簡易点検（特性試験他）		13M	○	24回		
	原子炉冷却系統施設［一次冷却材の循環設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	65M～260M	○	24回		
			1.分解点検他	低	52M～260M	○	24回		一部ＢＭあり

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ()内は適用する設備診断技術）
原子炉冷却系統施設［主蒸気・主給水設備］	主蒸気安全弁	3V-MS-526A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-530A 3V-MS-531A 3V-MS-532A 3V-MS-526C 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	主蒸気安全弁機能検査	
			2.漏えい試験		B	－	24回	主蒸気安全弁漏えい検査	
			3.分解点検		26M	－	24回		
		3V-MS-526B 3V-MS-527B 3V-MS-528B 3V-MS-529B 3V-MS-530B 3V-MS-531B 3V-MS-532B 3V-MS-530C 3V-MS-531C 3V-MS-532C	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	主蒸気安全弁機能検査	
			2.漏えい試験		B	○	23回	主蒸気安全弁漏えい検査	
			3.分解点検		26M	○	23回		
	主蒸気逃がし弁	3-PCV-3610 3-PCV-3620 3-PCV-3630	1.機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	24回	主蒸気逃がし弁機能検査 最終ヒートシンク熱輸送設備作動検査	
			2.漏えい試験		B	○	24回	主蒸気逃がし弁漏えい検査	
			3.分解点検		13M	○	24回		
	主蒸気逃がし弁駆動部	3-PCV-3610 3-PCV-3620 3-PCV-3630	1.分解点検	高	13M	○	24回		
			2.簡易点検（特性試験）		13M	○	24回		
	主蒸気隔離弁	3V-MS-533A 3V-MS-533B 3V-MS-533C	1.機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	24回	主蒸気隔離弁機能検査	
		3V-MS-533A	2.分解点検	高	39M	－	23回	２次系弁検査	
		3V-MS-533B	2.分解点検	高	39M	○	22回	２次系弁検査	
		3V-MS-533C	2.分解点検	高	39M	－	24回	２次系弁検査	
	原子炉冷却系統施設［主蒸気・主給水設備］その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回	２次系弁検査	
			2.分解点検		52M～130M	○	24回	２次系弁検査	
			3.簡易点検(グランドパッキン取替)		65M	○	24回		
	原子炉冷却系統施設［主蒸気・主給水設備］その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回	２次系弁検査	
			2.分解点検		52M～156M	○	24回		
			3.簡易点検(特性試験)		13M～52M	○	24回		
	原子炉冷却系統施設［主蒸気・主給水設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～260M	○	24回		
			1.分解点検他	低	13M～195M	○	24回		一部ＢＭあり

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術）
原子炉冷却系統施設 ［余熱除去設備］	Ａ余熱除去ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	－	22回	１次系ポンプ機能検査	（振動診断：１M） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No.1の反映
			2.分解点検（ポンプ）		78M	－	22回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	
			2.分解点検（電動機）		130M	－	21回		
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		13M～26M	○	24回		
	Ｂ余熱除去ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	－	22回	１次系ポンプ機能検査	（振動診断：１M） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No.2の反映
			2.分解点検（ポンプ）		78M	－	22回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	
			2.分解点検（電動機）		130M	－	21回		
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		13M～26M	○	24回		
	Ａ余熱除去冷却器		1.開放点検	高	130M	－	18回		
			2.非破壊試験		130M	－	18回	１次系熱交換器検査	
	Ｂ余熱除去冷却器		1.開放点検	高	130M	－	17回		
			2.非破壊試験		130M	－	17回	１次系熱交換器検査	
	低圧注入系主要弁	3V-RH-041A	1.分解点検	高	130M	－	24回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-RH-041B	1.分解点検	高	130M	－	24回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3-PCV-601	1.分解点検	高	130M	○	18回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		3-PCV-611	1.分解点検	高	130M	－	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-193A	1.分解点検	高	130M	－	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		3V-SI-193B	1.分解点検	高	130M	－	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-202A	1.分解点検	高	130M	－	19回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-202B	1.分解点検	高	130M	－	21回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-202C	1.分解点検	高	130M	○	18回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-203A	1.分解点検	高	130M	－	19回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-203B	1.分解点検	高	130M	－	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-203C	1.分解点検	高	130M	○	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-208A	1.分解点検	高	130M	－	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-208B	1.分解点検	高	130M	－	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-209A	1.分解点検	高	130M	－	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-209B	1.分解点検	高	130M	－	19回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
	低圧注入系主要弁駆動部	1式	1.分解点検	高	156M	－	22回		
	原子炉冷却系統施設［余熱除去設備］その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回	１次系弁検査 １次系安全弁検査	
			2.分解点検		52M～130M	○	24回	１次系弁検査	
			3.簡易点検(グランドパッキン取替)		52M～130M	○	24回		
	原子炉冷却系統施設［余熱除去設備］その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回	１次系弁検査	
			2.分解点検		52M～156M	○	24回		
			3.簡易点検(特性試験)		13M～208M	○	24回		
	原子炉冷却系統施設［余熱除去設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	130M～260M	○	24回		
	その他ＡＭ（代替再循環）機器	1式	1.分解点検他	高	130M～156M	－	21回	１次系弁検査	

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術）
原子炉冷却系統施設 ［非常用炉心冷却設備］	高圧及び低圧注入系 ［余熱除去設備（低圧注入機能）を含む］		1.機能・性能試験（ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む）	高	1F	○	24回	非常用炉心冷却系機能検査	
	その他原子炉注水系		1.機能・性能試験（ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む）	高	1F	○	24回	その他原子炉注水系機能検査	［対象設備］ ・A高圧注入系 ・B高圧注入系（自己冷却） ・C高圧注入系（海水による電動機冷却） ・A低圧注入系 ・B低圧注入系（海水による電動機冷却）
	高圧注入系主要弁	3-LCV-121D	1.分解点検	高	130M	○	18回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加
		3-LCV-121E	1.分解点検	高	130M	－	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-023A	1.分解点検	高	130M	－	21回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-023B	1.分解点検	高	130M	－	21回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-042A	1.分解点検	高	130M	－	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加
		3V-SI-042B	1.分解点検	高	130M	－	21回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-099A	1.分解点検	高	260M	－	18回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		3V-SI-099B	1.分解点検	高	260M	－	18回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		3V-SI-099C	1.分解点検	高	260M	－	18回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		3V-SI-048A	1.分解点検	高	260M	－	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加
		3V-SI-048B	1.分解点検	高	260M	－	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加
		3V-SI-048C	1.分解点検	高	260M	－	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-106A	1.分解点検	高	260M	－	－	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	19回施設定検時に設置
		3V-SI-106B	1.分解点検	高	260M	－	－	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	19回施設定検時に設置
		3V-SI-106C	1.分解点検	高	260M	－	－	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	19回施設定検時に設置
		3V-SI-087A	1.分解点検	高	260M	－	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		3V-SI-087B	1.分解点検	高	260M	－	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		3V-SI-087C	1.分解点検	高	260M	－	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		3V-SI-088	1.分解点検	高	130M	－	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	高圧注入系主要弁駆動部	1式	1.分解点検	高	156M	－	21回		
	蓄圧注入系		1.機能・性能試験（弁、弁駆動部含む）	高	1F	○	24回	非常用炉心冷却系機能検査 その他原子炉注水系機能検査	
	蓄圧注入系主要弁	3V-SI-132A	1.分解点検	高	130M	－	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-132B	1.分解点検	高	130M	－	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-132C	1.分解点検	高	130M	－	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-134A	1.分解点検	高	130M	○	19回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加
		3V-SI-134B	1.分解点検	高	130M	－	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-134C	1.分解点検	高	130M	○	19回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加
		3V-SI-136A	1.分解点検	高	130M	－	24回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-136B	1.分解点検	高	130M	－	24回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-SI-136C	1.分解点検	高	130M	－	24回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
	蓄圧注入系主要弁駆動部	1式	1.分解点検	高	156M	○	23回		

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ()内は適用する設備診断技術）
原子炉冷却系統施設［非常用炉心冷却設備］	A蓄圧タンク		1.開放点検	高	130M	－	21回		
	B蓄圧タンク		1.開放点検	高	130M	－	21回		
	C蓄圧タンク		1.開放点検	高	130M	－	21回		
	ほう酸注入タンク		1.開放点検	高	130M	－	21回		
	燃料取替用水タンク		1.開放点検	高	130M	－	17回		
	格納容器再循環サンプ		1.外観点検	高	1F	○	24回		
	格納容器再循環サンプスクリーン		1.外観点検	高	10Y	－	23回	原子炉格納容器再循環サンプスクリーン検査	
	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	その他原子炉注水系機能検査	21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加 保全の有効性評価結果No.46の反映
			2.分解点検（ポンプ）		130M	－	－	その他原子炉注水系ポンプ分解検査	
			2.分解点検（電動機）		78M	－	－		
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	○	24回		
	恒設代替低圧注水系		1.機能・性能試験（ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む）	高	1F	○	24回	原子炉格納容器安全系機能検査 その他原子炉注水系機能検査	21回施設定検時に設置 その他原子炉注水系機能検査は21回施設定期検査より追加
	恒設代替低圧注水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B	－	－		21回施設定検時に設置 その他原子炉注水系ポンプ分解検査は21回施設定期検査より追加 保全の有効性評価結果No.47の反映
			2.分解点検（ポンプ）		130M	－	－	原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	
			2.分解点検（電動機）		78M	－	－		
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	○	24回		
	原子炉冷却系統施設［非常用炉心冷却設備］その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	24回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	
			2.分解点検		52M～260M	○	24回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査	
	原子炉冷却系統施設［非常用炉心冷却設備］その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回	1次系弁検査	
			2.分解点検		52M～156M	○	24回		
			3.簡易点検（特性試験		26M～208M	○	24回		
	原子炉冷却系統施設［非常用炉心冷却設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～260M	○	24回		
			1.分解点検他	低	26M～208M	○	24回		一部ＢＭあり 一部先行実施

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ()内は適用する設備診断技術）
原子炉冷却系統施設［化学体積制御設備］	化学体積制御系		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	化学体積制御系機能検査	定期事業者検査起動後
	Ａ充てん／高圧注入ポンプ・電動機		1.分解点検（ポンプ）	高	117M	－	20回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	（振動診断：３M） その他原子炉注水系ポンプ分解検査は21回施設定期検査より追加
			1.分解点検（電動機）		104M	－	21回		
			2.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	－	24回		
	Ｂ充てん／高圧注入ポンプ・電動機		1.分解点検（ポンプ）	高	117M	－	22回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	（振動診断：３M）
			1.分解点検（電動機）		104M	○	20回		
			2.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	○	24回		
	Ｃ充てん／高圧注入ポンプ・電動機		1.分解点検（ポンプ）	高	117M	－	21回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	（振動診断：３M） その他原子炉注水系ポンプ分解検査は21回施設定期検査より追加
			1.分解点検（電動機）		104M	－	23回		
			2.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	○	24回		
	体積制御タンク		1.開放点検	高	130M	－	20回		
	冷却材フィルタ		1.開放点検	高	130M	－	21回		
	Ａ冷却材脱塩塔入口フィルタ		1.開放点検	高	130M	－	21回		先行実施
	Ｂ冷却材脱塩塔入口フィルタ		1.開放点検	高	130M	－	20回		先行実施
	非再生冷却器		1.開放点検（管側）	高	130M	－	19回		
			1.開放点検（胴側）		195M	－	19回		
			2.非破壊試験		130M	－	19回	１次系熱交換器検査	
	その他原子炉注水系主要弁	3V-CS-218	1.分解点検	高	130M	－	24回	その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-CS-219	1.分解点検	高	130M	○	18回	その他原子炉注水系主要弁分解検査	21回施設定期検査より追加
		3V-CS-233	1.分解点検	高	130M	○	18回	その他原子炉注水系主要弁分解検査	21回施設定期検査より追加
		3V-CS-234	1.分解点検	高	130M	－	21回	その他原子炉注水系主要弁分解検査	
	原子炉冷却系統施設［化学体積制御設備］その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	24回	１次系弁検査 １次系安全弁検査	
			2.分解点検		13M～260M	○	24回	１次系弁検査 １次系逆止弁検査	一部先行実施
	原子炉冷却系統施設［化学体積制御設備］その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回	１次系弁検査	
			2.分解点検		13M～156M	○	24回		
			3.簡易点検(特性試験他)	高・低	13M～208M	○	24回		
	原子炉冷却系統施設［化学体積制御設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～260M	○	24回		一部先行実施
			1.分解点検他	低	13M～260M	○	24回		一部ＢＭあり 一部先行実施
原子炉冷却系統施設［蒸気タービンの附属設備］	補助給水系		1.機能・性能試験（ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む）	高	1F	○	24回	補助給水系機能検査	
	Ａ電動補助給水ポンプ・電動機		1.分解点検（ポンプ）	高	130M	○	15回	補助給水系ポンプ分解検査	（振動診断：１M）
			1.分解点検（電動機）		104M	－	21回		
			2.簡易点検（潤滑油入替他）		13M	○	24回		
	Ｂ電動補助給水ポンプ・電動機		1.分解点検（ポンプ）	高	130M	－	16回	補助給水系ポンプ分解検査	（振動診断：１M）
			1.分解点検（電動機）		104M	－	22回		
			2.簡易点検（潤滑油入替他）		13M	○	24回		
	タービン動補助給水ポンプ		1.機能・性能試験	高	B	○	21回	２次系ポンプ機能検査	
			2.分解点検		52M	○	21回	補助給水系ポンプ分解検査	駆動部のタービン含む
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		13M	○	24回		

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ()内は適用する設備診断技術）
原子炉冷却系統施設［蒸気タービンの附属設備］	原子炉冷却系統施設［蒸気タービンの附属設備］その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回	２次系弁検査	
			2.分解点検		52M～130M	○	24回	２次系弁検査	
			3.簡易点検（グランド入替）		52M	○	23回		
	原子炉冷却系統施設［蒸気タービンの附属設備］その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	23回	２次系弁検査	
			2.分解点検		52M～156M	○	23回		
			3.簡易点検（特性試験）		13M～52M	○	24回		
	原子炉冷却系統施設［蒸気タービンの附属設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	26M～260M	○	24回		
			1.分解点検他	低	65M～130M	－	21回		
原子炉冷却系統施設［原子炉補機冷却水設備］	原子炉補機冷却系		1.機能・性能試験（弁、弁駆動部含む）	高	1F	○	24回	原子炉補機冷却系機能検査	
	A原子炉補機冷却水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	－	24回	１次系ポンプ機能検査	（振動診断：３M） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（ポンプ）		130M	－	21回		
			2.分解点検（電動機）		104M	－	24回		
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	○	24回		
	B原子炉補機冷却水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	－	24回	１次系ポンプ機能検査	（振動診断：３M） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（ポンプ）		130M	－	21回		
			2.分解点検（電動機）		104M	－	24回		
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	－	24回		
	C原子炉補機冷却水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	○	22回	１次系ポンプ機能検査	（振動診断：１２M） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（ポンプ）		130M	○	19回		
			2.分解点検（電動機）		104M	－	22回		
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	○	24回		
	D原子炉補機冷却水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	○	21回	１次系ポンプ機能検査	（振動診断：３M） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（ポンプ）		130M	－	21回		
			2.分解点検（電動機）		104M	○	21回		
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	○	24回		
	E原子炉補機冷却水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	－	23回	１次系ポンプ機能検査	（振動診断：３M） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（ポンプ）		130M	－	21回		
			2.分解点検（電動機）		104M	－	23回		
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	○	24回		
	大容量ポンプ	3台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置 保全の有効性評価結果No.45の反映
			2.分解点検		X	－	－		
	A原子炉補機冷却水冷却器		1.開放点検	高	13M	○	24回		
			2.非破壊試験		13M	○	24回	１次系熱交換器検査	
			3.漏えい試験		13M	○	24回		
			4.機能・性能試験		X※	○	24回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査	※：１次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
			5.開放点検		X※	○	24回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事構造・強度事業者検査	
	B原子炉補機冷却水冷却器		1.開放点検	高	13M	○	24回		
			2.非破壊試験		13M	○	24回	１次系熱交換器検査	
			3.漏えい試験		13M	○	24回		
			4.機能・性能試験		X※	○	24回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査	※：１次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
			5.開放点検		X※	○	24回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事構造・強度事業者検査	

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ）内は適用する設備診断技術）
原子炉冷却系統施設［原子炉補機冷却水設備］	C原子炉補機冷却水冷却器		1.開放点検	高	13M	○	24回		
			2.非破壊試験		13M	○	24回	１次系熱交換器検査	
			3.漏えい試験		13M	○	24回		
			4.機能・性能試験		X※	○	24回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査	※：１次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
			5.開放点検		X※	○	24回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事構造・強度事業者検査	
	D原子炉補機冷却水冷却器		1.開放点検	高	13M	○	24回		
			2.非破壊試験		13M	○	24回	１次系熱交換器検査	
			3.漏えい試験		13M	○	24回		
			4.機能・性能試験		X※	○	24回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査	※：１次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
			5.開放点検		X※	○	24回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事構造・強度事業者検査	
	原子炉補機冷却水サージタンク		1.開放点検	高	130M	－	21回		
	原子炉補機冷却水サージタンクバキュームリリーフ弁		1.分解点検	高	130M	－	17回	１次系真空破壊弁検査	
	可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	2台	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	
			2.分解点検		10F	－	－		21回施設定検時に設置
	原子炉冷却系統施設［原子炉補機冷却水設備］その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	24回	１次系弁検査 １次系安全弁検査	
			2.分解点検		130M	○	24回	１次系弁検査 １次系逆止弁検査	一部先行実施
	原子炉冷却系統施設［原子炉補機冷却水設備］その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	－	22回	１次系弁検査	
			2.分解点検		13M～156M	○	24回		
			3.簡易点検（特性試験他）		13M～65M	○	24回		
	原子炉冷却系統施設［原子炉補機冷却水設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～260M	○	24回		一部先行実施
			1.分解点検他	低	65M～208M	○	24回		一部ＢＭあり
原子炉冷却系統施設［原子炉補機冷却海水設備］	原子炉補機冷却海水系		1.機能・性能試験（弁、弁駆動部含む）	高	1F	○	24回	原子炉補機冷却系機能検査	
	A海水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	－	24回	２次系ポンプ機能検査	先行実施 （振動診断：３Ｍ（対象：電動機）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（ポンプ）		52M	－	24回	２次系ポンプ分解検査	
			2.分解点検（電動機）		104M	－	24回		
			3.簡易点検（潤滑油入替）		26M	－	24回		
	B海水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	－	23回	２次系ポンプ機能検査	先行実施 （振動診断：３Ｍ（対象：電動機）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（ポンプ）		52M	－	23回	２次系ポンプ分解検査	
			2.分解点検（電動機）		104M	－	23回		
			3.簡易点検（潤滑油入替）		26M	○	23回		
	C海水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	－	24回	２次系ポンプ機能検査	（振動診断：３Ｍ（対象：電動機）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（ポンプ）		52M	－	24回	２次系ポンプ分解検査	
			2.分解点検（電動機）		104M	－	22回		
			3.簡易点検（潤滑油入替）		26M	－	24回		
	原子炉冷却系統施設［原子炉補機冷却海水設備］その他の弁	1式	1.分解点検	高	117M	○	24回	２次系弁検査	
	原子炉冷却系統施設［原子炉補機冷却海水設備］その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回		
			2.分解点検		117M	○	24回		
	原子炉冷却系統施設［原子炉補機冷却海水設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～195M	○	24回		
			1.分解点検他	低	13M～195M	○	24回		一部ＢＭあり

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ()内は適用する設備診断技術）
原子炉冷却系統施設［原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置］	格納容器サンプ、格納容器内凝縮液量測定装置に係る設備	1式	1.機能・性能試験	高	13M	○	24回	格納容器サンプ水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置漏えい検出器機能検査	
			2.特性試験		13M	○	24回	格納容器サンプ水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置漏えい検出器機能検査	
計測制御系統施設［制御材］	照射済制御棒クラスタ	※　1式	1.外観点検	高	1F	○	24回	制御棒クラスタ検査	※：炉心設計による
	照射済バーナブルポイズン	※　1式	1.外観点検	高	1F	○	24回	制御棒クラスタ検査	※：炉心設計による
	照射済プラギングデバイス	※　1式	1.外観点検	高	1F	○	24回	制御棒クラスタ検査	※：炉心設計による
	照射済２次中性子源	※　1式	1.外観点検	高	1F	○	24回	制御棒クラスタ検査	※：炉心設計による
計測制御系統施設［制御棒駆動装置］	制御棒クラスタ	計48本	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	制御棒駆動系機能検査 制御棒クラスタ動作検査	
	Ａ制御棒駆動装置ＭＧセット（発電機・電動機）		1.機能・性能試験	高	B※	○	24回		（振動診断：３Ｍ） ※発電機または電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（発電機）		78M	－	24回		
			2.分解点検（電動機）		CBM	○	13回		
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		13M	○	24回		
	Ｂ制御棒駆動装置ＭＧセット（発電機・電動機）		1.機能・性能試験	高	B※	○	24回		（振動診断：３Ｍ） ※発電機または電動機の分解点検に合わせて実施
	Ｂ制御棒駆動装置ＭＧセット（発電機・電動機）		2.分解点検（発電機）	高	78M	○	21回		（振動診断：３Ｍ） ※発電機または電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（電動機）		CBM	－	24回		
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		13M	○	24回		
計測制御系統施設［工学的安全施設等の作動信号］	ＡＴＷＳ緩和設備	1式	1.機能・性能試験	高	13M	○	24回	重大事故時安全停止回路機能検査	
			2.特性試験		13M	○	24回	重大事故時安全停止回路機能検査	
計測制御系統施設［ほう酸注入機能を有する設備］	Ａほう酸ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	－	22回	ほう酸ポンプ機能検査	（振動診断：１Ｍ） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No.3の反映
			2.分解点検（ポンプ）		78M	－	22回	ほう酸ポンプ分解検査	
			2.分解点検（電動機）		78M	－	22回		
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		13M～39M	○	24回		
	Ｂほう酸ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	○	23回	ほう酸ポンプ機能検査	（振動診断：１Ｍ） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No.4の反映
			2.分解点検（ポンプ）		78M	－	23回	ほう酸ポンプ分解検査	
			2.分解点検（電動機）		78M	○	21回		
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		13M～39M	○	24回		
	Ｃほう酸ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	－	21回	ほう酸ポンプ機能検査	（振動診断：１Ｍ） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No.5の反映
			2.分解点検（ポンプ）		78M	－	21回	ほう酸ポンプ分解検査	
			2.分解点検（電動機）		78M	－	21回		
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		13M～39M	○	24回		
	Ａ１次系補給水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	低	B※	○	24回	１次系ポンプ機能検査	（振動診断：６Ｍ（対象：ポンプ）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（ポンプ）		CBM	○	7回		
			2.分解点検（電動機）		78M	－	24回		
			3.簡易点検（潤滑油入替）		26M	○	24回		
	Ｂ１次系補給水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	低	B※	－	23回	１次系ポンプ機能検査	（振動診断：６Ｍ（対象：ポンプ）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（ポンプ）		CBM	－	8回		
			2.分解点検（電動機）		78M	－	23回		
			3.簡易点検（潤滑油入替）		26M	－	24回		

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ）内は適用する設備診断技術）
計測制御系統施設［ほう酸注入機能を有する設備］	Ａほう酸タンク		1.開放点検	高	195M	－	23回		
	Ｂほう酸タンク		1.開放点検	高	195M	－	24回		
	Ａほう酸タンクアトモス弁		1.分解点検	高	130M	－	21回	１次系真空破壊弁検査	
	Ａほう酸タンクバキュームリリーフ弁		1.分解点検	高	130M	－	21回	１次系真空破壊弁検査	
	Ｂほう酸タンクアトモス弁		1.分解点検	高	130M	－	19回	１次系真空破壊弁検査	
	Ｂほう酸タンクバキュームリリーフ弁		1.分解点検	高	130M	－	19回	１次系真空破壊弁検査	
	１次系純水タンク		1.開放点検	低	195M	－	14回		
	１次系純水タンクアトモス弁		1.分解点検	低	130M	－	21回	１次系真空破壊弁検査	
	１次系純水タンクバキュームリリーフ弁		1.分解点検	低	130M	－	21回	１次系真空破壊弁検査	
	ほう酸フィルタ		1.開放点検	高	130M	－	20回		
	計測制御系統施設［ほう酸注入機能を有する設備］その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	－	23回	１次系弁検査 １次系安全弁検査	
			2.分解点検		130M	○	24回	１次系弁検査 １次系逆止弁検査	
	計測制御系統施設［ほう酸注入機能を有する設備］その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	－	19回	１次系弁検査	
			2.分解点検		156M	－	19回		
	計測制御系統施設［ほう酸注入機能を有する設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	91M～221M	○	24回		
			1.分解点検他	低	104M～234M	○	24回		一部ＢＭあり 一部先行実施
計測制御系統施設［ほう素再生設備］	ほう素熱再生抽出水冷却器		1.開放点検(管側)	高	130M	－	18回		先行実施
			1.開放点検(胴側)		195M	－	22回		
			2.非破壊試験		130M	－	18回	１次系熱交換器検査	
	ほう素熱再生再熱器		1.開放点検（管側）	高	130M	－	18回		先行実施
			1.開放点検(胴側)		195M	－	22回		
			2.非破壊試験		130M	－	18回	１次系熱交換器検査	
	ほう素熱再生前置熱交換器		1.開放点検（管側）	高	130M	－	18回		先行実施
			1.開放点検(胴側)		195M	－	22回		
			2.非破壊試験		130M	－	18回	１次系熱交換器検査	
	計測制御系統施設［ほう素再生設備］その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	－	21回	１次系安全弁検査	一部先行実施
			2.分解点検		130M	－	24回	１次系弁検査 １次系逆止弁検査	
	計測制御系統施設［ほう素再生設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	104M～130M	○	24回		一部先行実施
			1.分解点検他	低	156M	－	23回		一部ＢＭあり 一部先行実施
計測制御系統施設［制御用空気設備］	格納容器外制御用空気圧縮機	2台	1.機能・性能試験（圧縮機、電動機含む）	高	1F	○	24回	制御用空気圧縮系機能検査	
	Ａ格納容器外制御用空気圧縮機・電動機		1.分解点検（圧縮機）	高	26M	－	24回		（振動診断：３Ｍ（対象：電動機）） 保全の有効性評価結果No6の反映
			1.分解点検（電動機）		CBM	－	13回		
			2.簡易点検（Ｖベルト調整）		26M	○	24回		
			2.簡易点検（潤滑油入替）		26M	－	24回		
	Ｂ格納容器外制御用空気圧縮機・電動機		1.分解点検（圧縮機）	高	26M	○	24回		（振動診断：３Ｍ（対象：電動機）） 保全の有効性評価結果No.7の反映
			1.分解点検（電動機）		CBM	－	14回		
			2.簡易点検（Ｖベルト調整）		26M	－	24回		
			2.簡易点検（潤滑油入替）		26M	－	24回		
	格納容器内制御用空気圧縮機	2台	1.機能・性能試験（圧縮機、電動機含む）	高	1F	○	24回	制御用空気圧縮系機能検査	

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術）
計測制御系統施設 ［制御用空気設備］	Ａ格納容器内制御用空気圧縮機・電動機		1.分解点検（圧縮機）	高	26M	○	23回		（振動診断：３Ｍ（対象：電動機）） 保全の有効性評価結果No.8の反映
			1.分解点検（電動機）		78M	－	24回		
			2.簡易点検（Ｖベルト調整他）		26M	－	24回		
			2.簡易点検（潤滑油入替他）		13M～26M	○	24回		
	Ｂ格納容器内制御用空気圧縮機・電動機		1.分解点検（圧縮機）	高	26M	－	24回		（振動診断：３Ｍ（対象：電動機）） 保全の有効性評価結果No.9の反映
			1.分解点検（電動機）		78M	○	21回		
			2.簡易点検（Ｖベルト調整他）		26M	○	24回		
			2.簡易点検（潤滑油入替他）		13M～26M	○	24回		
	計測制御系統施設［制御用空気設備］その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	－	23回	１次系安全弁検査	
			2.分解点検		130M～195M	○	23回	１次系逆止弁検査	
	計測制御系統施設［制御用空気設備］その他の弁駆動部	1式	1.分解点検	高	156M	－	24回		
	計測制御系統施設［制御用空気設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～260M	○	24回		保全の有効性評価結果No.10の反映
			1.分解点検他	低	13M～260M	○	24回		一部ＢＭあり 保全の有効性評価結果No.11の反映
計測制御系統施設 ［その他設備］	1.原子炉保護系ロジック回路 2.安全防護系ロジック回路	34回路 26回路	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	安全保護系機能検査	
	１．原子炉施設保安規定に定める原子炉トリップ、工学的安全施設の始動、原子炉格納容器隔離等を行うためのすべての伝送器、設定器及び保護継電器 (1)１次冷却材等計測装置 伝送器 設定器 保護継電器 (2)核計測装置 設定器 ２．重要な指示計器 (1)１次冷却材等計測装置 (2)核計測装置	 78個 144個 42個 20個 31個 8個	1.特性試験	高・低	13M	○	24回	安全保護系設定値確認検査	
	事故時試料採取設備 格納容器ガス試料採取系統設備	1台	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	プラント状態監視設備機能検査	
	計測制御系統施設　破壊板	7台	1.分解点検	高	130M	－	21回	１次系破壊板検査	
	1.制御棒制御系 2.加圧器水位制御系 3.加圧器圧力制御系 4.蒸気発生器水位制御系	1式	1.特性試験	高	13M	○	24回		
			2.機能・性能試験		1F	○	24回	計測制御系機能検査	一部定期事業者検査起動後
	１次系及び２次系計測制御装置	1式	1.特性試験	高・低	13M	○	24回	計測制御系監視機能検査	一部定期事業者検査起動後
	炉外核計測装置 中性子源領域計測装置 中間領域計測装置 出力領域計測装置	 2台 2台 8台	1.特性試験	高	13M	○	24回	核計装設備検査	一部定期事業者検査起動後

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ）内は適用する設備診断技術）
計測制御系統施設 ［その他設備］	炉内核計装装置	1式	1.機能・性能試験	高・低	1F	○	24回	核計装設備検査	
			2.分解点検		13M	○	24回		
			3.簡易点検（特性試験）		13M	○	24回		
	炉内計装用シンブルチューブ	50本	1.非破壊試験	高	52M	－	24回	炉内計装用シンブルチューブ体積検査	
	制御棒位置指示装置	1式	1.特性試験	高	13M	○	24回	制御棒位置指示装置設定値検査	
	１．パーミッシブロジック回路 原子炉保護系 ２．パーミッシブロジック回路 安全防護系	5回路 3回路	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	安全保護系機能検査	
	総合インターロック １．タービントリップによる原子炉、発電機トリップ回路 ２．発電機トリップによる原子炉、タービントリップ回路 ３．原子炉トリップによるタービン、発電機トリップ回路	1式	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	総合インターロック検査	
	原子炉の停止制御回路	1式	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	原子炉の停止制御回路健全性確認検査	
	可搬型格納容器ガス試料圧縮装置	2台	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	
	計測制御系統施設[その他設備]その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	－	24回	１次系弁検査 １次系安全弁検査	
			2.分解点検		78M～260M	○	24回	１次系弁検査 １次系逆止弁検査	
	計測制御系統施設[その他設備]その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	24回	１次系弁検査	
			2.分解点検		65M～156M	○	24回		
			3.簡易点検(特性試験)		65M～208M	○	24回		
	計測制御系統施設[その他設備]その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～208M	○	24回		保全の有効性評価結果No.12,13,14,15の反映
			1.分解点検他	低	12M～260M	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中保全の有効性評価結果 No.16,17,18,19,20,21,22の反映
放射性廃棄物の廃棄施設 ［気体、液体又は固体廃棄物処理設備］	ガス圧縮機	2台	1.機能・性能試験（圧縮機、電動機含む）	低	1F	○	24回	気体廃棄物処理系機能検査	
	Ａガス圧縮機・電動機		1.分解点検	低	52M	－	24回		（振動診断：４M）
	Ｂガス圧縮機・電動機		1.分解点検	低	52M	○	21回		（振動診断：４M）
	水素再結合装置	2台	1.機能・性能試験（圧縮機、電動機含む）	低	1F	○	24回	気体廃棄物処理系機能検査	
	Ａ水素再結合装置		1.分解点検他	低	130M	○	24回		
	Ｂ水素再結合装置		1.分解点検他	低	130M	○	24回		
	１次系破壊板	12台	1.分解点検	高	130M	－	24回	１次系破壊板検査	先行実施
	ほう酸回収装置	1基	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	液体廃棄物処理系機能検査	先行実施
	ほう酸回収装置 （弁、機器）	1式	1.分解点検他	低	65M～130M	○	24回		先行実施
			2.簡易点検(ガスケットパッキン取替)		130M	－	24回		
	廃液蒸発装置	3基	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	液体廃棄物処理系機能検査	先行実施
	廃液蒸発装置 （弁、機器）	1式	1.分解点検他	低	65M～156M	○	24回		先行実施
			2.簡易点検(ガスケットパッキン取替)		130M	○	24回		

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ）内は適用する設備診断技術）
放射性廃棄物の廃棄施設 ［気体、液体又は固体廃棄物処理設備］	Ａ補助建屋冷却材ドレンポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	－	21回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 （振動診断：４Ｍ（対象：ポンプ）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		CBM	－	7回		
		2.分解点検（電動機）		91M	－	21回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		39M	－	24回		
	Ｂ補助建屋冷却材ドレンポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	○	21回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 （振動診断：４Ｍ（対象：ポンプ）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		CBM	－	8回		
		2.分解点検（電動機）		78M	○	21回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		39M	○	23回		
	Ａほう酸回収装置給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	－	21回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 （振動診断：４Ｍ（対象：ポンプ）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		CBM	－	6回		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	21回		
		3.簡易点検(潤滑油入替)		39M	○	23回		
	Ｂほう酸回収装置給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	－	23回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 （振動診断：４Ｍ（対象：ポンプ）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		CBM	－	7回		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	23回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		39M	－	24回		
	Ａ補助建屋サンプポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	－	23回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		260M	－	23回		
		2.分解点検（電動機）		169M	－	16回		
	Ｂ補助建屋サンプポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	－	24回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		260M	－	21回		
		2.分解点検（電動機）		169M	－	24回		
	Ａ補助建屋機器ドレンタンクポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	○	21回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		260M	－	21回		
		2.分解点検（電動機）		143M	○	17回		
	Ｂ補助建屋機器ドレンタンクポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	－	24回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		260M	－	21回		
		2.分解点検（電動機）		156M	－	24回		
	Ａ格納容器冷却材ドレンポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	－	24回	液体廃棄物処理系設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		26M	－	24回		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	21回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		13M	○	24回		
	Ｂ格納容器冷却材ドレンポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	○	24回	液体廃棄物処理系設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		26M	○	24回		
		2.分解点検（電動機）		78M	○	21回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		13M	○	24回		
	Ａ格納容器サンプポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	○	22回	液体廃棄物処理系設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		52M	○	22回		
		2.分解点検（電動機）		52M	○	22回		
	Ｂ格納容器サンプポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	－	23回	液体廃棄物処理系設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		52M	－	23回		
		2.分解点検（電動機）		52M	－	23回		

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ()内は適用する設備診断技術）
放射性廃棄物の廃棄施設 ［気体、液体又は固体廃棄物処理設備］	A廃液給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	○	21回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 （振動診断：４M（対象：ポンプ）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		CBM	－	8回		
		2.分解点検（電動機）		78M	○	21回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		26M	○	24回		
	B廃液給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	－	23回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 （振動診断：４M（対象：ポンプ）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		CBM	－	5回		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	23回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		26M	－	24回		
	C廃液給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	－	24回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 （振動診断：４M（対象：ポンプ）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		CBM	－	6回		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	24回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		26M	－	24回		
	34A洗浄排水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	○	16回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 （振動診断：４M（対象：ポンプ）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		CBM	－	6回		
		2.分解点検（電動機）		156M	○	16回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		39M	－	24回		
	34B洗浄排水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	－	23回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 （振動診断：４M（対象：ポンプ）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		CBM	－	7回		
		2.分解点検（電動機）		156M	－	23回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		39M	－	24回		
	34A洗浄排水モニタポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	－	23回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 （振動診断：４M（対象：ポンプ）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		CBM	－	8回		
		2.分解点検（電動機）		156M	－	23回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		39M	－	24回		
	34B洗浄排水モニタポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	－	15回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 （振動診断：４M（対象：ポンプ）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		CBM	－	4回		
		2.分解点検（電動機）		182M	－	15回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		39M	－	24回		
	34A廃液蒸留水モニタタンクポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	－	15回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 （振動診断：４M（対象：ポンプ）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		CBM	－	7回		
		2.分解点検（電動機）		208M	－	15回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		39M	○	23回		
	34B廃液蒸留水モニタタンクポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	－	16回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 （振動診断：４M（対象：ポンプ）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		CBM	－	8回		
		2.分解点検（電動機）		182M	－	16回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		39M	－	24回		

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ）内は適用する設備診断技術）
放射性廃棄物の廃棄施設［気体、液体又は固体廃棄物処理設備］	34Ａ廃液蒸留水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	低	B※	－	18回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施（振動診断：４Ｍ（対象：ポンプ））※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（ポンプ）		CBM	－	7回		
			2.分解点検（電動機）		182M	－	18回		
			3.簡易点検（潤滑油入替）		39M	－	24回		
	34Ｂ廃液蒸留水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	低	B※	－	14回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施（振動診断：４Ｍ（対象：ポンプ））※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（ポンプ）		CBM	－	3回		
			2.分解点検（電動機）		208M	－	14回		
			3.簡易点検（潤滑油入替）		39M	－	24回		
	34廃液貯蔵タンク循環ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	低	B※	－	24回	液体廃棄物処理系設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（ポンプ）		260M	－	24回		
			2.分解点検（電動機）		91M	－	21回		
			3.簡易点検（潤滑油入替）		91M	○	21回		
	液体廃棄物貯蔵設備及び処理設備の漏えい防止に係る警報機能	1式	1.特性試験	低	13M	○	24回	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備の警報機能検査	
			2.機能・性能試験		1F	○	24回	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備の警報機能検査	
	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置（３４酸液ドレンタンク水位伝送器）	1台	1.特性検査	低	13M	○	24回	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備の警報機能検査	
	アスファルト固化設備	1式	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	液体廃棄物処理系アスファルト固化設備機能検査	先行実施
	アスファルト固化設備（弁、機器）	1式	1.機能・性能試験	低	B	－	27回※	１次系安全弁検査	先行実施※アス固化定検回次、今回は28回定検
			2.分解点検		195M～260M	○	27回※	１次系逆止弁検査	
			3.簡易点検(グランドパッキン取替)		13M～260M	○	27回※		
	使用済樹脂スルースポンプ・電動機		1.機能・性能試験	低	B※	－	24回	固体廃棄物処理系設備検査	先行実施（振動診断：６Ｍ（対象：ポンプ））※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（ポンプ）		CBM	－	7回		
			2.分解点検（電動機）		78M	－	24回		
			3.簡易点検（潤滑油入替）		39M	○	23回		
	放射性廃棄物の廃棄施設［気体、液体又は固体廃棄物処理設備］その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	24回	１次系安全弁検査	一部先行実施
			2.分解点検		13M～260M	○	24回	１次系逆止弁検査 １次系真空破壊弁検査	
	放射性廃棄物の廃棄施設［気体、液体又は固体廃棄物処理設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～130M	○	24回		一部先行実施
			1.分解点検他	低	12M～260M	○	24回		一部ＢＭあり 一部先行実施 保全の有効性評価結果No.23の反映
放射性廃棄物の廃棄施設［原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの液体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置］	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置（最終の流入サンプ）	1式	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置機能検査（最終の流入サンプ）	
放射線管理施設［放射線管理用計測装置］	格納容器内高レンジエリアモニタ	4個	1.特性試験	高	13M	○	24回	エリアモニタ機能検査	
	格納容器排気筒ガスモニタ(3R－21)		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回		
			2.特性試験		13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ）内は適用する設備診断技術）
放射線管理施設 ［放射線管理用計測装置］	補助建屋排気筒ガスモニタ(3R－26)	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回		
		2.特性試験		13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	廃棄物処理設備排水モニタ(34R－35)	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	放射線監視装置機能検査	
		2.特性試験		13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	格納容器じんあいモニタ(3R－40)	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回		
		2.特性試験		13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	格納容器ガスモニタ（3R－41）	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回		
		2.特性試験		13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	復水器空気抽出器ガスモニタ（3R－43）	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回		
		2.特性試験		13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後
	安全補機室排気ガスモニタ（3R－46）	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回		
		2.特性試験		13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	一般補機室排気ガスモニタ（3Ｒ－48A）	1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	一般補機室排気ガスモニタ（3Ｒ－48B）	1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	使用済燃料ピット排気ガスモニタ(3Ｒ－49)	1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	建屋内漏洩検知ガスモニタB(3Ｒ－50Ａ)	1.特性試験	低	13M	○	24回		
	蒸気発生器ブローダウン水モニタ（3Ｒ－55）	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回		
		2.特性試験		13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後
	原子炉補機冷却水モニタ（3Ｒ－56）	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回		
		2.特性試験		13M	○	24回		
	補助蒸気復水モニタ（3Ｒ－57）	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回		
		2.特性試験		13M	○	24回		
	タービンサンプ水モニタ（3Ｒ－58）	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回		
		2.特性試験		13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	１次系建屋基礎湧水モニタ（3Ｒ－59）	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回		
		2.特性試験		13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	Ａ高感度型主蒸気管モニタ（3Ｒ－65）	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後
	Ｂ高感度型主蒸気管モニタ（3Ｒ－66）	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後
	Ｃ高感度型主蒸気管モニタ（3Ｒ－67）	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後
	１次冷却材連続モニタ（3Ｒ－70）	1.特性試験	低	13M	○	24回		
	ほう酸蒸留水モニタ（3Ｒ－71）	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回		
		2.特性試験		13M	○	24回		
	格納容器排気筒高レンジガスモニタ(低レンジ)（3Ｒ－80A）	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	格納容器排気筒高レンジガスモニタ(高レンジ)（3Ｒ－80B）	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	補助建屋排気筒高レンジガスモニタ(低レンジ)（3Ｒ－81A）	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	補助建屋排気筒高レンジガスモニタ(高レンジ)（3Ｒ－81B）	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	Ａ主蒸気管モニタ（3Ｒ－87）	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	Ｂ主蒸気管モニタ（3Ｒ－88）	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	Ｃ主蒸気管モニタ（3Ｒ－89）	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	放水口水モニタ（34Ｒ－99）	1.特性試験	低	13M	○	24回		
	中央制御室エリアモニタ（34Ｒ－1）	1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	格納容器内エアロック区域エリアモニタ（3Ｒ－2）	1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	放射化学室エリアモニタ（34Ｒ－3）	1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	Ａ充てんポンプ室エリアモニタ（3Ｒ－4A）	1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	Ｂ充てんポンプ室エリアモニタ（3Ｒ－4B）	1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	Ｃ充てんポンプ室エリアモニタ（3Ｒ－4C）	1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	使用済燃料ピット区域エリアモニタ（3Ｒ－5）	1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	サンプリング室エリアモニタ（34Ｒ－6）	1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術）
放射線管理施設 ［放射線管理用計測装置］	炉内計装区域エリアモニタ（3Ｒ－7）		1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	アスファルト固化装置ドラム充てん監視区域エリアモニタ（34Ｒ－9A）		1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	充てんドラム貯蔵室クレーン操作区域エリアモニタ（34Ｒ－9B）		1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	格納容器内オペレーティングフロアエリアモニタ（3Ｒ－10）		1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	１次系補機操作室エリアモニタ（34Ｒ－11）		1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	2台	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	放射線管理施設［放射線管理用計測装置］その他の弁	1式	1.分解点検	高	130M	－	21回	１次系弁検査	
	放射線管理施設［放射線管理用計測装置］その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M	○	24回		
			1.分解点検他	低	1Y～2Y	○	24回		一部ＢＭあり プラント運転中又は定期事業者検査停止中 保全の有効性評価結果No.24の反映
放射線管理施設 ［生体遮蔽装置］	中央制御室遮蔽	1式	1.漏えい試験	高	6Y	○	21回	中央制御室の居住性確認検査	21回施設定期検査より追加
	緊急時対策所遮蔽	1式	1.漏えい試験	高	1F	○	24回	緊急時対策所の居住性確認検査	
	放射線管理施設［生体遮蔽装置］その他機器	1式	1.外観点検	高	3M～1F	○	24回		
放射線管理施設 ［換気設備］	Ａ格納容器排気フィルタユニット		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施
			2.開放点検		4F	－	24回		
	Ｂ格納容器排気フィルタユニット		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施
			2.開放点検		4F	－	24回		
	Ａ格納容器空気浄化フィルタユニット		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	
			2.開放点検		4F	○	22回		
	Ｂ格納容器空気浄化フィルタユニット		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	
			2.開放点検		4F	○	22回		
	中央制御室非常用循環系（Ａ系列）		1.機能・性能試験（ファン、電動機、弁、弁駆動部等含む）	高	1F	○	24回	中央制御室非常用循環系機能検査	
	中央制御室非常用循環系（Ｂ系列）		1.機能・性能試験（ファン、電動機、弁、弁駆動部等含む）	高	1F	－	23回※	中央制御室非常用循環系機能検査	4号設備 ※4号での実績
	中央制御室非常用循環フィルタユニット（Ａ系列）		1.よう素フィルタ性能検査（よう素除去効率検査）	高	1F	○	24回	中央制御室非常用循環系フィルター性能検査	
			1.よう素フィルタ性能検査（漏えい率検査）		1F	○	24回	中央制御室非常用循環系フィルター性能検査	
			2.機能・性能試験		1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	
			3.開放点検（フィルタ取替）		X※	－	24回		※よう素フィルタ性能検査結果により適宜実施
			3.開放点検		4F	－	22回		
	中央制御室非常用循環フィルタユニット（Ｂ系列）		1.よう素フィルタ性能検査（よう素除去効率検査）	高	1F	－	23回※2	中央制御室非常用循環系フィルター性能検査	4号設備 ※1:よう素フィルタ性能検査結果により適宜実施 ※2:4号での実績
			1.よう素フィルタ性能検査（漏えい率検査）		1F	－	23回※2	中央制御室非常用循環系フィルター性能検査	
			2.機能・性能試験		1F	－	23回※2	１次系換気空調設備検査	
			3.開放点検（フィルタ取替）		X※1	－	22回※2		
			3.開放点検		4F	－	20回※2		

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ()内は適用する設備診断技術）
放射線管理施設 ［換気設備］									
	34A放射線管理室排気フィルタユニット		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施
			2.開放点検		4F	○	24回		
	34B放射線管理室排気フィルタユニット		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施
			2.開放点検		4F	○	24回		
	緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニット	4台	1.機能・性能試験（よう素フィルタ性能検査）	高	1Y	○	24回	可搬型換気空調設備検査	先行実施
	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（34号機　一部使用承認設備を対象）	3台	1.機能・性能試験（よう素フィルタ性能検査）	高	1Y	○	24回	可搬型換気空調設備検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	Ａ補助建屋排気フィルタユニット		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施
			2.開放点検		4F	－	22回		
	Ｂ補助建屋排気フィルタユニット		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施
			2.開放点検		4F	－	22回		
	燃料取扱室排気フィルタユニット		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施
			2.開放点検		4F	－	22回		
	34ベイラ排気フィルタユニット		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施
			2.開放点検		4F	－	22回		
	34ホット工作室排気フィルタユニット		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施
			2.開放点検		4F	○	23回		先行実施
	34A中央制御室空調ユニット		1.開放点検	高	52M	○	22回		
	34B中央制御室空調ユニット		1.開放点検	高	52M	○	22回		
	34C中央制御室空調ユニット		1.開放点検	高	52M	－	21回※		4号設備 ※4号での実績
	34D中央制御室空調ユニット		1.開放点検	高	52M	－	21回※		4号設備 ※4号での実績
	Ａ格納容器給気ユニット		1.開放点検	低	52M	○	21回		先行実施
	Ｂ格納容器給気ユニット		1.開放点検	低	52M	○	21回		先行実施
	Ａ補助建屋給気ユニット		1.開放点検	低	52M	○	22回		先行実施
	Ｂ補助建屋給気ユニット		1.開放点検	低	52M	○	21回		先行実施
	３・４放射線管理室給気ユニット		1.開放点検	低	52M	○	24回		先行実施
	Ａ格納容器給気ファン・電動機		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施 （振動診断：２Ｍ（対象：電動機））
			2.分解点検（ファン）		260M	－	21回		
			2.分解点検（電動機）		CBM	－	8回		
	Ｂ格納容器給気ファン・電動機		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施 （振動診断：２Ｍ（対象：電動機））
			2.分解点検（ファン）		260M	－	21回		
			2.分解点検（電動機）		CBM	－	3回		

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ()内は適用する設備診断技術）
放射線管理施設［換気設備］	Ａ格納容器排気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施（振動診断：２M）
		2.分解点検（ファン）		260M	－	21回		
		2.分解点検（電動機）		CBM	－	8回		
	Ｂ格納容器排気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施（振動診断：２M）
		2.分解点検（ファン）		260M	－	21回		
		2.分解点検（電動機）		CBM	－	3回		
	Ａ格納容器再循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	
		2.分解点検（ファン）		260M	－	22回		
		2.分解点検（電動機）		104M	－	24回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		26M	－	24回		
	Ｂ格納容器再循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	
		2.分解点検（ファン）		260M	－	19回		
		2.分解点検（電動機）		104M	－	24回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		26M	－	24回		
	Ｃ格納容器再循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	
		2.分解点検（ファン）		260M	－	20回		
		2.分解点検（電動機）		104M	－	23回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		26M	○	23回		
	Ｄ格納容器再循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	
		2.分解点検（ファン）		260M	－	21回		
		2.分解点検（電動機）		104M	－	23回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		26M	○	23回		
	Ａ格納容器空気浄化ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	
		2.分解点検（ファン）		260M	－	21回		
		2.分解点検（電動機）		91M	－	21回		
	Ｂ格納容器空気浄化ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	
		2.分解点検（ファン）		260M	－	18回		
		2.分解点検（電動機）		91M	－	22回		
	34Ａ中央制御室空調ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	（振動診断：４M）
		2.分解点検（ファン）		260M	－	20回		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	22回		
	34Ｂ中央制御室空調ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	（振動診断：４M）
		2.分解点検（ファン）		260M	－	17回		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	24回		
	34Ｃ中央制御室空調ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	－	23回※	１次系換気空調設備検査	（振動診断：４M）4号設備※4号での実績
		2.分解点検（ファン）		260M	－	16回※		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	21回※		
	34Ｄ中央制御室空調ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	－	23回※	１次系換気空調設備検査	（振動診断：４M）4号設備※4号での実績
		2.分解点検（ファン）		260M	－	17回※		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	20回※		

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ()内は適用する設備診断技術）
放射線管理施設［換気設備］	34A中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	（振動診断：4M（対象：電動機））
		2.分解点検（ファン）		260M	－	19回		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	22回		
	34B中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	（振動診断：4M（対象：電動機））
		2.分解点検（ファン）		260M	－	15回		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	24回		
	34C中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	－	23回※	1次系換気空調設備検査	（振動診断：4M（対象：電動機）） 4号設備 ※4号での実績
		2.分解点検（ファン）		260M	－	20回※		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	20回※		
	34D中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	－	23回※	1次系換気空調設備検査	（振動診断：4M（対象：電動機）） 4号設備 ※4号での実績
		2.分解点検（ファン）		260M	－	16回※		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	20回※		
	34A中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	（振動診断：1M）
		2.分解点検（ファン）		260M	－	16回		
		2.分解点検（電動機）		117M	－	21回		
	34B中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	（振動診断：1M）
		2.分解点検（ファン）		260M	－	17回		
		2.分解点検（電動機）		117M	－	24回		
	34C中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	－	23回※	1次系換気空調設備検査	（振動診断：1M） 4号設備 ※4号での実績
		2.分解点検（ファン）		260M	－	16回※		
		2.分解点検（電動機）		117M	－	21回※		
	34D中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	－	23回※	1次系換気空調設備検査	（振動診断：1M） 4号設備 ※4号での実績
		2.分解点検（ファン）		260M	－	16回※		
		2.分解点検（電動機）		117M	－	19回※		
	緊急時対策所可搬型空気浄化ファン　4台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	24回		先行実施
	34A放射線管理室給気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施
		2.分解点検（ファン）		260M	－	7回		
		2.分解点検（電動機）		104M	－	21回		
	34B放射線管理室給気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施
		2.分解点検（ファン）		260M	－	16回		
		2.分解点検（電動機）		104M	－	21回		
	34A放射線管理室排気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 （振動診断：4M（対象：ファン））
		2.分解点検（ファン）		260M	－	20回		
		2.分解点検（電動機）		78M	○	21回		
	34B放射線管理室排気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 （振動診断：4M（対象：ファン））
		2.分解点検（ファン）		260M	－	17回		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	23回		

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ）内は適用する設備診断技術）
放射線管理施設［換気設備］	Ａ補助建屋給気ファン・電動機		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施（振動診断：４Ｍ（対象：電動機））
			2.分解点検（ファン）		260M	－	21回		
			2.分解点検（電動機）		CBM	－	14回		
			3.簡易点検（モータ内部清掃）		156M	－	21回		
	Ｂ補助建屋給気ファン・電動機		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施（振動診断：４Ｍ（対象：電動機））
			2.分解点検（ファン）		260M	－	21回		
			2.分解点検（電動機）		CBM	－	7回		
			3.簡易点検（モータ内部清掃）		156M	－	21回		
	Ａ補助建屋排気ファン・電動機		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施（振動診断：４Ｍ）
			2.分解点検（ファン）		260M	－	15回		
			2.分解点検（電動機）		104M	○	21回		
	Ｂ補助建屋排気ファン・電動機		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施（振動診断：４Ｍ）
			2.分解点検（ファン）		260M	－	16回		
			2.分解点検（電動機）		104M	－	21回		
	Ｃ補助建屋排気ファン・電動機		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施（振動診断：４Ｍ）
			2.分解点検（ファン）		260M	－	17回		
			2.分解点検（電動機）		104M	－	24回		
	Ａ燃料取扱室給気ファン・電動機		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施（振動診断：４Ｍ（対象：電動機））
			2.分解点検（ファン）		260M	－	21回		
			2.分解点検（電動機）		CBM	－	7回		
	Ｂ燃料取扱室給気ファン・電動機		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施（振動診断：４Ｍ（対象：電動機））
			2.分解点検（ファン）		260M	－	21回		
			2.分解点検（電動機）		CBM	－	8回		
	Ａ燃料取扱室排気ファン・電動機		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施（振動診断：４Ｍ）
			2.分解点検（ファン）		260M	－	20回		
			2.分解点検（電動機）		CBM	－	21回		
	Ｂ燃料取扱室排気ファン・電動機		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施（振動診断：４Ｍ）
			2.分解点検（ファン）		260M	－	21回		
			2.分解点検（電動機）		CBM	－	21回		
	34ベイラ排気ファン・電動機		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施
			2.分解点検（ファン）		260M	－	20回		
			2.分解点検（電動機）		156M	－	18回		
	34ホット工作室排気ファン・電動機		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	先行実施
			2.分解点検（ファン）		260M	－	16回		
			2.分解点検（電動機）		156M	○	16回		
	34廃棄物処理建屋送気ブースタファン・電動機		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	
			2.分解点検（ファン）		260M	－	21回		
			2.分解点検（電動機）		78M	－	21回		
	34廃棄物処理建屋排気ブースタファン・電動機		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	
			2.分解点検（ファン）		260M	－	21回		
			2.分解点検（電動機）		78M	－	21回		
	自動ダンパ	1式	1.機能・性能試験	高・低	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	一部先行実施
			2.分解点検他		65M～130M	○	24回		
	放射線管理施設［換気設備］その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	－	20回	１次系安全弁検査	
			2.分解点検		130M	－	20回	１次系弁検査 １次系逆止弁検査	
	放射線管理施設［換気設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～260M	○	24回		一部先行実施
			1.分解点検他	低	13M～260M	○	24回		一部ＢＭあり
放射線管理施設［その他設備］	可搬型気象観測装置	1式	1.特性試験	高	1Y	○	24回		

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ()内は適用する設備診断技術）
原子炉格納施設［原子炉格納容器］	原子炉格納容器		1.漏えい率試験	高	3F	ー	24回	原子炉格納容器全体漏えい率検査	10年に1回は設計圧力にて実施（第27回定検において設計圧力にて実施予定）
	エアロック	通常用 1個	1.漏えい率試験	高	2回/3F	○	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
			2.分解点検		52M	ー	24回		
			3.簡易点検（パッキン取替他）		13M	○	24回		
		非常用 1個	1.漏えい率試験	高	2回/3F	○	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
			2.分解点検		52M	ー	23回		
			3.簡易点検（パッキン取替他）		13M	○	24回		
	機器搬入口	1個	1.漏えい率試験	高	2回/3F	○	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
			2.非破壊試験		25%/10Y	ー	22回	原子炉格納容器供用期間中検査	ISIプログラムによる。［別表-6］
			3.開放点検		13M	○	24回		
	配管貫通部	1式	1.漏えい率試験	高	2回/3F	○	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
			2.開放点検		開放時※	ー	21回		※但し、最長1回／10定検
	電線貫通部	1式	1.漏えい率試験	高	2回/3F	○	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
	原子炉格納容器隔離弁	1式	1.漏えい率試験	高	2回/3F	○	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
	格納容器隔離信号（Ｔ・Ｖ信号）により隔離される弁	70個	1.機能・性能試験（弁、弁駆動部等含む）	高	1F	○	24回	原子炉格納容器隔離弁機能検査	
	格納容器スプレイ・隔離信号（Ｐ・Ｖ信号）により隔離される弁	20個	1.機能・性能試験（弁、弁駆動部等含む）	高	1F	○	24回	原子炉格納容器隔離弁機能検査	
	原子炉格納容器隔離弁	3V-CS-004A	1.分解点検	高	52M	ー	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-CS-004B	1.分解点検	高	52M	ー	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-CS-004C	1.分解点検	高	52M	ー	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-DP-001A	1.分解点検	高	130M	ー	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-DP-001B	1.分解点検	高	130M	ー	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-DP-003A	1.分解点検	高	130M	ー	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-DP-003B	1.分解点検	高	130M	ー	23回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-WL-355	1.分解点検	高	130M	ー	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-WL-019	1.分解点検	高	130M	○	18回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-CS-007	1.分解点検	高	52M	○	23回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-WL-354	1.分解点検	高	130M	ー	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-WL-018	1.分解点検	高	130M	○	18回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-VR-001A	1.分解点検	高	130M	ー	19回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-VR-001B	1.分解点検	高	130M	ー	19回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-VR-002A	1.分解点検	高	130M	ー	23回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-VR-002B	1.分解点検	高	130M	○	19回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-IA-508A	1.分解点検	高	130M	ー	24回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-CS-308	1.分解点検	高	130M	ー	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-CS-310	1.分解点検	高	130M	ー	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-CC-489	1.分解点検	高	130M	○	18回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-CC-482	1.分解点検	高	130M	○	18回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-CC-523	1.分解点検	高	130M	ー	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-CC-521	1.分解点検	高	130M	ー	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-CC-546	1.分解点検	高	130M	ー	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-CC-544	1.分解点検	高	130M	ー	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		3V-IA-508B	1.分解点検	高	130M	ー	19回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		1式	2.簡易点検(グランドパッキン取替他)	高	65M	○	24回		
	原子炉格納容器隔離弁駆動部	1式	1.分解点検	高	52M～156M	○	24回		
			2.簡易点検(特性試験他)		13M～130M	○	24回		

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ）内は適用する設備診断技術）
原子炉格納施設［原子炉格納容器］	原子炉格納容器真空逃がし弁	4個	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	原子炉格納容器真空逃がし弁機能検	
			2.簡易点検(漏えい試験)		1F	○	24回		
	原子炉格納施設［原子炉格納容器］その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回	１次系弁検査	
			2.分解点検		52M～130M	○	24回	１次系弁検査 ２次系弁検査	
			3.簡易点検(グランドパッキン取替)		52M～130M	○	24回		
	原子炉格納施設［原子炉格納容器］その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回	１次系弁検査	
			2.分解点検		52M～65M	○	24回		
	原子炉格納施設［原子炉格納容器］その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～130M	○	24回		
			1.分解点検他	低	130M	○	24回		一部ＢＭあり
原子炉格納施設［圧力低減設備その他の安全設備］	原子炉格納容器スプレイ系		1.機能・性能試験（ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む）	高	1F	○	24回	原子炉格納容器安全系機能検査	
			2.機能・性能試験（ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む）		1F	○	24回	その他原子炉注水系機能検査	［対象設備］ ・Ａ原子炉格納容器スプレイポンプによる代替炉心注入系
	圧力逃がし系		1.機能・性能試験（弁、弁駆動部等含む）	高	1F	○	－	圧力逃がし系作動検査	24回定期事業者検査より追加
	Ａ原子炉格納容器スプレイポンプ・電動機		1.分解点検（ポンプ）	高	130M	－	19回	原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	（振動診断：1M） その他原子炉注水系ポンプ分解検査は21回施設定期検査より追加
			1.分解点検（電動機）		130M	－	21回		
			2.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	○	24回		
	Ｂ原子炉格納容器スプレイポンプ・電動機		1.分解点検（ポンプ）	高	130M	－	23回	原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査	（振動診断：１M）
			1.分解点検（電動機）		130M	－	19回		
			2.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	○	24回		
	Ａ格納容器スプレイ冷却器		1.開放点検（管側）	高	130M	－	19回		
			1.開放点検（胴側）		195M	－	19回		
			2.非破壊試験		130M	－	19回	１次系熱交換器検査	
	Ｂ格納容器スプレイ冷却器		1.開放点検（管側）	高	130M	－	20回		
			1.開放点検（胴側）		195M	－	20回		
			2.非破壊試験		130M	－	20回	１次系熱交換器検査	
	原子炉格納容器スプレイ系主要弁	3V-CP-024A	1.分解点検	高	130M	－	22回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
		3V-CP-024B	1.分解点検	高	130M	－	22回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
		3V-CP-054A	1.分解点検	高	130M	－	22回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
		3V-CP-054B	1.分解点検	高	130M	－	23回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
		3V-CP-001A	1.分解点検	高	130M	－	22回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
		3V-CP-001B	1.分解点検	高	130M	－	23回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
		3V-CP-003A	1.分解点検	高	130M	－	21回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
		3V-CP-003B	1.分解点検	高	130M	－	22回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
	原子炉格納容器スプレイ系主要弁駆動部	1式	1.分解点検	高	156M	○	20回		

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ）内は適用する設備診断技術）
原子炉格納施設 ［圧力低減設備その他の安全設備］	可燃性ガス濃度制御系主要弁	3V-VS-101A	1.分解点検	高	65M	○	21回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	21回施設定期検査より追加
		3V-VS-101B	1.分解点検	高	65M	－	22回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	
		3V-VS-102A	1.分解点検	高	65M	－	21回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	21回施設定期検査より追加
		3V-VS-102B	1.分解点検	高	65M	－	22回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	
		3V-VS-103A	1.分解点検	高	65M	○	21回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	21回施設定期検査より追加
		3V-VS-103B	1.分解点検	高	65M	－	21回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	21回施設定期検査より追加
		3-PCV-2465	1.分解点検	高	65M	－	21回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	21回施設定期検査より追加
		3-PCV-2485	1.分解点検	高	65M	－	23回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	
	よう素除去薬品タンク		1.開放点検	高	130M	－	20回		
	よう素除去薬品タンクバキュームリリーフ弁	2台	1.分解点検	高	130M	－	20回	１次系真空破壊弁検査	
	アニュラス空気浄化系		1.機能・性能試験（ファン、電動機、弁、弁駆動部等含む）	高	1F	○	24回	アニュラス循環排気系機能検査	
	Ａ，Ｂアニュラス空気浄化フィルタユニット		1.よう素フィルタ性能検査（よう素除去効率検査）	高	1F	○	24回	アニュラス循環排気系フィルター性能検査	Ａ系、Ｂ系交互に実施
			1.よう素フィルタ性能検査（漏えい率検査）		1F	○	24回	アニュラス循環排気系フィルター性能検査	
			2.開放点検（フィルタ取替）		X※	－	24回		※よう素フィルタ性能検査結果により適宜実施
	Ａ，Ｂアニュラス空気浄化フィルタユニット	Ａ系	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	
			2.開放点検		4F	－	22回		
		Ｂ系	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	
			2.開放点検		4F	－	22回		
	Ａアニュラス空気浄化ファン・電動機		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	（振動診断：1M）
			2.分解点検（ファン）		260M	○	20回		
			2.分解点検（電動機）		78M	－	22回		
	Ｂアニュラス空気浄化ファン・電動機		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	（振動診断：1M）
			2.分解点検（ファン）		260M	○	21回		
			2.分解点検（電動機）		78M	－	22回		
	安全補機室空気浄化フィルタユニット		1.機能・性能検査（よう素フィルタ性能検査）	高	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	
			1.機能・性能試験		1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	
			2.開放点検（フィルタ取替）		X※	○	24回		※よう素フィルタ性能検査結果により適宜実施
			2.開放点検		4F	－	22回		
	Ａ安全補機室空気浄化ファン・電動機		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	（振動診断：1M）
			2.分解点検（ファン）		260M	－	20回		
			2.分解点検（電動機）		78M	－	23回		
	Ｂ安全補機室空気浄化ファン・電動機		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	１次系換気空調設備検査	（振動診断：1M）
			2.分解点検（ファン）		260M	－	21回		
			2.分解点検（電動機）		78M	－	24回		

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ）内は適用する設備診断技術）
原子炉格納施設 ［圧力低減設備その他の安全設備］	静的触媒式水素再結合装置	MB-045	1.外観点検	高	1F	○	24回		21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
			2.機能・性能試験		5F	－	－	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	
		MB-046	1.外観点検	高	1F	○	24回		21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
			2.機能・性能試験		5F	－	－	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	
		MB-047	1.外観点検	高	1F	○	24回		21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
			2.機能・性能試験		5F	－	－	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	
		MB-048	1.外観点検	高	1F	○	24回		21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
			2.機能・性能試験		5F	－	－	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	
		MB-049	1.外観点検	高	1F	○	24回		21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
			2.機能・性能試験		5F	－	－	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	
	原子炉格納容器水素燃焼装置	13個	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
	１次系計測制御装置	1式	1.特性試験	高	13M	○	24回	計測制御系監視機能検査	
	原子炉格納施設［圧力低減設備その他の安全設備］その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	－	24回	１次系弁検査 １次系安全弁検査	
			2.分解点検	高・低	130M	－	24回	１次系弁検査 １次系逆止弁検査	
	原子炉格納施設［圧力低減設備その他の安全設備］その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	－	24回	１次系弁検査	
			2.分解点検		65M～156M	－	24回		
			3.簡易点検(特性試験)		65M	－	24回		
	原子炉格納施設［圧力低減設備その他の安全設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	65M～130M	○	24回		
			1.分解点検他	低	65M～130M	－	24回		一部ＢＭあり
	その他ＡＭ（代替再循環、格納容器内注水）機器	1式	1.分解点検他	高	130M	－	21回	１次系逆止弁検査	
原子力設備 ［その他設備］	クラス１機器(供用期間中検査対象) （重大事故等クラス１機器供用期間中検査対象、重大事故等クラス２機器供用期間中検査対象含む）	1式	1.非破壊試験	高	7Y	○	24回	クラス１機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 ［別表-1］
			2.漏えい試験		1F	○	24回	クラス１機器供用期間中検査	
	クラス２機器（供用期間中検査対象） （重大事故等クラス２機器供用期間中検査対象含む）	1式	1.非破壊試験	高	10Y	－	24回	クラス２機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 ［別表-2］
			2.漏えい試験		10Y	－	24回	クラス２機器供用期間中検査	
	クラス３機器（供用期間中検査対象）	1式	1.非破壊試験	高	10Y	○	24回	クラス３機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 ［別表-3］
			2.漏えい試験		10Y	○	24回	クラス３機器供用期間中検査	
	クラス１機器Ni基合金使用部位 （重大事故等クラス１機器供用期間中検査対象、重大事故等クラス２機器供用期間中検査対象含む）	1式	1.非破壊検査	高	3Y	○	23回	供用期間中特別検査のうちクラス１機器Ｎｉ基合金使用部位特別検査	ISIプログラムによる。 ［別表-4］
	クラス２管（原子炉格納容器内） （重大事故等クラス２機器供用期間中検査対象含む）	1式	1.非破壊試験	高	10Y	○	24回	供用期間中特別検査のうちクラス２管（原子炉格納容器内）特別検査	ISIプログラムによる。 ［別表-5］
	蒸気発生器管台（重大事故等クラス２機器供用期間中検査対象含む）	1式	1.非破壊試験	高	10Y	－	24回	供用期間中特別検査のうち蒸気発生器管台溶接部の健全性確認検査	ISIプログラムによる。 ［別表-1］
	重大事故等クラス１機器	1式	1.非破壊試験	高	10Y	○	－	重大事故等クラス１機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 ［別表-7］ 25回定期事業者検査より設定
			2.漏えい試験		1F～10Y	○	－	重大事故等クラス１機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 ［別表-1］ 25回定期事業者検査より設定
	重大事故等クラス２機器	1式	1.非破壊試験	高	10Y	○	24回	重大事故等クラス２機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 ［別表-8］
			2.漏えい試験		1F～10Y	○	24回	重大事故等クラス２機器供用期間中検査	
	重大事故等クラス３機器	1式	1.漏えい試験	高	65M～130M	○	－	重大事故等クラス３機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 ［別表-9］ 24回定期事業者検査より設定
	クラス1配管特別検査	1式	1.非破壊検査	高	1F	○	－	供用期間中特別検査のうちクラス1配管特別検査	ISIプログラムによる。 ［別表-10］ 25回定期事業者検査より設定

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ）内は適用する設備診断技術）
原子力設備 ［その他設備］	クラス３機器、クラス４管、排気筒及び安全上重要なダクト耐圧部（クラス３機器ISIは除く）	1式	1.外観点検	高・低	5Y～10Y	○	24回	構造健全性検査	
	ＲＣＰＢのベント・ドレン弁の閉止栓	1式	1.漏えい試験	高	1F	○	24回	構造健全性検査	
	レストレイント 1. １次冷却材管ﾎｲｯﾌﾟﾚｽﾄﾚｲﾝﾄ 2. 主蒸気配管ﾎｲｯﾌﾟﾚｽﾄﾚｲﾝﾄ 3. 主給水配管ﾎｲｯﾌﾟﾚｽﾄﾚｲﾝﾄ	1式	1.外観点検	高	100%/10Y	－	16回	レストレイント検査	
	原子力設備［その他設備］その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	－	23回	１次系安全弁検査	
			2.分解点検		130M	○	23回	１次系逆止弁検査	
	原子力設備［その他設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～130M	○	24回		
			1.分解点検他	低	12M～156M	○	24回		一部ＢＭあり 一部先行実施 保全の有効性評価結果No.25の反映
原子力設備・タービン設備 ［その他設備］	耐震クラスＳ，Ｂに属する設備の支持構造物（クラス１，２，３供用期間中検査対象機器を除く）	1式	1.外観点検	高・低	100%/10Y	○	24回	耐震健全性検査	
	その他ＡＭ（格納容器内注水）機器	1式	1.分解点検他	高	52M～182M	○	24回		
蒸気タービン ［車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸］	高圧タービン		1.開放点検	高	39M	○	23回	蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No.26の反映
			2.組立状況点検		B	○	23回	蒸気タービン開放検査	
			3.簡易点検（軸受箱内部清掃他）		13M	○	24回		
	第１低圧タービン		1.開放点検	高	39M	－	24回	蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No.28の反映
			2.外観点検		2回/3F	○	23回	蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No.27の反映
			3.簡易点検（軸受箱内部清掃他）		13M	○	24回		
	第２低圧タービン		1.開放点検	高	39M	○	23回	蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No.30の反映
			2.外観点検		2回/3F	－	24回	蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No.29の反映
			3.簡易点検（軸受箱内部清掃他）		13M	○	24回	蒸気タービン開放検査	
	第３低圧タービン		1.開放点検	高	39M	－	24回	蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No.32の反映
			2.外観点検		2回/3F	○	23回	蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No.31の反映
			3.簡易点検（軸受箱内部清掃他）		13M	○	24回		
	ロータ		1.組立状況点検	高	B	○	24回	蒸気タービン開放検査	タービン開放時期に合わせて実施。
	蒸気タービン本体及び附属設備		1.保安装置点検	高	1F	○	24回	蒸気タービン性能検査	一部定期事業者検査起動後
			2.負荷点検		1F	○	24回	総合負荷性能検査	定期事業者検査起動後
蒸気タービン ［調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁］	＃１主蒸気止め弁		1.開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
			2.組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	＃２主蒸気止め弁		1.開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
			2.組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	＃３主蒸気止め弁		1.開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
			2.組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	＃４主蒸気止め弁		1.開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
			2.組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	＃１蒸気加減弁		1.開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
			2.組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	＃２蒸気加減弁		1.開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
			2.組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	＃３蒸気加減弁		1.開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
			2.組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	＃４蒸気加減弁		1.開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
			2.組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ()内は適用する設備診断技術）
蒸気タービン［調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁］	Ａ１再熱蒸気止め弁	1.開放点検	高	39M	－	23回	蒸気タービン開放検査	
	Ａ２再熱蒸気止め弁	1.開放点検	高	39M	－	24回	蒸気タービン開放検査	
	Ａ３再熱蒸気止め弁	1.開放点検	高	39M	－	23回	蒸気タービン開放検査	
	Ｂ１再熱蒸気止め弁	1.開放点検	高	39M	－	23回	蒸気タービン開放検査	
	Ｂ２再熱蒸気止め弁	1.開放点検	高	39M	－	24回	蒸気タービン開放検査	
	Ｂ３再熱蒸気止め弁	1.開放点検	高	39M	－	24回	蒸気タービン開放検査	
	Ａ１インターセプト弁	1.開放点検	高	39M	－	23回	蒸気タービン開放検査	
	Ａ２インターセプト弁	1.開放点検	高	39M	－	24回	蒸気タービン開放検査	
	Ａ３インターセプト弁	1.開放点検	高	39M	－	23回	蒸気タービン開放検査	
	Ｂ１インターセプト弁	1.開放点検	高	39M	－	23回	蒸気タービン開放検査	
	Ｂ２インターセプト弁	1.開放点検	高	39M	－	24回	蒸気タービン開放検査	
	Ｂ３インターセプト弁	1.開放点検	高	39M	－	24回	蒸気タービン開放検査	
	調速装置（非常調速装置）	1.外観点検	高	1F	○	24回	蒸気タービン開放検査	
蒸気タービン［復水器］	復水、循環水系統	1.機能・性能試験（ポンプ、電動機含む）	高	1F	○	24回	蒸気タービン附属設備機能検査	定期事業者検査起動後
	復水器	1.開放点検	高	13M	○	24回	蒸気タービン開放検査	
		2.防汚塗装		26M	○	24回		
	Ａ循環水ポンプ・電動機	1.分解点検（ポンプ）	高	26M	－	24回		
		1.分解点検（電動機）		104M	－	22回		
		2.簡易点検(翼油ユニット作動油清浄度管理)		26M	－	24回		
	Ｂ循環水ポンプ・電動機	1.分解点検（ポンプ）	高	26M	○	23回		
		1.分解点検（電動機）		104M	－	23回		
		2.簡易点検(翼油ユニット作動油清浄度管理)		26M	○	23回		
	Ａ復水器真空ポンプ・電動機	1.分解点検（ポンプ）	高	39M	－	24回		（振動診断：３M）
		1.分解点検（電動機）		CBM	－	19回		
		2.簡易点検（潤滑油入替他）		13M	○	24回		
	Ｂ復水器真空ポンプ・電動機	1.分解点検（ポンプ）	高	39M	－	23回		（振動診断：３M）
		1.分解点検（電動機）		CBM	－	11回		
		2.簡易点検（潤滑油入替他）		13M	○	24回		
	Ｃ復水器真空ポンプ・電動機	1.分解点検（ポンプ）	高	39M	○	22回		（振動診断：３M）
		1.分解点検（電動機）		CBM	－	16回		
		2.簡易点検（潤滑油入替他）		13M	○	24回		
	Ａ復水ポンプ・電動機	1.分解点検（ポンプ）	高	39M	○	23回		（振動診断：６Ｍ（対象：電動機））保全の有効性評価結果No.33の反映
		1.分解点検（電動機）		X	○	19回		
		2.簡易点検(ストレーナ清掃)		13M	○	24回		
	Ｂ復水ポンプ・電動機	1.分解点検（ポンプ）	高	39M	－	24回		（振動診断：６Ｍ（対象：電動機））保全の有効性評価結果No.34の反映
		1.分解点検（電動機）		X	－	20回		
		2.簡易点検(ストレーナ清掃)		13M	○	24回		
	Ｃ復水ポンプ・電動機	1.分解点検（ポンプ）	高	39M	－	24回		（振動診断：６Ｍ（対象：電動機））保全の有効性評価結果No.35の反映
		1.分解点検（電動機）		X	－	22回		
		2.簡易点検(ストレーナ清掃)		13M	○	24回		
	蒸気タービン［復水器］その他機器　1式	1.分解点検他	高	78M～260M	○	24回		
		1.分解点検他	低	13M～260M	○	24回		一部ＢＭあり

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ()内は適用する設備診断技術）
蒸気タービン［蒸気タービンに附属する熱交換器］	３Ａ湿分分離加熱器　胴側	1.開放点検	高	26M	－	24回	蒸気タービン開放検査	
	３Ａ湿分分離加熱器 管側（発電機側）	1.開放点検	高	130M	－	18回	蒸気タービン開放検査	
		2.非破壊試験		130M	－	18回		
	３Ａ湿分分離加熱器 管側（調速機側）	1.開放点検	高	130M	－	20回	蒸気タービン開放検査	
		2.非破壊試験		130M	－	20回		
	３Ｂ湿分分離加熱器　胴側	1.開放点検	高	26M	○	23回	蒸気タービン開放検査	
	３Ｂ湿分分離加熱器 管側（発電機側）	1.開放点検	高	130M	－	19回	蒸気タービン開放検査	
		2.非破壊試験		130M	－	19回		
	３Ｂ湿分分離加熱器 管側（調速機側）	1.開放点検	高	130M	－	21回	蒸気タービン開放検査	
		2.非破壊試験		130M	－	21回		
	Ａ脱気器	1.開放点検	高	26M	－	24回	２次系容器検査	
	Ｂ脱気器	1.開放点検	高	26M	○	23回	２次系容器検査	
	脱気器タンク	1.開放点検	高	39M	－	24回	２次系容器検査	保全の有効性評価結果No.36の反映
	第１Ａ低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	22回	２次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	－	22回		
		3.非破壊試験		130M	－	17回		
	第１Ｂ低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	23回	２次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	－	23回		
		3.非破壊試験		130M	－	18回		
	第１Ｃ低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	24回	２次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	－	24回		
		3.非破壊試験		130M	－	19回		
	第２Ａ低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	22回	２次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	－	22回		
		3.非破壊試験		130M	－	17回		
	第２Ｂ低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	23回	２次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	－	23回		
		3.非破壊試験		130M	－	18回		
	第２Ｃ低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	24回	２次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	－	24回		
		3.非破壊試験		130M	－	19回		
	第３Ａ低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	23回	２次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	－	23回		
		3.非破壊試験		130M	－	18回		
	第３Ｂ低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	24回	２次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	－	24回		
		3.非破壊試験		130M	－	19回		
	第３Ｃ低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	○	20回	２次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	○	20回		
		3.非破壊試験		130M	－	20回		
	第４Ａ低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	23回	２次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	－	23回		
		3.非破壊試験		130M	－	18回		
	第４Ｂ低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	－	24回	２次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	－	24回		
		3.非破壊試験		130M	－	19回		
	第４Ｃ低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	○	20回	２次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	○	20回		
		3.非破壊試験		130M	－	20回		

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ()内は適用する設備診断技術）
蒸気タービン［蒸気タービンに附属する熱交換器］	第６Ａ高圧給水加熱器	1.開放点検	高	130M	－	19回	２次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	－	19回		
		3.非破壊試験		130M	－	17回		
	第６Ｂ高圧給水加熱器	1.開放点検	高	130M	－	19回	２次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	－	19回		
		3.非破壊試験		130M	－	18回		
	グランド蒸気復水器	1.開放点検	高	65M	－	23回	２次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	－	23回		
		3.非破壊試験		130M	－	18回		
蒸気タービン［蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備］	給水、復水系統	1.機能・性能試験（ポンプ、電動機含む）	高	1F	○	24回	蒸気タービン附属設備機能検査	定期事業者検査起動後
	Ａタービン動主給水ポンプ	1.機能・性能試験（ポンプ）	高	B	－	24回		
		1.機能・性能試験（駆動タービン）		B	－	24回	２次系ポンプ機能検査	
		2.分解点検（ポンプ）		52M	－	24回		保全の有効性評価結果No.37の反映
		2.分解点検（駆動タービン）		26M	－	24回	２次系ポンプ分解検査	
		3.簡易点検(オイルフィルタ取替)		13M	○	24回		
	Ｂタービン動主給水ポンプ	1.機能・性能試験（ポンプ）	高	B	○	23回		
		1.機能・性能試験（駆動タービン）		B	○	23回	２次系ポンプ機能検査	
		2.分解点検（ポンプ）		52M	－	23回		保全の有効性評価結果No.38の反映
		2.分解点検（駆動タービン）		26M	○	23回	２次系ポンプ分解検査	
		3.簡易点検(オイルフィルタ取替)		13M	○	24回		
	電動主給水ポンプ・電動機	1.分解点検（ポンプ）	高	130M	－	20回		
		1.分解点検（電動機）		156M	－	22回		
		2.簡易点検(潤滑油入替他)		13M	○	24回		
	Ａタービン動主給水ブースタポンプ	1.分解点検	高	52M	－	24回		
		2.簡易点検(ストレーナ点検)		13M	○	24回		
	Ｂタービン動主給水ブースタポンプ	1.分解点検	高	52M	－	23回		
		2.簡易点検(ストレーナ点検)		13M	○	24回		
	電動主給水ブースタポンプ	1.分解点検	高	130M	－	20回		
		2.簡易点検(潤滑油入替他)		13M	○	24回		
	Ａ復水ブースタポンプ・電動機	1.分解点検（ポンプ）	高	104M	－	22回		保全の有効性評価結果No.39の反映
		1.分解点検（電動機）		104M	－	21回		
		2.簡易点検(潤滑油入替他)		13M	○	24回		
	Ｂ復水ブースタポンプ・電動機	1.分解点検（ポンプ）	高	104M	－	23回		保全の有効性評価結果No.40の反映
		1.分解点検（電動機）		104M	－	22回		
		2.簡易点検(潤滑油入替他)		13M	○	24回		
	Ｃ復水ブースタポンプ・電動機	1.分解点検（ポンプ）	高	104M	－	24回		保全の有効性評価結果No.41の反映
		1.分解点検（電動機）		104M	－	22回		
		2.簡易点検(潤滑油入替他)		13M	○	24回		

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ）内は適用する設備診断技術）
蒸気タービン［蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備］	Ａ復水脱塩塔		1.開放点検	高	130M	－	21回	２次系容器検査	
	Ｂ復水脱塩塔		1.開放点検	高	130M	－	22回	２次系容器検査	
	Ｃ復水脱塩塔		1.開放点検	高	130M	－	23回	２次系容器検査	
	Ｄ復水脱塩塔		1.開放点検	高	130M	－	24回	２次系容器検査	
	Ｅ復水脱塩塔		1.開放点検	高	130M	○	15回	２次系容器検査	
	復水タンク		1.開放点検	高	130M	－	17回		
			2.簡易点検（通気管金網清掃）		13M	○	24回		
	蒸気タービン［蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	65M～260M	○	24回		一部先行実施
			1.分解点検他	低	13M～260M	○	24回		一部ＢＭあり 一部先行実施
蒸気タービン［蒸気タービンに附属する管等］	主な配管（主蒸気系統・抽気系統）	1式	1.開放点検	高	13M	○	24回	蒸気タービン開放検査	
			2.非破壊試験		肉厚管理指針による	○	24回	蒸気タービン開放検査	
	２次系配管他(上記以外の主蒸気系統・給水系統・抽気系統・ドレン系統・復水系統・その他系統)※ ※配管の他、ポンプ、熱交換器、弁等を含む（外観点検のみ）	1式	1.外観点検	高	100%/10Y	○	24回	２次系配管検査	定期事業者検査起動後
			2.非破壊試験	高・低	肉厚管理指針による	○	24回	２次系配管検査	
蒸気タービン［その他設備］	タービンバイパス弁	15個	1.機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	24回	タービンバイパス弁機能検査	
			2.分解点検		26M～52M	○	24回		
			3.簡易点検(グランドパッキン取替)		26M	○	24回		
	タービンバイパス弁駆動部	15個	1.分解点検	高	13M	○	24回		
			2.簡易点検（特性試験）		13M	○	24回		
	蒸気タービン［その他設備］その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	24回	１次系安全弁検査 ２次系弁検査 ２次系安全弁検査	
			2.分解点検		104M～130M	○	24回	１次系逆止弁検査 ２次系弁検査	
			3.簡易点検(グランド入替)		130M	－	20回		
	蒸気タービン［その他設備］その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	16回	２次系弁検査	
			2.分解点検		182M	○	16回		
			3.簡易点検(特性試験)		52M	－	24回		
	蒸気タービン［その他設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～260M	○	24回		保全の有効性評価結果No.42,43の反映
			1.分解点検他	低	12M～260M	○	24回		一部ＢＭあり 一部先行実施
補助ボイラー	【補助ボイラー】 節炭器 管寄せ及び管 安全弁 ボイラーに付属する給水設備 ボイラーに付属する通風設備 ボイラーに付属する管等 油燃焼用機器	1式	1.開放点検	低	120M※1	○	37回※2	補助ボイラー開放検査	先行実施 ※１：前回点検後の運転時間が4,000時間、又は起動回数が120回に達すると見込まれる時期までに実施する。 ※２：ボイラー定検回次、今回は38回定検
			1.開放点検		117M～240M	○	33回※		先行実施 ※ボイラー定検回次、今回は38回定検
			2.性能試験		B※1	○	37回※2	補助ボイラー性能検査 補助ボイラー設備検査	先行実施 ※１：補助ボイラー開放検査にあわせて実施 ※２：ボイラー定検回次、今回は38回定検
			2.性能試験		1Y	○	37回※		先行実施 ※ボイラー定検回次、今回は38回定検
			3.簡易点検(グランドパッキン取替他)		12M～120M	○	37回※		
	【補助ボイラーに属する燃料設備】 燃料運搬設備に係る油の輸送管 燃料貯蔵設備に係る油タンク	1式	1.開放点検	低	120M	－	36回※		先行実施 ※ボイラー定検回次、今回は38回定検

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術）
補助ボイラー	【補助ボイラーに属するばい煙処理設備】 ・補助ボイラー集じん機	1式	1.開放点検	低	120M～240M	○	30回※		先行実施 ※ボイラー定検回次、今回は38回定検
			2.簡易点検（内部清掃）		12M	○	37回※		
	補助ボイラー［その他設備］その他機器	1式	1.分解点検他	低	12M～240M	○	37回※		先行実施 ※ボイラー定検回次、今回は38回定検
その他発電用原子炉の附属施設 ［浸水防護施設］	浸水防止蓋	1式	1.外観点検	高	1F	○	24回		
	伝播防止堰	1式	1.外観点検	高	10Y	－	－		21回施設定検時に設置
	水密扉	1式	1.外観点検	高	1Y	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	２次系計測制御装置	1式	1.特性試験	高	13M	○	24回	計測制御系監視機能検査	
	津波監視カメラ	2台	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回		
	蒸気漏えい検知システム	1式	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回		
			2.外観点検		1F	○	24回		
	湧水ピット排水系統		1.機能・性能試験（ポンプ、電動機含む）	低	B※	○	24回	浸水防護設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
	湧水サンプポンプ（吐出ラインを含む）		1.分解点検（ポンプ）	低	1Y	○	24回		（振動診断：１Y（対象：電動機）） プラント運転中又は定期事業者検査停止中
			1.分解点検（電動機）		CBM	○	22回		
	その他発電用原子炉の附属施設[浸水防護施設]その他の弁	1式	1.機能・性能試験	低	B	－	23回	浸水防護設備検査	
			2.分解点検		130M	－	23回		
	その他発電用原子炉の附属施設[浸水防護施設]その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	低	B	－	18回	浸水防護設備検査	21回施設定期検査より追加
			2.分解点検		182M	－	18回		
	その他発電用原子炉の附属施設[浸水防護施設]その他機器	1式	1.外観点検	高・低	1F～8F	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
その他発電用原子炉の附属施設 ［常用電源設備］	発電機設備	1式	1.分解点検他	高・低	13M～208M	○	24回		
	変圧器設備	1式	1.分解点検他	高	39M～156M	○	24回		
	しゃ断器	1式	1.分解点検他	高	52M～156M	－	24回		
	その他発電用原子炉の附属施設［常用電源設備］その他機器	1式	1.分解点検他	高	26M～104M	○	24回		
			1.分解点検他	低	13M～240M	○	24回		
その他発電用原子炉の附属施設 ［火災防護施設］	消火水バックアップポンプ・電動機	2台	1.機能・性能試験	低	B※	－	－	火災防護設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
			2.分解点検（ポンプ）		10F	－	－		
			2.分解点検（電動機）		6F	－	－		
	煙等流入防止装置	1式	1.分解点検	低	260M	－	－	１次系弁検査	21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
	その他発電用原子炉の附属施設［火災防護施設］その他機器	1式	1.分解点検他	高・低	5Y～10Y	○	23回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
その他発電用原子炉の附属施設 ［非常用発電装置］	ディーゼル発電機	2台	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	非常用予備発電装置機能検査 （ディーゼル発電機の作動検査） 非常用予備発電装置機能検査 （ディーゼル発電機定格容量検査）	
	安全注入信号及び格納容器スプレイ信号発信時にディーゼル発電機に電源を求める機器	45台	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	非常用予備発電装置機能検査 （ディーゼル発電機の作動検査）	
	Ａディーゼル機関のシリンダ（ピストン、ピストン連接棒、シリンダカバー、クランク軸）	No.1,8	1.分解点検	高	130M	－	21回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No.2,3,9,10	1.分解点検	高	130M	－	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No.4,5,11,12	1.分解点検	高	130M	－	24回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No.6,13	1.分解点検	高	130M	－	20回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No.7,14	1.分解点検	高	130M	－	21回	非常用ディーゼル発電機分解検査	

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ()内は適用する設備診断技術）
その他発電用原子炉の附属施設［非常用発電装置］	Ｂディーゼル機関のシリンダ（ピストン、ピストン連接棒、シリンダカバー、クランク軸）	No.1,8	1.分解点検	高	130M	－	22回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No.2,3,9,10	1.分解点検	高	130M	－	24回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No.4,5,11,12	1.分解点検	高	130M	○	19回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No.6,13	1.分解点検	高	130M	－	21回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No.7,14	1.分解点検	高	130M	－	21回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Ａディーゼル機関の吸気弁		1.分解点検	高	26M	－	24回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Ｂディーゼル機関の吸気弁		1.分解点検	高	26M	○	24回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Ａディーゼル機関の排気弁		1.分解点検	高	26M	－	24回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Ｂディーゼル機関の排気弁		1.分解点検	高	26M	○	24回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Ａディーゼル機関の燃料噴射弁		1.分解点検	高	13M	○	24回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Ｂディーゼル機関の燃料噴射弁		1.分解点検	高	13M	○	24回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	ディーゼル発電機付属設備	1式	1.外観点検	高	1F	○	24回	非常用予備発電機付属設備検査	
			2.非破壊試験		13M～78M	○	24回	非常用予備発電機付属設備検査	
			3.機能・性能試験		1F～10F	○	24回	非常用予備発電機付属設備検査	
			4.特性試験	高・低	13M	○	24回	非常用予備発電機付属設備検査	
	空冷式非常用発電装置	2台	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	その他非常用発電装置の機能検査 その他非常用発電装置の付属設備検査	21回施設定検時に設置
			2.取替他		130M	－	－		
	可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車	3台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	24回	可搬型代替電源設備検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	緊急時対策所用電源車	3台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	24回	可搬型代替電源設備検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	電源車	3台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	24回	可搬型代替電源設備検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	タンクローリー	3台	1.機能点検	高	1Y	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	非常用電源設備［非常用発電装置］その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～208M	○	24回		
			1.分解点検他	低	13M～182M	○	24回		一部ＢＭあり

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（ ）内は適用する設備診断技術）
その他発電用原子炉の附属施設［その他の電源装置］	直流電源装置蓄電池	2組（60個／組）	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	直流電源系機能検査	
			1.機能・性能試験（作動機能）		1F	○	24回	直流電源系作動検査	
			2.簡易点検（充電）		2回/Y	○	24回		プラント運転中
	計器用電源	4台	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	インバータ機能検査	
			2.簡易点検(特性試験)		13M	○	24回		
	可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）	2個	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回		
			2.外観点検		1F	○	24回		
	可搬式整流器	2個	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回		
			2.外観点検		1F	○	24回		
	非常用電源設備［その他の電源装置］その他機器	1式	1.分解点検他	高	6M～180M	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
			1.分解点検他	低	13M～180M	○	24回		
土木建築設備	原子炉建屋	1式	1.外観点検	高・低	1F	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	外周建屋	1式	1.外観点検	高	1Y	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	中間建屋	1式	1.外観点検	高	1Y	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	原子炉補助建屋	1式	1.外観点検	高	1Y	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	燃料取扱建屋	1式	1.外観点検	高	1Y	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	制御建屋	1式	1.外観点検	高	1Y	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	燃料取替用水タンク建屋	1式	1.外観点検	高	1Y	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	ディーゼル発電機建屋	1式	1.外観点検	高	1Y	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	１・２号機原子炉補助建屋	1式	1.外観点検	高	1Y	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	固体廃棄物貯蔵庫	1式	1.外観点検	低	1Y	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	取水口設備	1式	1.外観点検	高	1Y～1F	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
敷地内土木構造物	連続地中壁	1式	1.外観点検	低	1Y	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	抑止ぐい	1式	1.外観点検	低	1Y	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
プラント総合	原子炉及びその附属設備(補助ボイラー及び非常用予備発電装置を除く)		1.総合性能試験	高	1F	○	24回	総合負荷性能検査	定期事業者検査起動後
非常用取水設備［取水設備］	海水取水トンネル	1式	1.外観点検	高	4Y	－	23回		

クラス１機器供用期間中検査
供用期間中特別検査のうち蒸気発生器管台溶接部の健全性確認検査

１．原子炉容器（１／２）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（7ヵ年）										備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
B1.102	B-A	下部胴の長手溶接継手	体　積	可能範囲 各１００％	３	水中ＵＴ （内面）	可能範囲 各１００％		－	可能範囲 各１００％					
B2.111	B-B	上部胴と下部胴との周溶接継手	体　積	５％ ※2	１	水中ＵＴ （内面）	５％ ※2		－	可能範囲 １００％					
		下部胴とトランジションリングとの周溶接継手	体　積	５％ ※2	１	水中ＵＴ （内面）	５％ ※2		－	可能範囲 １００％					
		トランジションリングと下部鏡板との周溶接継手	体　積	５％ ※2	１	水中ＵＴ （内面）	５％ ※2		－	可能範囲 １００％					
B3.105	B-C	上部胴と上部胴フランジとの溶接継手	体　積	可能範囲 １００％	１	水中ＵＴ （内面）	可能範囲 １００％		－	可能範囲 １００％					
B3.10	B-D	冷却材入口管台と胴との溶接継手	体　積	可能範囲 各１００％	３	水中ＵＴ （内面）	可能範囲 各１００％		－	ＡＢＣ 可能範囲 各１００％					
		冷却材出口管台と胴との溶接継手	体　積	可能範囲 各１００％	３	水中ＵＴ （内面）	可能範囲 各１００％		－	ＡＢＣ 可能範囲 各１００％					
B3.20	B-D	冷却材入口管台内面の丸みの部分	体　積	可能範囲 各１００％	３	水中ＵＴ （内面）	可能範囲 各１００％		－	ＡＢＣ 可能範囲 各１００％					
		冷却材出口管台内面の丸みの部分	体　積	可能範囲 各１００％	３	水中ＵＴ （内面）	可能範囲 各１００％		－	ＡＢＣ 可能範囲 各１００％					
B5.10	B-F	冷却材入口管台とセーフエンドの溶接継手（呼び径１００Ａ以上）	体積及び 表　面	可能範囲 各１００％	３	水中ＵＴ （内面） ＰＴ	可能範囲 各１００％	Ａ（ＰＴ） １００％	－	ＡＢＣ （ＵＴ） 可能範囲 各１００％ Ｂ（ＰＴ） １００％		Ｃ（ＰＴ） １００％			
		冷却材出口管台とセーフエンドの溶接継手（呼び径１００Ａ以上）	体積及び 表　面	可能範囲 各１００％	３	水中ＵＴ （内面） ＰＴ	可能範囲 各１００％		－	ＡＢＣ （ＵＴ） 可能範囲 各１００％ Ａ（ＰＴ） １００％		Ｂ（ＰＴ） １００％		Ｃ（ＰＴ） １００％	
B6.10	B-G-1	ナット	ＶＴ－１	１００％	５８	ＶＴ－１ （漏えい時又は取外し時）	１００％ ５８	１３	－	１７		１０		１８	
B6.30	B-G-1	スタッドボルト	体　積	１００％	５８	ＵＴ	１００％ ５８	１３	－	１７		１０		１８	
B6.40	B-G-1	胴フランジネジ穴のネジ部	体　積	１００％	５８	ＵＴ	１００％ ５８		－	２０		１９		１９	
B6.50	B-G-1	ワッシャ	ＶＴ－１	１００％	５８	ＶＴ－１ （漏えい時又は取外し時）	１００％ ５８	１３	－	１７		１０		１８	
B7.10	B-G-2	マーマンカップリング	ＶＴ－１	２５％	３	ＶＴ－１ （漏えい時又は取外し時）	２５％ １		－			１			

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
※2：2020年7月1日より維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、「５％」は「可能範囲１００％」と読み替える。

１．原子炉容器（２／２）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（7ヵ年）										備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
G1.10	G-P-1	容器内部	ＶＴ－３	全範囲の７．５％ 各検査時期毎 ※2	1	ＶＴ－３	可能範囲 １００％ 各検査時期毎		－	可能範囲 １００％			可能範囲 １００％		
G1.40	G-P-1	上部炉心支持構造物の内部取付物	ＶＴ－３	全範囲の７．５％	1	ＶＴ－３	可能範囲 １００％		－	可能範囲 １００％					
		下部炉心支持構造物の内部取付物	ＶＴ－３	全範囲の７．５％	1	ＶＴ－３	可能範囲 １００％		－	可能範囲 １００％ 1					
		炉心内部取付物	ＶＴ－３	全範囲の７．５％	4	ＶＴ－３	可能範囲 １００％		－	可能範囲 １００％ 4					
G1.50	G-P-2	上部炉心支持構造物	ＶＴ－３	全範囲の７．５％	1	ＶＴ－３	可能範囲 １００％		－	可能範囲 １００％					
		下部炉心支持構造物	ＶＴ－３	全範囲の７．５％	1	ＶＴ－３	可能範囲 １００％		－	可能範囲 １００％					
B14.10	B-O	制御棒駆動ハウジングの溶接継手 （上部）	体積又は 表　面	最外周の ２５％	最外周２０ （全５２）	ＰＴ	最外周の ２５％ 5		－				5		
		制御棒駆動ハウジングの溶接継手 （下部）			最外周２３ （全５５）		最外周の ２５％ 6		－	3			3		
B15.10	B-P	圧力保持範囲	ＶＴ－２	可能範囲 １００％	－	ＶＴ－２	可能範囲 １００％	可能範囲 １００％	－		可能範囲 １００％	可能範囲 １００％	可能範囲 １００％	可能範囲 １００％	
F1.41	F-A	支持構造物 （サポートブラケット、 サポートシュー、基礎ボルト）	ＶＴ－３	２５％	6	ＶＴ－３	２５％ 2		－	Ａ出口 1			Ｃ出口 1		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
※2：2020年7月1日より維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、「全範囲の７．５％ 各検査時期毎」は「全範囲の７．５％」と読み替える。

２．加圧器（１／１）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（7ヵ年）										備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
B2.11	B-B	上部胴と上部鏡板との周継手	体　積	５％	1	ＵＴ	５％		－	５％					
		下部胴と下部鏡板との周継手	体　積	５％	1	ＵＴ	５％		－					５％	
B2.12	B-B	上部胴の長手継手	体　積	各１０％	2	ＵＴ	各１０％	Ａ１０％	－			Ｂ１０％			
		下部胴の長手継手	体　積	各１０％	2	ＵＴ	各１０％		－	Ａ１０％			Ｂ１０％		
B2.13	B-B	上部胴と下部胴との周継手	体　積	５％	1	ＵＴ	５％		－			５％			
B3.30	B-D	管台と容器との溶接継手	体　積	２５％	6	ＵＴ	２５％ 2		－	1（サージ管台）				1（スプレイ管台）	
B3.40	B-D	管台内面の丸みの部分	体　積	２５％	6	ＵＴ	２５％ 2		－	1（サージ管台）				1（スプレイ管台）	
B5.40	B-F	管台とセーフエンドの溶接継手（呼び径１００Ａ以上）													
		加圧器逃がし弁管台	体積及び表　面	２５％	1	ＵＴ ＰＴ	２５％ 2		－						
		加圧器安全弁管台			3				－						
		加圧器スプレイ管台			1			1	－						
		加圧器サージ管台			1			1	－						
B7.20	B-G-2	マンホールの取付けボルト	ＶＴ－１	２５％	１６	ＶＴ－１ （漏えい時又は取外し時）	２５％ 4	1	－	1			2		
B8.20	B-H	支持部材の容器への取付け溶接継手（スカート溶接継手）	表　面	７．５％	1	ＰＴ	７．５％		－	７．５％					
B15.20	B-P	圧力保持範囲	ＶＴ－２	可能範囲１００％	―	ＶＴ－２	可能範囲１００％	可能範囲１００％	－		可能範囲１００％	可能範囲１００％	可能範囲１００％	可能範囲１００％	
F1.41	F-A	支持構造物（スカート、基礎ボルト）	ＶＴ－３	２５％	1	ＶＴ－３	２５％ 1		－				1		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

３．蒸気発生器（１／１）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（7ヵ年）										備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
B2.40	B-B	管板と水室鏡との溶接継手	体　積	１基の２５％	３	ＵＴ	１基の２５％		－	Ｃ　９％		Ｃ　８％		Ｃ　８％	
B3.60	B-D	冷却材入口管台の内面の丸みの部分、冷却材出口管台の内面の丸みの部分	体　積	１基の２５％	６	ＵＴ	１基の２５％ １		－			Ｃ入口 １			
B5.70	B-F	冷却材入口管台とセーフエンドの溶接継手、 冷却材出口管台とセーフエンドの溶接継手 （呼び径１００Ａ以上）	体積及び表　面	１基の２５％	６	ＵＴ ＰＴ	１基の２５％ １	Ａ入口 １ （ＰＴ）	－	Ａ入口 １ （ＵＴ） （ＥＣＴ） (*1)					
B7.30	B-G-2	１次側マンホールの取付けボルト	ＶＴ－１	１基の２５％	９６	ＶＴ－１ (漏えい時又は取外し時)	１基の２５％ ８	Ｃ入口 ３	－			Ｃ入口 ２	Ｃ入口 ３		
B15.30	B-P	圧力保持範囲	ＶＴ－２	可能範囲１００％	－	ＶＴ－２	可能範囲１００％	可能範囲１００％	－		可能範囲１００％	可能範囲１００％	可能範囲１００％	可能範囲１００％	
F1.41	F-A	支持構造物 （支持脚、ベースプレート、基礎ボルト）	ＶＴ－３	１基の２５％	１２	ＶＴ－３	１基の２５％ １		－	Ｃ１					

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
(*1)代替試験として内面ＥＣＴを合わせて実施

４．配管（１／３）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高浜発電所第３号機検査計画（7ヵ年）										備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
B7.50	B-G-2	圧力保持用ボルト締付け部 （直径５０ｍｍ以下）													
		１次冷却材ポンプ封水注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃループ	ＶＴ－１	２５％	３	ＶＴ－１ （漏えい時又は取外し時）	２５％ １		－					Ｃ１	
B9.11	B-J	配管の同種金属溶接継手 （呼び径１００Ａ以上）													
		１次冷却材管 (27.5INID,836.00mm,29INID,31INID) Ａ，Ｂ，Ｃループ	体　積	２５％	４６	ＵＴ	２５％ １２	Ａ３	－	Ａ１ Ｂ１		Ａ１ Ｂ１ Ｃ１	Ｂ１ Ｃ１	Ａ１ Ｃ１	
		加圧器サージ管 (14B,355.60mm)	体　積	２５％	７	ＵＴ	２５％ ２		－	１				１	
		加圧器安全弁ライン (6B) Ａ，Ｂ，Ｃライン	体　積	２５％	３０	ＵＴ	２５％ ８	Ａ１ Ｂ１	－	Ａ１ Ｂ１			Ｃ２	Ａ１ Ｃ１	
		加圧器逃がし弁ライン (6B)	体　積	２５％	１２	ＵＴ	２５％ ３		－	１		１	１		
		加圧器スプレイライン (4B,144.30mm) Ａ，Ｃループ	体　積	２５％	５０	ＵＴ	２５％ １３	Ａ２ Ｃ１	－	Ａ２ Ｃ１		Ａ２	Ａ２ Ｃ１	Ａ１ Ｃ１	
		加圧器補助スプレイライン (4B)	体　積	２５％	１	ＵＴ	１		－					１	
		余熱除去ポンプ入口ライン (12B) Ｂ，Ｃループ	体　積	２５％	４１	ＵＴ	２５％ １１	Ｂ１ Ｃ１	－	Ｂ１ Ｃ１		Ｂ１ Ｃ１	Ｂ１ Ｃ１	Ｂ２ Ｃ１	
		ＳＩＳ蓄圧注入ライン (12B,318.50mm) Ａ，Ｂ，Ｃループ	体　積	２５％	３２	ＵＴ	２５％ ８	Ａ１ Ｂ１	－	Ａ１ Ｃ１		Ｃ１	Ｂ１	Ａ１ Ｂ１	
		ＳＩＳ高温側低圧注入ライン (6B,165.20mm) Ａ，Ｂループ	体　積	２５％	３０	ＵＴ	２５％ ８	Ａ１ Ｂ１	－	Ａ１ Ｂ１		Ｂ１	Ａ１ Ｂ１	Ａ１	
		ＳＩＳ低温側低圧注入ライン (6B) Ａ，Ｂ，Ｃループ	体　積	２５％	４４	ＵＴ	２５％ １１	Ａ１ Ｂ１	－	Ａ２ Ｃ２		Ｂ１	Ｃ３	Ａ１	
		ＳＩＳ高温側補助注入ライン (4B,6B) Ｃループ	体　積	２５％	６	ＵＴ	２５％ ２		－	１			１		
B9.21	B-J	配管の同種金属溶接継手 （呼び径１００Ａ未満）													
		加圧器逃がし弁ライン (3B)	表　面	２５％	２０	ＰＴ	２５％ ５	１	－	２		１		１	
		加圧器補助スプレイライン (2B,60.50mm)	表　面	２５％	１９	ＰＴ	２５％ ５	１	－	１		１		２	
		余熱除去ポンプ入口ライン (1 1/4B) Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％	４	ＰＴ	２５％ １		－				Ｂ１		
		ＲＴＤウェル及び閉止分岐管 (3B) Ａ，Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％	７	ＰＴ	２５％ ２		－	Ｂ１			Ａ１		
		抽出・余剰抽出及びドレンライン (2B,3B,60.50mm,89.10mm) Ａ，Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％	３１	ＰＴ	２５％ ８	Ｂ１ Ｃ１	－	Ｂ１ Ｃ１		Ｃ３		Ｃ１	
		ＣＶＣＳ充てんライン (3B,89.10mm) Ｂループ	表　面	２５％	８	ＰＴ	２５％ ２		－	Ｂ１			Ｂ１		
		１次冷却材ポンプ封水注入ライン (11/2B) Ａ，Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％	３	ＰＴ	２５％ １		－	Ａ１					

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

４．配管（２／３）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高浜発電所第３号機検査計画（7ヵ年）										備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
B9.21	B-J	配管の同種金属溶接継手（呼び径１００Ａ未満）													
		ＳＩＳ高温側補助注入ライン (2B,60.50mm) Ａ，Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％	１２	ＰＴ	２５％ 3		－	Ｂ１		Ｃ１	Ｂ１		
		ＳＩＳ低温側補助注入ライン (2B,60.50mm) Ａ，Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％	７	ＰＴ	２５％ 2		－	Ａ１				Ｂ１	
		ＳＩＳ低温側ほう酸注入ライン (2B,60.50mm) Ａ，Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％	１３	ＰＴ	２５％ 4	Ａ１	－	Ｂ１		Ｃ１		Ｂ１	
B9.31	B-J	母管と管台との溶接継手（呼び径１００Ａ以上）													
		１次冷却材管 (4B,6B,12B,14B) Ａ，Ｂ，Ｃループ	体　積	２５％	１１	ＵＴ	２５％ 3		－	Ａ１		Ｂ１	Ｃ１		
B9.32	B-J	母管と管台との溶接継手（呼び径１００Ａ未満）													
		１次冷却材管 (2B,3B,63.50mm) Ａ，Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％	１７	ＰＴ	２５％ 5	Ａ１	－	Ｂ１		Ｃ１	Ａ１	Ｂ１	
		余熱除去ポンプ入口ライン (1 1/4B) Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％	２	ＰＴ	１００％ ※2 2		－			Ｂ１	Ｃ１		
		ＳＩＳ高温側低圧注入ライン (2B) Ａ，Ｂループ	表　面	２５％	２	ＰＴ	２５％ 1		－					Ａ１	
		ＳＩＳ低温側低圧注入ライン (2B) Ａ，Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％	６	ＰＴ	２５％ 2		－	Ａ１			Ｃ１		
B9.40	B-J	ソケット溶接継手													
		加圧器補助スプレイライン (2B)	表　面	２５％	１	ＰＴ	２５％ 1		－	１					
		ＲＴＤウェル及び閉止分岐管 (2B) Ａ，Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％	３	ＰＴ	２５％ 1		－	Ａ１					
		抽出・余剰抽出及びドレンライン (2B) Ａ，Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％	６	ＰＴ	２５％ 2		－	Ａ１		Ｃ１			
		１次冷却材ポンプ封水注入ライン (1 1/2B, 48.60mm) Ａ，Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％	４６	ＰＴ	２５％ １２	Ａ２ Ｂ１	－	Ｂ２ Ｃ１		Ａ１ Ｃ１	Ｃ２	Ａ１ Ｂ１	
		ＳＩＳ高温側補助注入ライン (2B) Ａ，Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％	１５	ＰＴ	２５％ 4	Ａ１	－	Ｂ１		Ｃ１		Ａ１	
		ＳＩＳ低温側補助注入ライン (2B) Ａ，Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％	３	ＰＴ	２５％ 1		－	Ｂ１					
		ＳＩＳ低温側ほう酸注入ライン (2B) Ａ，Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％	３	ＰＴ	２５％ 1		－					Ｃ１	

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
※2：簡易りん議「新規制基準施工に伴うＲＣＰＢ拡大範囲の検査方法の明確化について」に従い、１００％とする。

４．配管（３／３）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高浜発電所第３号機検査計画（7ヵ年）										備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
B15.50	B-P	圧力保持範囲	ＶＴ－２	可能範囲１００％	－	ＶＴ－２	可能範囲１００％	可能範囲１００％	－		可能範囲１００％	可能範囲１００％	可能範囲１００％	可能範囲１００％	
F1.10	F-A	支持構造物													
		加圧器サージ管	ＶＴ－３	２５％	９	ＶＴ－３	２５％ ３		－		１	１		１	
		加圧器逃がし弁ライン	ＶＴ－３	２５％	１９	ＶＴ－３	２５％ ５	１	－		２	１		１	
		加圧器スプレイライン Ａ，Ｃループ	ＶＴ－３	２５％	６２	ＶＴ－３	２５％ １６	Ａ２ Ｃ２	－	Ａ１ Ｃ１	Ｃ２	Ａ２ Ｃ１	Ａ２	Ｃ３	
		余熱除去ポンプ入口ライン Ｂ，Ｃループ	ＶＴ－３	２５％	３７	ＶＴ－３	２５％ １０	Ｂ１	－		Ｂ２ Ｃ２	Ｂ１ Ｃ１	Ｂ１	Ｂ１ Ｃ１	
		加圧器補助スプレイライン	ＶＴ－３	２５％	２２	ＶＴ－３	２５％ ６		－		２	２		２	
		ＣＶＣＳ充てんライン Ｂループ	ＶＴ－３	２５％	６	ＶＴ－３	２５％ ２		－		Ｂ１	Ｂ１			
		抽出・余剰抽出及びドレンライン Ａ，Ｂ，Ｃループ	ＶＴ－３	２５％	３２	ＶＴ－３	２５％ ８	Ａ１ Ｂ１	－	Ａ１ Ｃ２		Ｂ１	Ａ１	Ｃ１	
		１次冷却材ポンプ封水注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃループ	ＶＴ－３	２５％	１９	ＶＴ－３	２５％ ５	Ａ１	－	Ｂ１		Ｃ１	Ａ１	Ｂ１	
		ＳＩＳ蓄圧注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃループ	ＶＴ－３	２５％	３２	ＶＴ－３	２５％ ８	Ａ１ Ｂ１	－	Ｃ１		Ａ１ Ｂ１	Ｂ１	Ｃ２	
		ＳＩＳ高温側低圧注入ライン Ａ，Ｂループ	ＶＴ－３	２５％	２１	ＶＴ－３	２５％ ６	Ａ１ Ｂ１	－		Ａ１	Ａ１	Ａ１	Ｂ１	
		ＳＩＳ低温側低圧注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃループ	ＶＴ－３	２５％	２７	ＶＴ－３	２５％ ７	Ａ１ Ｂ１	－		Ａ１ Ｃ１	Ｂ１		Ｃ２	
		ＳＩＳ高温側補助注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃループ	ＶＴ－３	２５％	２２	ＶＴ－３	２５％ ６	Ａ１ Ｂ１	－		Ｃ１	Ｂ１	Ｃ１	Ｃ１	
		ＳＩＳ低温側補助注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃループ	ＶＴ－３	２５％	１３	ＶＴ－３	２５％ ４	Ａ１	－	Ｂ１		Ｃ１		Ａ１	
		ＳＩＳ低温側ほう酸注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃループ	ＶＴ－３	２５％	２４	ＶＴ－３	２５％ ６	Ａ１ Ｂ１	－	Ｃ１		Ａ１	Ｂ１	Ｃ１	

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

５．１次冷却材ポンプ（１／１）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（7ヵ年）										備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
B6.180	B-G-1	スタッドボルト	体　積	１台の25%	７２	ＵＴ（装着時又は取外し時）	１台の25% ６		－				Ｃ６		
B6.190	B-G-1	フランジ表面	ＶＴ－１	１台の25%	７２	ＶＴ－１	１台の25% ６		－				Ｃ６		
B6.200	B-G-1	ナット	ＶＴ－１	１台の25%	７２	ＶＴ－１（漏えい時又は取外し時）	１台の25% ６		－				Ｃ６		
		ワッシャ	ＶＴ－１	１台の25%	７２	ＶＴ－１（漏えい時又は取外し時）	１台の25% ６		－				Ｃ６		
B12.20	B-L-2	ケーシングの内表面	ＶＴ－３	１	３	ＶＴ－３	１		－				Ｃ１		
B15.60	B-P	圧力保持範囲	ＶＴ－２	可能範囲 １００％	－	ＶＴ－２	可能範囲 １００％	可能範囲 １００％	－		可能範囲 １００％	可能範囲 １００％	可能範囲 １００％	可能範囲 １００％	
F1.41	F-A	支持構造物（支持脚、ベースプレート、基礎ボルト）	ＶＴ－３	１台の25%	９	ＶＴ－３	１台の25% １		－				Ｃ１		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

６．弁（１／２）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高浜発電所第３号機検査計画（7ヵ年）										備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
B7.70	B-G-2	圧力保持用ボルト締付け部（直径５０mm以下）													
		加圧器安全弁ライン Ａ，Ｂ，Ｃライン 3V-RC-055 3V-RC-056 3V-RC-057	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%	２４	ＶＴ－１（漏えい時又は取外し時）	類似弁ごとに１台分８	3V-RC-057 ８	－						
		加圧器逃がし弁ライン 3V-RC-054A 3V-RC-054B 3V-RC-054C	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%	３０	ＶＴ－１（漏えい時又は取外し時）	類似弁ごとに１台分１０		－	3V-RC-054A １０					
		3PCV-455A 3PCV-455B 3PCV-454C	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%	１８	ＶＴ－１（漏えい時又は取外し時）	類似弁ごとに１台分６		－	3PCV-455B ６					
		加圧器スプレイライン Ａ，Ｃループ 3PCV-454A 3PCV-454B	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%	１６	ＶＴ－１（漏えい時又は取外し時）	類似弁ごとに１台分８		－			3PCV-454A ８			
		加圧器補助スプレイライン 3V-CS-225	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%	６	ＶＴ－１（漏えい時又は取外し時）	類似弁ごとに１台分６		－				3V-CS-225 ６		
		ＣＶＣＳ充てんライン Ｂループ 3V-CS-233 3V-CS-234	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%	２０	ＶＴ－１（漏えい時又は取外し時）	類似弁ごとに１台分１０		－				3V-CS-234 １０		
		抽出・余剰抽出及びドレンライン Ａ，Ｂ，Ｃループ 3V-RC-019A 3V-RC-019B 3V-RC-019C	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%	２４	ＶＴ－１（漏えい時又は取外し時）	類似弁ごとに１台分８		－					3V-RC-019A ８	
		3V-RC-017	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%	１０	ＶＴ－１（漏えい時又は取外し時）	類似弁ごとに１台分１０	3V-RC-017 １０	－						
		3LCV-451 3LCV-452	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%	１２	ＶＴ－１（漏えい時又は取外し時）	類似弁ごとに１台分６	3LCV-451 ６	－						
		余熱除去ポンプ入口ライン Ｂ，Ｃループ 3PCV-420 3PCV-430	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%	３６	ＶＴ－１（漏えい時又は取外し時）	類似弁ごとに１台分１８		－	3PCV-430 １８					
		3V-RH-003A 3V-RH-003B	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%	３６	ＶＴ－１（漏えい時又は取外し時）	類似弁ごとに１台分１８		－				3V-RH-003A １８		
		ＳＩＳ蓄圧注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃループ 3V-SI-134A,136A 3V-SI-134B,136B 3V-SI-134C,136C	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%	９６	ＶＴ－１（漏えい時又は取外し時）	類似弁ごとに１台分１６		－			3V-SI-136B １６			
		ＳＩＳ高温側低圧注入ライン Ａ，Ｂループ 3V-SI-208A,208B 3V-SI-209A,209B	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%	５６	ＶＴ－１（漏えい時又は取外し時）	類似弁ごとに１台分１４		－			3V-SI-209B １４			
		ＳＩＳ低温側低圧注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃループ 3V-SI-202A,203A 3V-SI-202B,203B 3V-SI-202C,203C	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%	８４	ＶＴ－１（漏えい時又は取外し時）	類似弁ごとに１台分１４		－					3V-SI-203C １４	

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

６．弁（２／２）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高浜発電所第３号機検査計画（7ヵ年）										備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
B7.70	B-G-2	圧力保持用ボルト締付け部（直径５０mm以下）													
		ＳＩＳ高温側補助注入ライン Ｃループ 3V-SI-088	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%	１４	ＶＴ－１（漏えい時又は取外し時）	類似弁ごとに１台分１４		－					3V-SI-088 １４	
B12.50	B-M-2	弁本体の内表面													
		加圧器安全弁ライン Ａ，Ｂ，Ｃライン 3V-RC-055 3V-RC-056 3V-RC-057	ＶＴ－３	類似弁ごとに１	3	ＶＴ－３	類似弁ごとに１		－	3V-RC-055					
		余熱除去ポンプ入口ライン Ｂ，Ｃループ 3PCV-420 3PCV-430	ＶＴ－３	類似弁ごとに１	2	ＶＴ－３	類似弁ごとに１		－			3PCV-420			
		3V-RH-003A 3V-RH-003B	ＶＴ－３	類似弁ごとに１	2	ＶＴ－３	類似弁ごとに１		－				3V-RH-003B		
		ＳＩＳ蓄圧注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃループ 3V-SI-134A,136A 3V-SI-134B,136B 3V-SI-134C,136C	ＶＴ－３	類似弁ごとに１	6	ＶＴ－３	類似弁ごとに１	3V-SI-136A	－						
		ＳＩＳ高温側低圧注入ライン Ａ，Ｂループ 3V-SI-208A,209A 3V-SI-208B,209B	ＶＴ－３	類似弁ごとに１	4	ＶＴ－３	類似弁ごとに１		－					3V-SI-209A	
		ＳＩＳ低温側低圧注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃループ 3V-SI-202A,203A 3V-SI-202B,203B 3V-SI-202C,203C	ＶＴ－３	類似弁ごとに１	6	ＶＴ－３	類似弁ごとに１		－			3V-SI-203C			
		ＳＩＳ高温側補助注入ライン Ｃループ 3V-SI-088	ＶＴ－３	類似弁ごとに１	1	ＶＴ－３	類似弁ごとに１	3V-SI-088	－						
B15.70	B-P	圧力保持範囲	ＶＴ－２	可能範囲１００%	－	ＶＴ－２	可能範囲１００%	可能範囲１００%	－		可能範囲１００%	可能範囲１００%	可能範囲１００%	可能範囲１００%	
F1.41	F-A	支持構造物													
		加圧器安全弁ライン Ａ，Ｂ，Ｃライン 3V-RC-055 3V-RC-056 3V-RC-057	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の２５%	3	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の25% １	3V-RC-057 １	－						
		加圧器逃がし弁ライン 3V-RC-054A 3V-RC-054B 3V-RC-054C	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の２５%	6	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の25% １		－		3V-RC-054A １				
		3PCV-455A 3PCV-455B 3PCV-454C	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の２５%	6	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の25% １		－		3PCV-455B １				
		加圧器スプレイライン Ａ，Ｃループ 3PCV-454A 3PCV-454B	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の２５%	4	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の25% １		－			3PCV-454A １			
		加圧器補助スプレイライン 3V-CS-225	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の２５%	1	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の25% １		－			3V-CS-225 １			
		抽出ライン Ｃループ 3LCV-451 3LCV-452	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の２５%	4	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の25% １		－				3LCV-451 １		
		余熱除去ポンプ入口ライン Ｂ，Ｃループ 3PCV-420 3PCV-430	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の２５%	4	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の25% １		－					3PCV-430 １	
		3V-RH-003A 3V-RH-003B	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の２５%	4	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の25% １		－			3V-RH-003A １			

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

クラス２機器供用期間中検査

１．余熱除去冷却器（１／１）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1					高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
C1.10	C-A	管側胴と管側フランジとの周溶接継手	体　積	１基の7.5%	２	ＵＴ	１基の7.5%	Ａ ７．５％				－						（重大事故等クラス２機器）
C1.20	C-A	管側鏡と管側胴との溶接継手	体　積	１基の7.5%	２	ＵＴ	１基の7.5%	Ａ ７．５％				－						（重大事故等クラス２機器）
C2.21	C-B	管側入口管台及び管側出口管台と管側胴との溶接継手	体積及び表　面	７．５％	４	ＵＴ ＰＴ	７．５％ １					－	Ａ１ （入口）					（重大事故等クラス２機器）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

２．配管（１／５）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1					高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
C3.20	C-C	配管の支持部材取付け溶接継手																
		余熱除去ポンプ入口ライン (318.50mm,355.60mm) Ａ、Ｂライン	表　面	７．５％	１２	ＰＴ	７．５％ 1	Ａ１				－						（重大事故等クラス２機器）
		余熱除去ポンプ出口ライン (267.40mm) Ａ、Ｂライン	表　面	７．５％	３	ＰＴ	７．５％ 1	Ａ１				－						（重大事故等クラス２機器）
		ＳＩＳ高温側低圧注入ライン (267.40mm) Ａライン	表　面	７．５％	４	ＰＴ	７．５％ 1			Ａ１		－						
		ＳＩＳ低温側低圧注入ライン (165.20mm,267.40mm) Ａ，Ｂ，Ｃライン	表　面	７．５％	１１	ＰＴ	７．５％ 1					－	Ａ１					（重大事故等クラス２機器）
		ＳＩＳ高温側補助注入ライン (60.50mm,89.10mm) Ａ，Ｂ，Ｃ，共通ライン	表　面	７．５％	１０	ＰＴ	７．５％ 1					－	共通１					
		ＳＩＳ低温側補助注入ライン (89.10mm) 共通ライン	表　面	７．５％	２	ＰＴ	７．５％ 1					－				共通１		
		補助注入ライン (89.10mm,114.30mm)	表　面	７．５％	４	ＰＴ	７．５％ 1					－					１	
		ＳＩＳ低温側ほう酸注入ライン (89.10mm) 共通ライン	表　面	７．５％	３	ＰＴ	７．５％ 1	共通１				－						（重大事故等クラス２機器）
		充てん／高圧注入ポンプ入口ライン (216.30mm)	表　面	７．５％	３	ＰＴ	７．５％ 1	１				－						（重大事故等クラス２機器）
		充てん／高圧注入ポンプ出口ライン (89.10mm,114.30mm)	表　面	７．５％	３	ＰＴ	７．５％ 1			１		－						（重大事故等クラス２機器）
		１次冷却材管高温側高圧注入ライン (89.10mm)	表　面	７．５％	２	ＰＴ	７．５％ 1					－	１					
		１次冷却材管低温側高圧注入ライン (89.10mm)	表　面	７．５％	２	ＰＴ	７．５％ 1					－	１					
		１次冷却材管高温側高圧注入ライン (89.10mm) ほう酸注入タンク入口側	表　面	７．５％	２	ＰＴ	７．５％ 1					－				１		
		１次冷却材管低温側高圧注入ライン (89.10mm) ほう酸注入タンク出口側	表　面	７．５％	２	ＰＴ	７．５％ 1					－					１	（重大事故等クラス２機器）
		格納容器再循環サンプ出口ライン (355.60mm) Ａ，Ｂライン	表　面	７．５％	８	ＰＴ	７．５％ 1	Ａ１				－						（重大事故等クラス２機器）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

２．配管（２／５）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1					高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
C5.11	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手（呼び径１００Ａを超え公称肉厚９．５ｍｍを超えるもの）																
		余熱除去ポンプ入口ライン (12B,14B,318.50mm) Ａ，Ｂライン	体積又は表　面	７．５％	６２	ＰＴ	７．５％ ５	Ａ１				－	Ａ１ Ｂ１			Ａ１	Ｂ１	（重大事故等クラス２機器）
		ＳＩＳ高温側低圧注入ライン (6B,10B,267.40mm) Ａ，Ｂライン	体積及び表　面	７．５％	１７	ＵＴ ＰＴ	７．５％ ２	Ａ１	Ａ１（ＰＴ）			－				Ａ１（ＵＴ）		
		ＳＩＳ低温側低圧注入ライン (6B,10B,165.20mm,267.40mm) Ａ，Ｂ，Ｃライン	体積及び表　面	７．５％	６０	ＵＴ ＰＴ	７．５％ ５	Ａ１ Ｂ１	Ａ１（ＰＴ）			－	Ｂ１ Ｃ１			Ａ１（ＵＴ）		（重大事故等クラス２機器）
		格納容器再循環サンプ出口ライン (14B,355.60mm) Ａ，Ｂライン	体積又は表　面	７．５％	２５	ＰＴ	７．５％ ２			Ａ１		－				Ｂ１		（重大事故等クラス２機器）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

２．配管（３／５）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1					高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
C5.21	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手（呼び径５０Ａ以上１００Ａ以下で公称肉厚５ｍｍを超えるもの）																
		ＳＩＳ高温側補助注入ライン (2B,3B,60.50mm,89.10mm) Ａ，Ｂ，Ｃ，共通ライン	表　面	７．５％	１１９	ＰＴ	７．５％ ９	Ａ１ Ｂ１		Ｃ１		－	Ｂ１ 共通２			Ｂ１ 共通１	Ｃ１	
		ＳＩＳ低温側補助注入ライン (2B,3B,60.50mm,89.10mm) Ａ，Ｂ，Ｃ，共通ライン	表　面	７．５％	５８	ＰＴ	７．５％ ５	Ａ１				－	Ｃ１ 共通１			共通１	共通１	
		補助注入ライン (3B,4B,89.10mm)	表　面	７．５％	３２	ＰＴ	７．５％ ３	１				－	１			１		
		ＳＩＳ低温側ほう酸注入ライン (2B,3B,60.50mm,89.10mm) Ａ，Ｂ，Ｃ，共通ライン	表　面	７．５％	６５	ＰＴ	７．５％ ５	Ａ１				－	Ｂ１ 共通１			共通１	共通１	（重大事故等クラス２機器）
		充てん／高圧注入ポンプ出口ライン (3B,4B,89.10mm)	表　面	７．５％	３５	ＰＴ	７．５％ ３			１		－	１			１		（重大事故等クラス２機器）
C5.30	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手（ソケット溶接継手）																
		ＳＩＳ高温側補助注入ライン (2B) Ａ，Ｂ，Ｃライン	表　面	７．５％	１８	ＰＴ	７．５％ ２	Ａ１				－				Ｂ１		
		ＳＩＳ低温側補助注入ライン (2B) Ａ，Ｂ，Ｃライン	表　面	７．５％	９	ＰＴ	７．５％ １					－	Ｃ１					
		ＳＩＳ低温側ほう酸注入ライン (2B) Ａ，Ｂ，Ｃライン	表　面	７．５％	９	ＰＴ	７．５％ １					－				Ａ１		（重大事故等クラス２機器）
C5.41	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手（呼び径５０Ａを超える、母管と管台及び母管と枝管）																
		補助注入ライン (3B)	表　面	７．５％	１	ＰＴ	７．５％ １			１		－						
		充てん／高圧注入ポンプ出口ライン (3B)	表　面	７．５％	１	ＰＴ	７．５％ １					－	１					（重大事故等クラス２機器）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

２．配管（４／５）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1					高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
F1.21	F-A	支持構造物																
		余熱除去ポンプ入口ライン Ａ，Ｂライン	ＶＴ－３	７．５％	５２	ＶＴ－３	７．５％ ４	Ａ１				－	Ｂ１			Ａ１	Ｂ１	（重大事故等クラス２機器）
		余熱除去ポンプ出口ライン Ａ，Ｂライン	ＶＴ－３	７．５％	８０	ＶＴ－３	７．５％ ６	Ａ１ Ｂ１				－	Ａ１ Ｂ１			Ａ１	Ｂ１	（重大事故等クラス２機器）
		ＳＩＳ高温側低圧注入ライン Ａライン	ＶＴ－３	７．５％	２０	ＶＴ－３	７．５％ ２			Ａ１		－	Ａ１					
		ＳＩＳ低温側低圧注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃライン	ＶＴ－３	７．５％	４６	ＶＴ－３	７．５％ ４			Ａ１		－	Ｂ１			Ｃ１	Ａ１	（重大事故等クラス２機器）
		補助注入ライン	ＶＴ－３	７．５％	２３	ＶＴ－３	７．５％ ２	１				－	１					
		充てん／高圧注入ポンプ出口ライン	ＶＴ－３	７．５％	２７	ＶＴ－３	７．５％ ３	１				－	１			１		（重大事故等クラス２機器）
		充てん／高圧注入ポンプ入口ライン	ＶＴ－３	７．５％	２３	ＶＴ－３	７．５％ ２	１				－				１		
		格納容器再循環サンプ出口ライン Ａ，Ｂライン	ＶＴ－３	７．５％	１６	ＶＴ－３	７．５％ ２			Ａ１		－					Ｂ１	（重大事故等クラス２機器）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

２．配管（５／５）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1					高　浜　発　電　所　第　３　号　機　検　査　計　画（10ヵ年）													備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	
								第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	－	第28保全サイクル	第29保全サイクル	
F1.21	F-A	支持構造物																
		ＳＩＳ高温側補助注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃ，共通ライン	ＶＴ－３	７．５％	８３	ＶＴ－３	７．５％ ７	Ｃ１	－	共通１			共通１	共通１	－	Ｃ１	共通２	
		ＳＩＳ低温側補助注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃ，共通ライン	ＶＴ－３	７．５％	５６	ＶＴ－３	７．５％ ５		－	Ａ１			Ａ１	共通１	－	共通１	Ａ１	
		ＳＩＳ低温側ほう酸注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃ，共通ライン	ＶＴ－３	７．５％	５９	ＶＴ－３	７．５％ ５		－	Ａ１			Ａ１	共通１	－	Ａ１	Ａ１	（重大事故等クラス２機器）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

３．余熱除去ポンプ（１／１）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1					高　浜　発　電　所　第　３　号　機　検　査　計　画（10ヵ年）													備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
C6.10	C-G	ケーシングの溶接継手	表　面	１台の7.5%	４	ＰＴ	１台の7.5% 1			Ａ１		－						（重大事故等クラス２機器）
F1.43	F-A	ポンプの台板脚	ＶＴ－３	１台の7.5%	４	ＶＴ－３	１台の7.5% 1					－	Ａ１					（重大事故等クラス２機器）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

４．弁（１／２）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1					高　浜　発　電　所　第　３　号　機　検　査　計　画（10ヵ年）													備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
F1.43	F-A	支持構造物																
		余熱除去ポンプ入口ライン Ａ，Ｂライン　3V-RH-041A 3V-RH-041B	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％	4	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％１	3V-RH-041A 1				－						（重大事故等クラス２機器）
		余熱除去ポンプ出口ライン Ａ，Ｂライン　3V-RH-024A 3V-RH-024B	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％	2	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％１					－	3V-RH-024A 1					（重大事故等クラス２機器）
		余熱除去ポンプ出口ライン Ａ，Ｂライン　3PCV-601 3PCV-611	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％	2	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％１					－	3PCV-611 1					（重大事故等クラス２機器）
		余熱除去ポンプ出口ライン Ａ，Ｂライン　3HCV-603 3HCV-613	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％	4	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％１					－				3HCV-603 1		（重大事故等クラス２機器）
		余熱除去ポンプ出口ライン Ａ，Ｂライン　3FCV-604 3FCV-614	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％	4	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％１					－					3FCV-614 1	（重大事故等クラス２機器）
		ＳＩＳ低温側低圧注入ライン Ａ，Ｃライン　3V-SI-197A 3V-SI-197B	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％	2	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％１	3V-SI-197B 1				－						（重大事故等クラス２機器）
		ＳＩＳ高温側補助注入ライン 3V-SI-082 3V-SI-101 3V-SI-301 3V-SI-303	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％	8	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％１		3V-SI-101 1			－						
		ＳＩＳ低温側補助注入ライン 3V-SI-094 3V-SI-302	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％	4	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％１					－	3V-SI-094 1					
		ＳＩＳ低温側ほう酸注入ライン 3V-SI-042A 3V-SI-042B	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％	4	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％１					－	3V-SI-042A 1					（重大事故等クラス２機器）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

４．弁（２／２）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1					高　浜　発　電　所　第　３　号　機　検　査　計　画（10ヵ年）													備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	
								第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	－	第28保全サイクル	第29保全サイクル	
F1.43	F-A	支持構造物																
		ＳＩＳ高温側低圧注入ライン Ａライン　3V-SI-206	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％	１	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％１		－						－		3V-SI-206 1	
		充てん／高圧注入ポンプ出口ライン 3V-SI-023A 3V-SI-023B	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％	４	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％１		－						－	3V-SI-023B 1		（重大事故等クラス２機器）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

５．クラス２機器漏えい検査（１／８）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1				高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考（漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
		化学体積制御系統															
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	体積制御タンク及び出入口ライン	VT－２	0.11	0.11	VT－２					－					○	一部又は全部を気圧により検査 （3－1）
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	Ａ－充てん／高圧注入ポンプ出口ライン	VT－２	17.76	17.76	VT－２					－	○					（3－2）
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	Ｂ－充てん／高圧注入ポンプ出口ライン	VT－２	17.76	17.76	VT－２			○		－						（3－3）
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	抽出ライン（1）	VT－２	15.41	15.41	VT－２				○	－						（3－5）
		抽出ライン（2）	VT－２	2.16	2.16	VT－２				○	－						（3－6）
C7.30 C7.70	C-H	抽出ライン（3）	VT－２	0.46	0.46	VT－２					－		○				（3－7）
		封水戻りライン（PEN＃217）	VT－２	0.20	0.20	VT－２		○			－						（3－39）
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	体積制御タンク入口ライン	VT－２	0.19	0.19	VT－２			○		－						（3－8）
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	ほう酸タンク出入口ライン	VT－２	大気圧	水張り	VT－２	○				－						（3－9）
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	ほう酸ポンプ出口ライン	VT－２	0.71	0.71	VT－２					－					○	（3－10）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

５．クラス２機器漏えい検査（２／８）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1				高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（10ヵ年）													備　考 （漏えい区分）
項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全 サイクル		第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	－	第24保全 サイクル		第25保全 サイクル	第26保全 サイクル	第27保全 サイクル	
		余熱除去系統															
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	Ａ－余熱除去ポンプ入口ライン	VT－２	2.75	2.75	VT－２					－				○		（３－１１）
		Ｂ－余熱除去ポンプ入口ライン	VT－２	2.75	2.75	VT－２					－	○					（３－１２）
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	Ａ－余熱除去ポンプ出口ライン	VT－２	3.56	3.56	VT－２					－	○					（３－１３）
		Ｂ－余熱除去ポンプ出口ライン	VT－２	3.56	3.56	VT－２			○		－						（３－１４）
		燃料取替用水系統															
C7.30 C7.70	C-H	燃料取替用水タンク出口ライン	VT－２	大気圧	水張り	VT－２	○				－						（３－１５）
C7.30 C7.70	C-H	燃料取替用水タンク原子炉キャビティ連絡ライン（PEN＃２２２）	VT－２	0.14	0.14	VT－２	○				－						（３－４１）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

５．クラス２機器漏えい検査（３／８）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1				高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考（漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
		安全注入系統															
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	蓄圧タンク及び出入口ライン	VT－２	4.22	4.22	VT－２			○		－						一部又は全部を気圧により検査（３－１６）
		ほう酸注入タンク及び出入口ライン	VT－２	8.00	8.00	VT－２					－	○					（３－１７）
C7.30 C7.70	C-H	蓄圧タンク注入ライン（PEN＃２１６）	VT－２	4.40	4.40	VT－２					－					○	（３－４３）
		蓄圧タンクテストライン（PEN＃２２７）	VT－２	6.90	6.90	VT－２					－					○	（３－４４）
		充てん／高圧注入ポンプ出口安全注入ライン（２）	VT－２	8.00	8.00	VT－２					－	○					（３－１９）
		充てん／高圧注入ポンプ出口安全注入ライン（３）	VT－２	8.00	8.00	VT－２					－	○					（３－２０）
		充てん／高圧注入ポンプ出口安全注入ライン（４）	VT－２	8.00	8.00	VT－２			○		－						（３－２１）
		格納容器再循環サンプ出口ライン（余熱除去ポンプ側）	VT－２	4.91kPa	4.91kPa	VT－２					－					○	（３－２２）
		格納容器スプレイ系統															
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	よう素除去薬品タンク及び出入口ライン	VT－２	34.4kPa	34.4kPa	VT－２					－	○					一部又は全部を気圧により検査（３－２３）
C7.30 C7.70	C-H	よう素除去薬品タンク出口ライン	VT－２	34.4kPa	34.4kPa	VT－２					－	○					（３－８５）
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	Ａ－格納容器スプレイポンプ入口ライン	VT－２	0.36	0.36	VT－２					－	○					（３－２４）
		Ｂ－格納容器スプレイポンプ入口ライン	VT－２	0.36	0.36	VT－２					－				○		（３－２５）
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	Ａ－格納容器スプレイポンプ出口ライン	VT－２	1.97	1.97	VT－２					－				○		（３－２６）
		Ｂ－格納容器スプレイポンプ出口ライン	VT－２	1.97	1.97	VT－２					－					○	（３－２７）
C7.30 C7.70	C-H	格納容器スプレイポンプ出口ライン	VT－２	1.64	1.64	VT－２	○				－						（３－２８）
		格納容器再循環サンプ出口ライン（格納容器スプレイポンプ側）	VT－２	4.91kPa	4.91kPa	VT－２					－	○					（３－２９）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

５．クラス２機器漏えい検査（４／８）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1				高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考（漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
		主給水系統															
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	Ａ－蒸気発生器給水入口ライン	VT－２	5.30	5.30	VT－２					－		○				（３－30）
		Ｂ－蒸気発生器給水入口ライン	VT－２	5.30	5.30	VT－２					－		○				（３－31）
		主蒸気系統															
C7.30 C7.70	C-H	Ａ－蒸気発生器出口ライン	VT－２	5.30	5.30	VT－２					－		○				（３－33）
		Ｂ－蒸気発生器出口ライン	VT－２	5.30	5.30	VT－２					－		○				（３－34）
		１次系補給水系統															
C7.30 C7.70	C-H	加圧器逃がしタンクPMW供給ライン（PEN＃279）	VT－２	0.80	0.80	VT－２	○				－						（３－38）
		１次系補給水ライン（PEN＃268）	VT－２	0.60	0.60	VT－２	○				－						（３－86）
		廃棄物処理系統															
C7.30 C7.70	C-H	蓄圧タンク窒素充てんライン（PEN＃218）	VT－２	4.40	4.40	VT－２	○				－						一部又は全部を気圧により検査（３－42）
		格納容器冷却材ドレンポンプ出口ライン（PEN＃225）	VT－２	0.70	0.70	VT－２	○				－						（３－83）
		格納容器サンプポンプ出口ライン（PEN＃234）	VT－２	0.15	0.15	VT－２	○				－						（３－84）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

５．クラス２機器漏えい検査（５／８）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1				高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考（漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
		蒸気発生器ブローダウン系統															
C7.30 C7.70	C-H	Ａ－蒸気発生器ブローダウンライン（PEN#319）	VT－２	4.80	4.80	VT－２		○			－						（３－４５－１）
		Ｂ－蒸気発生器ブローダウンライン（PEN#318）	VT－２	4.80	4.80	VT－２		○			－						（３－４５－２）
		Ｃ－蒸気発生器ブローダウンライン（PEN#317）	VT－２	4.80	4.80	VT－２		○			－						（３－４５－３）
		試料採取系統															
C7.30 C7.70	C-H	Ａ－蒸気発生器ブローダウンサンプルライン（PEN#259L）	VT－２	4.80	4.80	VT－２			○		－						（３－４６－１）
		Ｂ－蒸気発生器ブローダウンサンプルライン（PEN#259M）	VT－２	4.80	4.80	VT－２					－	○					（３－４６－２）
		Ｃ－蒸気発生器ブローダウンサンプルライン（PEN#259R）	VT－２	4.80	4.80	VT－２					－				○		（３－４６－３）
		加圧器気相部サンプルライン（PEN#231R）	VT－２	15.41	15.41	VT－２					－					○	（３－６０）
		加圧器液相部・Bループ高温側サンプルライン（PEN#231M）	VT－２	15.41	15.41	VT－２					－				○		（３－６１）
		Aループ高温側サンプルライン（PEN#235）	VT－２	15.41	15.41	VT－２					－					○	（３－６４）
		蓄圧タンクサンプルライン（PEN#231L）	VT－２	4.40	4.40	VT－２					－					○	（３－６５）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

５．クラス２機器漏えい検査（６／８）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1				高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考（漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
		原子炉補機冷却水系統															
C7.30 C7.70	C-H	CRDM冷却ユニット他冷却水入口ライン（PEN＃313）	VT－２	0.60	0.60	VT－２					－				○		（３－56）
		CRDM冷却ユニット他冷却水出口ライン（PEN＃314）	VT－２	0.07	0.07	VT－２					－				○		（３－57）
		RCP冷却水入口ライン（PEN＃312）	VT－２	0.50	0.50	VT－２			○		－						（３－58）
		RCP冷却水出口ライン（PEN＃311）	VT－２	0.07	0.07	VT－２			○		－						（３－59）
		A･B－C／V再循環ユニット冷却水入口ライン（PEN＃255）	VT－２	0.60	0.60	VT－２	○				－						（３－87）
		A－C／V再循環ユニット冷却水出口ライン（PEN＃256）	VT－２	0.50	0.50	VT－２	○				－						（３－88）
		B－C／V再循環ユニット冷却水出口ライン（PEN＃257）	VT－２	0.50	0.50	VT－２					－	○					（３－89）
		C･D－C／V再循環ユニット冷却水入口ライン（PEN＃229）	VT－２	0.60	0.60	VT－２					－	○					（３－90）
		C－C／V再循環ユニット冷却水出口ライン（PEN＃230）	VT－２	0.50	0.50	VT－２					－	○					（３－91）
		D－C／V再循環ユニット冷却水出口ライン（PEN＃232）	VT－２	0.50	0.50	VT－２	○				－						（３－92）
		DRPI室冷却ユニット冷却水入口ライン（PEN＃274）	VT－２	0.25	0.25	VT－２	○				－						（３－93）
		DRPI室冷却ユニット冷却水出口ライン（PEN＃275）	VT－２	0.25	0.25	VT－２					－					○	（３－94）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

５．クラス２機器漏えい検査（７／８）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1				高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考（漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
		空気系統															
C7.30 C7.70	C-H	制御用空気ライン（PEN＃260）	VT－２	0.66	0.66	VT－２	○				－						一部又は全部を気圧により検査（３－74）
		制御用空気加圧器逃がし弁用供給ライン（1）（PEN＃262）	VT－２	0.66	0.66	VT－２	○				－						一部又は全部を気圧により検査（３－75）
		制御用空気加圧器逃がし弁用供給ライン（2）（PEN＃284）	VT－２	0.66	0.66	VT－２			○		－						一部又は全部を気圧により検査（３－76）
		所内用空気供給ライン（PEN＃265）	VT－２	0.71	0.71	VT－２			○		－						一部又は全部を気圧により検査（３－77）
		消火水系統															
C7.30 C7.70	C-H	消火水ライン（PEN＃271）	VT－２	1.30	1.30	VT－２	○				－						（３－78）
		炭酸ガス系統															
C7.30 C7.70	C-H	CO2消火ライン（PEN＃316）	VT－２	4.40	4.40	VT－２					－	○					一部又は全部を気圧により検査（３－79）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

３．クラス２機器漏えい検査（８／８）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1				高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考（漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	
							第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	－	第28保全サイクル	第29保全サイクル	
		化学体積制御系統															
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	Ｃ－充てん／高圧注入ポンプ出口ライン	VT－２	17.76	17.76	VT－２		－						－	○		（３－４）
		安全注入系統															
C7.30 C7.70	C-H	充てん／高圧注入ポンプ出口安全注入ライン（１）	VT－２	8.00	8.00	VT－２		－						－	○		（３－１８）
		主給水系統															
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	Ｃ－蒸気発生器給水入口ライン	VT－２	5.30	5.30	VT－２		－						－		○	（３－３２）
		主蒸気系統															
C7.30 C7.70	C-H	Ｃ－蒸気発生器出口ライン	VT－２	5.30	5.30	VT－２		－						－		○	（３－３５）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

クラス３機器供用期間中検査

1.余熱除去冷却器(胴側)（1／1）

発電用原子力設備規格　維持規格(２００８年版) JSME S NA1－2008※1					高浜発電所第3号機検査計画（10ヵ年）													備 考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
								第21保全サイクル				第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	
D1.10	D－A	胴と当板との溶接継手	VT－3 ※2	1基の7.5%	4	VT－3 ※2	1基の7.5% 1		A1					－				
F1.44	F－A	支持脚	VT－3	1基の7.5%	4	VT－3	1基の7.5% 1		A1					－				

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
※2：2020年7月1日より維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。

2.格納容器スプレイ冷却器（胴側）（1／1）

発電用原子力設備規格　維持規格(２００８年版) JSME S NA1－2008※1					高浜発電所第3号機検査計画（10ヵ年）													備 考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
								第21保全サイクル				第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	
D1.10	D－A	胴と当板との溶接継手	VT－3 ※2	1基の7.5%	4	VT－3 ※2	1基の7.5% 1					A1		－				
F1.44	F－A	支持脚	VT－3	1基の7.5%	4	VT－3	1基の7.5% 1					A1		－				

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
※2：2020年7月1日より維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。

3.原子炉補機冷却水冷却器（1／1）

発電用原子力設備規格　維持規格(２００８年版) JSME S NA1－2008※1					高浜発電所第3号機検査計画（10ヵ年）													備 考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
								第21保全サイクル				第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	
D1.10	D－A	胴と当板との溶接継手	VT－3 ※2	1基の7.5%	8	VT－3 ※2	1基の7.5% 1					A1		－				
F1.44	F－A	支持脚	VT－3	1基の7.5%	8	VT－3	1基の7.5% 1					A1		－				

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
※2：2020年7月1日より維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。

4.非常用ディーゼル発電機清水冷却器（1／1）

発電用原子力設備規格　維持規格(２００８年版) JSME S NA1－2008※1					高浜発電所第3号機検査計画（10ヵ年）													備 考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
								第21保全サイクル				第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	
D1.10	D－A	胴と補強板との溶接継手	VT－3 ※2	1基の7.5%	4	VT－3 ※2	1基の7.5% 1						A1	－				
F1.44	F－A	取付脚	VT－3	1基の7.5%	4	VT－3	1基の7.5% 1						A1	－				

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
※2：2020年7月1日より維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。

5.非常用ディーゼル発電機潤滑油冷却器（1／1）

発電用原子力設備規格　維持規格(２００８年版) JSME S NA1－2008※1					高浜発電所第3号機検査計画（10ヵ年）													備 考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
								第21保全サイクル				第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	
D1.10	D－A	胴と補強板との溶接継手	VT－3 ※2	1基の7.5%	4	VT－3 ※2	1基の7.5% 1							－			A1	
F1.44	F－A	取付脚	VT－3	1基の7.5%	4	VT－3	1基の7.5% 1							－			A1	

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
※2：2020年7月1日より維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。

6. 配管（1／1）

発電用原子力設備規格　維持規格(２００８年版) JSME S NA1－2008※1					高浜発電所第3号機検査計画（10ヵ年）													備 考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
								第21保全サイクル				第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	
D1.20	D－A	配管の支持部材取付け溶接継手																
		原子炉補機冷却水系統	VT－3 ※2	7.5%	78	VT－3 ※2	7.5% 6		1			1	1	－	2		1	
		原子炉補機冷却海水系統	VT－3 ※2	7.5%	22	VT－3 ※2	7.5% 2		1				1	－				
F1.31	F－A	支持構造物																
		原子炉補機冷却水系統	VT－3	7.5%	414	VT－3	7.5% 32		7			4	8	－	8		5	
		原子炉補機冷却海水系統	VT－3	7.5%	178	VT－3	7.5% 14		3			2	3	－	4		2	

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
※2：2020年7月1日より維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。

7.原子炉補機冷却水ポンプ（1／1）

発電用原子力設備規格　維持規格(２００８年版) JSME S NA1－2008※1					高浜発電所第3号機検査計画（10ヵ年）													備 考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
								第21保全サイクル				第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	
F1.31	F－A	ポンプ台板脚	VT－3	1台の7.5%	20	VT－3	1台の7.5% 1					A1		－				

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

8.弁（1／1）

発電用原子力設備規格　維持規格(２００８年版) JSME S NA1－2008※1					高浜発電所第3号機検査計画（10ヵ年）													備 考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
								第21保全サイクル				第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	
F1.31	F－A	支持構造物																
		原子炉補機冷却水系統 3TCV－2342A 3TCV－2342B 3TCV－2342C 3TCV－2342D	VT－3	1台の7.5%	4	VT－3	1台の7.5% 1							－			3TCV－2342A 1	
		原子炉補機冷却水系統 3V－CC－043 3V－CC－044	VT－3	1台の7.5%	4	VT－3	1台の7.5% 1						3V－CC－043 1	－				

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

9.クラス３機器漏えい検査（1／2）

発電用原子力設備規格　維持規格(２００８年版) JSME S NA1－2008※1					高浜発電所第3号機検査計画（10ヵ年）												備　考 (漏えい区分)
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
							第21保全サイクル				第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	
		使用済燃料ピット冷却浄化 ・燃料検査ピット水移送系統															
D2.30	D－B	使用済燃料ピットポンプ入口ライン	VT－2	0.10	0.10	VT－2		○					-				(4－1)
D2.10 D2.30	D－B	A－使用済燃料ピットポンプ出口ライン	VT－2	0.59	0.59	VT－2		○					-				(4－2)
		B－使用済燃料ピットポンプ出口ライン	VT－2	0.59	0.59	VT－2		○					-				(4－3)
		原子炉補機冷却水系統															
D2.10 D2.30	D－B	A,B,C－原子炉補機冷却水ポンプ入口ライン	VT－2	0.31	0.31	VT－2		○					-				(4－4)
		D,E－原子炉補機冷却水ポンプ入口ライン	VT－2	0.31	0.31	VT－2					○		-				(4－5)
		原子炉補機冷却水ポンプ出口A供給ライン	VT－2	0.80	0.80	VT－2						○	-				(4－6)
		原子炉補機冷却水ポンプ出口B供給ライン	VT－2	0.80	0.80	VT－2						○	-				(4－7)
		原子炉補機冷却海水系統															
D2.10 D2.30	D－B	A－海水ポンプ出口ライン	VT－2	0.18	0.18	VT－2					○		-				(4－8)
		B－海水ポンプ出口ライン	VT－2	0.18	0.18	VT－2						○	-				(4－9)
		C－海水ポンプ出口ライン	VT－2	0.18	0.18	VT－2						○	-				(4－10)

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

9.クラス３機器漏えい検査（2／2）

発電用原子力設備規格　維持規格(２００８年版) JSME S NA1－2008※1					高浜発電所第3号機検査計画（10ヵ年）												備　考 (漏えい区分)
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
							第21保全サイクル				第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	
		制御用空気系統															
D2.10 D2.30	D－B	Ａ－格納容器内制御用空気供給ライン	VT－2	0.66	0.66	VT－2							-	○			(4－11)
		Ｂ－格納容器内制御用空気供給ライン	VT－2	0.66	0.66	VT－2							-			○	(4－12)
		Ａ－格納容器外制御用空気供給ライン	VT－2	0.66	0.66	VT－2							-	○			(4－13)
		Ｂ－格納容器外制御用空気供給ライン	VT－2	0.66	0.66	VT－2							-			○	(4－14)
		ディーゼル発電機始動用空気系統															
D2.10 D2.30	D－B	Ａ－ディーゼル発電機始動用空気ライン	VT－2	2.65	2.65	VT－2							-			○	(4－15)
		Ｂ－ディーゼル発電機始動用空気ライン	VT－2	2.65	2.65	VT－2							-			○	(4－16)

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

供用期間中特別検査のうちクラス１機器Ｎｉ基合金使用部位特別検査

１．原子炉容器（１／１）

NRA文書※1,※2					高浜発電所第3号機検査計画（7ヵ年）										備 考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
－	－	600系Ni基合金製の上蓋及び底部表面(600系Ni基合金製の各原子炉容器上蓋及び底部管台まわり360°を含む。)													
		底部表面（計測用管台）	BMV	100%	50	BMV	100% 50	50	－			50			

※1:「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(原規技発第1408063号(平成26年8月6日原子力規制委員会決定))
※2：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より亀裂解釈NRA文書改正を適用する。

供用期間中特別検査のうちクラス２管（原子炉格納容器内）特別検査

ＮＲＡ文書※1					高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）												備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2022年 第25保全サイクル	2023年 第26保全サイクル	2024年 第27保全サイクル	2025年 －	2026年 第28保全サイクル	2027年 第29保全サイクル	2028年 －	2029年 第30保全サイクル	2030年 第31保全サイクル	2031年 第32保全サイクル	
―	―	配管の耐圧部分の溶接継手																
		抽出ライン(3B)	体　積	２５％	１８	ＵＴ	２５％ ５	１	１		－		１	－		２		
		充てんライン(3B)	体　積	２５％	６５	ＵＴ	２５％ １７	１	４		－		５	－		７		（重大事故等クラス２機器）
		再生熱交換器連絡管(3B)																
		抽出ライン連絡管	体　積	２５％	１２	ＵＴ	２５％ ３		１		－		１	－		１		
		充てんライン連絡管	体　積	２５％	１２	ＵＴ	２５％ ３		１		－		１	－		１		（重大事故等クラス２機器）

※1：ＮＲＡ文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）

原子炉格納容器供用期間中検査

1．原子炉格納容器（1／1）

発電用原子力設備規格　維持規格（2008年版）　JSME S NA1-2008※1					高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	
								第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	－	第28保全サイクル	
E8.10	E-G	機器搬入口圧力保持用ボルト締付け部	VT-4	25%	72	VT-4	25% 18	18		－						－		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス１機器供用期間中検査計画[redacted]

[redacted]

発電用原子力設備規格　維持規格（２０１２年改版／２０１３追補／２０１４追補） JSME S NA1-2012/2013/2014※1					高浜発電所第３号機検査計画（7ヵ年）	備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度		
[redacted]			体　積	可能範囲各１００％	[redacted]	
			体　積	５％ ※2		
			体　積	５％ ※2		
			体　積	５％ ※2		
			体　積	可能範囲１００％		
			体　積	可能範囲各１００％		
			体　積	可能範囲各１００％		
			体　積	可能範囲各１００％		
			体　積	可能範囲各１００％		
			体積及び表　面	可能範囲各１００％		
			体積及び表　面	可能範囲各１００％		
			ＶＴ－１	１００％		
			体　積	１００％		
			体　積	１００％		
			ＶＴ－１	１００％		
			ＶＴ－１	２５％		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合Ⅰ（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
※2：2020年7月1日より維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、「５％」は「可能範囲１００％」と読み替える。

重大事故等クラス１機器供用期間中検査計画[redacted]

[redacted]

発電用原子力設備規格　維持規格（２０１２年改版／２０１３追補／２０１４追補） JSME S NA1-2012/2013/2014※1					高浜発電所第３号機検査計画（7ヵ年）	備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度		
[redacted]			ＶＴ－３	全範囲の７．５％ 各検査時期毎 ※2	[redacted]	
			ＶＴ－３	全範囲の７．５％		
			ＶＴ－３	全範囲の７．５％		
			ＶＴ－３	全範囲の７．５％		
			ＶＴ－３	全範囲の７．５％		
			ＶＴ－３	全範囲の７．５％		
			体積又は表　面	最外周の２５％		
			ＶＴ－２	可能範囲１００％		
			ＶＴ－３	２５％		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
※2：2020年7月1日より維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、「全範囲の７．５％ 各検査時期毎」は「全範囲の７．５％」と読み替える。

重大事故等クラス１機器供用期間中検査計画[redacted]

[redacted]

発電用原子力設備規格　維持規格（２０１２年改版／２０１３追補／２０１４追補） JSME S NA1-2012/2013/2014※1					高浜発電所第３号機検査計画（7ヵ年）	備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度		
[redacted]			体　積	５％		
			体　積	５％		
			体　積	各１０％		
			体　積	各１０％		
			体　積	５％		
			体　積	２５％		
			体　積	２５％		
			体積及び表　面	２５％		
			ＶＴ－１	２５％		
			表　面	７．５％		
			ＶＴ－２	可能範囲１００％		
			ＶＴ－３	２５％		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス１機器供用期間中検査計画[redacted]

[redacted]

発電用原子力設備規格　維持規格（２０１２年改版／２０１３追補／２０１４追補） JSME S NA1-2012/2013/2014※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（7ヵ年）	備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	[redacted]	
[redacted]			体　積	１基の２５％		
			体　積	１基の２５％		
			体積及び表　面	１基の２５％		
			ＶＴ－１	１基の２５％		
			ＶＴ－２	可能範囲１００％		
			ＶＴ－３	１基の２５％		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス１機器供用期間中検査計画[redacted]

[redacted]

発電用原子力設備規格　維持規格（２０１２年改版／２０１３追補／２０１４追補） JSME S NA1-2012/2013/2014※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（7ヵ年）	備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	[redacted]	
[redacted]						
			体　積	２５％		
			体　積	２５％		
			体　積	２５％		
			体　積	２５％		
			表　面	２５％		
			表　面	２５％		
			体　積	２５％		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス１機器供用期間中検査計画[redacted]

[redacted]

発電用原子力設備規格　維持規格（２０１２年改版／２０１３追補／２０１４追補） JSME S NA1-2012/2013/2014※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（7ヵ年）	備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	[redacted]	
[redacted]						
			表　面	２５％		
			表　面	２５％		
			表　面	２５％		
			ＶＴ－２	可能範囲 １００％		
			ＶＴ－３	２５％		
			ＶＴ－３	２５％		
			ＶＴ－３	２５％		
			ＶＴ－３	２５％		
			ＶＴ－３	２５％		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス１機器供用期間中検査計画[redacted]

[redacted]

発電用原子力設備規格　維持規格（２０１２年改版／２０１３追補／２０１４追補） JSME S NA1-2012/2013/2014※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（7ヵ年）										備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	
								第24保全サイクル	第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	－	第28保全サイクル	第29保全サイクル	
[redacted]								[redacted]							
			体　積	２５％	３９	ＵＴ	２５％ １０								

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス１機器供用期間中検査計画[redacted]

[redacted]

発電用原子力設備規格　維持規格（２０１２年改版／２０１３追補／２０１４追補） JSME S NA1-2012/2013/2014※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（7ヵ年）	備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	[redacted]	
[redacted]			体　積	１台の25%		
			ＶＴ－１	１台の25%		ポンプ分解点検時に実施
			ＶＴ－１	１台の25%		
			ＶＴ－１	１台の25%		
			ＶＴ－３	1		ポンプ分解点検時に実施
			ＶＴ－２	可能範囲１００%		
			ＶＴ－３	１台の25%		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス１機器供用期間中検査計画[redacted]

[redacted]

発電用原子力設備規格　維持規格（２０１２年改版／２０１３追補／２０１４追補） JSME S NA1-2012/2013/2014※1					高浜発電所第３号機検査計画（7ヵ年）	備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度		
[redacted]					[redacted]	
			ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%		
			ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%		
			ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%		
			ＶＴ－３	類似弁ごとに１		
			ＶＴ－２	可能範囲１００%		
			ＶＴ－３	類似弁ごとに1台の２５%		
			ＶＴ－３	類似弁ごとに1台の２５%		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス１機器供用期間中検査計画[redacted]

発電用原子力設備規格　維持規格（２０１２年改版／２０１３追補／２０１４追補） JSME S NA1-2012/2013/2014※1					高　浜　発　電　所　第　３　号　機　検　査　計　画（7ヵ年）										備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	
								第24保全サイクル	第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	－	第28保全サイクル	第29保全サイクル	
[redacted]								[redacted]							
			ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%	４２	ＶＴ－１（漏えい時又は取外し時）	類似弁ごとに１台分１４								
			ＶＴ－３	類似弁ごとに１	３	ＶＴ－３	類似弁ごとに１								

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス１機器供用期間中検査計画[redacted]

[redacted]

NRA文書※1,※2					高浜発電所第3号機検査計画（7ヵ年）	備 考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	[redacted]	
[redacted]						
			BMV	100%		

※1:「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（原規技発第1408063号（平成26年8月6日原子力規制委員会決定））
※2：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より亀裂解釈NRA文書改正を適用する。

重大事故等クラス１機器供用期間中検査計画[redacted]

[redacted]

発電用原子力設備規格　維持規格（２０１２年改版／２０１３追補／２０１４追補） JSME S NA1-2012/2013/2014※1					高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）												備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	
								第24保全サイクル	第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	－	第28保全サイクル	第29保全サイクル	－	第30保全サイクル	第31保全サイクル	
[redacted]								[redacted]										
			表　面	７．５％	７	ＰＴ	７．５％ １										
			表　面	７．５％	１	ＰＴ	７．５％ １										
			表　面	７．５％	３	ＰＴ	７．５％ １										
			表　面	７．５％	３５	ＰＴ	７．５％ ３										
			体積及び 表　面	７．５％	８４	ＵＴ ＰＴ	７．５％ ７										
			体積及び 表　面	７．５％	２４	ＵＴ ＰＴ	７．５％ ２										
			体積及び 表　面	７．５％	９２	ＵＴ ＰＴ	７．５％ ７										
			体積及び 表　面	７．５％	１１５	ＵＴ ＰＴ	７．５％ ９										
			表　面	７．５％	３１	ＰＴ	７．５％ ３										
			ＶＴ－３	７．５％	７６	ＶＴ－３	７．５％ ６										
			ＶＴ－３	７．５％	１４	ＶＴ－３	７．５％ ２										
			ＶＴ－３	７．５％	６０	ＶＴ－３	７．５％ ５										
			ＶＴ－３	７．５％	１９１	ＶＴ－３	７．５％ １５										
			ＶＴ－３	７．５％	１３	ＶＴ－３	７．５％ １										
			ＶＴ－３	７．５％	２３	ＶＴ－３	７．５％ ２										
			ＶＴ－３	７．５％	１３	ＶＴ－３	７．５％ １										

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス１機器供用期間中検査計画[redacted]

[redacted]

発電用原子力設備規格　維持規格（２０１２年改版／２０１３追補／２０１４追補） JSME S NA1-2012/2013/2014※1					高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）												備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2021年 第24保全サイクル	2022年 第25保全サイクル	2023年 第26保全サイクル	2024年 第27保全サイクル	2025年 －	2026年 第28保全サイクル	2027年 第29保全サイクル	2028年 －	2029年 第30保全サイクル	2030年 第31保全サイクル	
[redacted]								[redacted]										
			ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％	２	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％1										
			ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％	２	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％1										
			ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％	４	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％1										

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画（クラス１機器供用期間中検査範囲）

１．原子炉容器（１／２）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画	備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度		
B1.102	B-A	下部胴の長手溶接継手	体　積	可能範囲各１００％		
B2.111	B-B	上部胴と下部胴との周溶接継手	体　積	５％※2		
		下部胴とトランジションリングとの周溶接継手	体　積	５％※2		
		トランジションリングと下部鏡板との周溶接継手	体　積	５％※2		
B3.105	B-C	上部胴と上部胴フランジとの溶接継手	体　積	可能範囲１００％		
B3.10	B-D	冷却材入口管台と胴との溶接継手	体　積	可能範囲各１００％		
		冷却材出口管台と胴との溶接継手	体　積	可能範囲各１００％		
B3.20	B-D	冷却材入口管台内面の丸みの部分	体　積	可能範囲各１００％	クラス１機器供用期間中検査で管理	
		冷却材出口管台内面の丸みの部分	体　積	可能範囲各１００％		
B5.10	B-F	冷却材入口管台とセーフエンドの溶接継手（呼び径１００Ａ以上）	体積及び表　面	可能範囲各１００％		
		冷却材出口管台とセーフエンドの溶接継手（呼び径１００Ａ以上）	体積及び表　面	可能範囲各１００％		
B6.10	B-G-1	ナット	ＶＴ－１	１００％		
B6.30	B-G-1	スタッドボルト	体　積	１００％		
B6.40	B-G-1	胴フランジネジ穴のネジ部	体　積	１００％		
B6.50	B-G-1	ワッシャ	ＶＴ－１	１００％		
B7.10	B-G-2	マーマンカップリング	ＶＴ－１	２５％		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
※2：2020年7月1日より維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、「５％」は「可能範囲１００％」と読み替える。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画（クラス１機器供用期間中検査範囲）

１．原子炉容器（２／２）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画	備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度		
G1.10	G-P-1	容器内部	ＶＴ－３	全範囲の７．５％ 各検査時期毎 ※2	クラス１機器供用期間中検査で管理	
G1.40	G-P-1	上部炉心支持構造物の内部取付物	ＶＴ－３	全範囲の７．５％		
		下部炉心支持構造物の内部取付物	ＶＴ－３	全範囲の７．５％		
		炉心内部取付物	ＶＴ－３	全範囲の７．５％		
G1.50	G-P-2	上部炉心支持構造物	ＶＴ－３	全範囲の７．５％		
		下部炉心支持構造物	ＶＴ－３	全範囲の７．５％		
B14.10	B-O	制御棒駆動ハウジングの溶接継手（上部）	体積又は表　面	最外周の２５％		
		制御棒駆動ハウジングの溶接継手（下部）				
B15.10	B-P	圧力保持範囲	ＶＴ－２	可能範囲１００％		
F1.41	F-A	支持構造物 （サポートブラケット、 サポートシュー、基礎ボルト）	ＶＴ－３	２５％		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
※2：2020年7月1日より維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、「全範囲の７．５％ 各検査時期毎」は「全範囲の７．５％」と読み替える。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画（クラス１機器供用期間中検査範囲）

２．加圧器（１／１）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画	備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度		
B2.11	B-B	上部胴と上部鏡板との周継手	体　積	５％	クラス１機器供用期間中検査で管理	
		下部胴と下部鏡板との周継手	体　積	５％		
B2.12	B-B	上部胴の長手継手	体　積	各１０％		
		下部胴の長手継手	体　積	各１０％		
B2.13	B-B	上部胴と下部胴との周継手	体　積	５％		
B3.30	B-D	管台と容器との溶接継手	体　積	２５％		
B3.40	B-D	管台内面の丸みの部分	体　積	２５％		
B5.40	B-F	管台とセーフエンドの溶接継手（呼び径１００Ａ以上）				
		加圧器逃がし弁管台	体積及び表　面	２５％		
		加圧器安全弁管台				
		加圧器スプレイ管台				
		加圧器サージ管台				
B7.20	B-G-2	マンホールの取付けボルト	ＶＴ－１	２５％		
B8.20	B-H	支持部材の容器への取付け溶接継手（スカート溶接継手）	表　面	７．５％		
B15.20	B-P	圧力保持範囲	ＶＴ－２	可能範囲１００％		
F1.41	F-A	支持構造物（スカート、基礎ボルト）	ＶＴ－３	２５％		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画（クラス１機器供用期間中検査範囲）

３．蒸気発生器（１／１）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画	備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度		
B2.40	B-B	管板と水室鏡との溶接継手	体　積	１基の２５％	クラス１機器供用期間中検査で管理	
B3.60	B-D	冷却材入口管台の内面の丸みの部分、冷却材出口管台の内面の丸みの部分	体　積	１基の２５％		
B5.70	B-F	冷却材入口管台とセーフエンドの溶接継手、冷却材出口管台とセーフエンドの溶接継手（呼び径１００Ａ以上）	体積及び表　面	１基の２５％		
B7.30	B-G-2	１次側マンホールの取付けボルト	ＶＴ－１	１基の２５％		
B15.30	B-P	圧力保持範囲	ＶＴ－２	可能範囲１００％		
F1.41	F-A	支持構造物（支持脚、ベースプレート、基礎ボルト）	ＶＴ－３	１基の２５％		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画（クラス１機器供用期間中検査範囲）

４．配管（１／３）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高浜発電所第３号機検査計画	備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度		
B9.11	B-J	配管の同種金属溶接継手（呼び径１００Ａ以上）			クラス１機器供用期間中検査で管理	
		１次冷却材管 (27.51NID,836.00mm,29INID,31INID) Ａ，Ｂ，Ｃループ	体　積	２５％		
		加圧器サージ管 (14B,355.60mm)	体　積	２５％		
		加圧器安全弁ライン (6B) Ａ，Ｂ，Ｃライン	体　積	２５％		
		加圧器逃がし弁ライン (6B)	体　積	２５％		
		余熱除去ポンプ入口ライン (12B) Ｂ，Ｃループ	体　積	２５％		
		ＳＩＳ蓄圧注入ライン (12B,318.50mm) Ａ，Ｂ，Ｃループ	体　積	２５％		
		ＳＩＳ低温側低圧注入ライン (6B) Ａ，Ｂ，Ｃループ	体　積	２５％		
B9.21	B-J	配管の同種金属溶接継手（呼び径１００Ａ未満）				
		加圧器逃がし弁ライン (3B)	表　面	２５％		
		余熱除去ポンプ入口ライン (12B) Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％		
		ＣＶＣＳ充てんライン (3B,89.10mm) Ｂループ	表　面	２５％		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画（クラス１機器供用期間中検査範囲）

４．配管（２／３）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画	備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度		
B9.21	B-J	配管の同種金属溶接継手（呼び径１００Ａ未満）			クラス１機器供用期間中検査で管理	
		ＳＩＳ低温側ほう酸注入ライン (2B,60.50mm) Ａ，Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％		
B9.31	B-J	母管と管台との溶接継手（呼び径１００Ａ以上）				
		１次冷却材管 (4B,6B,12B,14B) Ａ，Ｂ，Ｃループ	体　積	２５％		
B9.32	B-J	母管と管台との溶接継手（呼び径１００Ａ未満）				
		１次冷却材管 (2B,3B,63.50mm) Ａ，Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％		
		余熱除去ポンプ入口ライン (12B) Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％		
		ＳＩＳ低温側低圧注入ライン (2B) Ａ，Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％		
B9.40	B-J	ソケット溶接継手				
		ＳＩＳ低温側ほう酸注入ライン (2B) Ａ，Ｂ，Ｃループ	表　面	２５％		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画（クラス１機器供用期間中検査範囲）

４．配管（３／３）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高浜発電所第３号機検査計画	備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	クラス１機器供用期間中検査で管理	
B15.50	B-P	圧力保持範囲	ＶＴ－２	可能範囲１００％		
F1.10	F-A	支持構造物				
		加圧器サージ管	ＶＴ－３	２５％		
		加圧器逃がし弁ライン	ＶＴ－３	２５％		
		余熱除去ポンプ入口ライン Ｂ，Ｃループ	ＶＴ－３	２５％		
		ＣＶＣＳ充てんライン Ｂループ	ＶＴ－３	２５％		
		ＳＩＳ蓄圧注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃループ	ＶＴ－３	２５％		
		ＳＩＳ低温側低圧注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃループ	ＶＴ－３	２５％		
		ＳＩＳ低温側ほう酸注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃループ	ＶＴ－３	２５％		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画（クラス１機器供用期間中検査範囲）

５．１次冷却材ポンプ（１／１）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高浜発電所第３号機検査計画	備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度		
B6.180	B-G-1	スタッドボルト	体　積	１台の25%	クラス１機器供用期間中検査で管理	
B6.190	B-G-1	フランジ表面	ＶＴ－１	１台の25%		ポンプ分解点検時に実施
B6.200	B-G-1	ナット	ＶＴ－１	１台の25%		
		ワッシャ	ＶＴ－１	１台の25%		
B12.20	B-L-2	ケーシングの内表面	ＶＴ－３	1		ポンプ分解点検時に実施
B15.60	B-P	圧力保持範囲	ＶＴ－２	可能範囲１００%		
F1.41	F-A	支持構造物（支持脚、ベースプレート、基礎ボルト）	ＶＴ－３	１台の25%		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画（クラス１機器供用期間中検査範囲）

６．弁（１／２）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高浜発電所第３号機検査計画	備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度		
B7.70	B-G-2	圧力保持用ボルト締付け部（直径５０mm以下）			クラス１機器供用期間中検査で管理	
		加圧器安全弁ライン Ａ，Ｂ，Ｃライン　3V-RC-055 3V-RC-056 3V-RC-057	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%		
		加圧器逃がし弁ライン 3V-RC-054A 3V-RC-054B 3V-RC-054C	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%		
		3PCV-455A 3PCV-455B 3PCV-454C	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%		
		ＣＶＣＳ充てんライン Ｂループ　3V-CS-233 3V-CS-234	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%		
		余熱除去ポンプ入口ライン Ｂ，Ｃループ　3PCV-420 3PCV-430	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%		
		3V-RH-003A 3V-RH-003B	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%		
		ＳＩＳ蓄圧注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃループ 3V-SI-134A,136A 3V-SI-134B,136B 3V-SI-134C,136C	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%		
		ＳＩＳ低温側低圧注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃループ 3V-SI-202A,203A 3V-SI-202B,203B 3V-SI-202C,203C	ＶＴ－１	類似弁ごとに１台の25%		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画（クラス１機器供用期間中検査範囲）

６．弁（２／２）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年改訂版）　JSME S NA1-2008※1					高浜発電所第３号機検査計画	備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度		
B12.50	B-M-2	弁本体の内表面			クラス１機器供用期間中検査で管理	
		加圧器安全弁ライン Ａ，Ｂ，Ｃライン　3V-RC-055 3V-RC-056 3V-RC-057	ＶＴ－３	類似弁ごとに 1		
		余熱除去ポンプ入口ライン Ｂ，Ｃループ　3PCV-420 3PCV-430	ＶＴ－３	類似弁ごとに 1		
		3V-RH-003A 3V-RH-003B	ＶＴ－３	類似弁ごとに 1		
		ＳＩＳ蓄圧注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃループ 3V-SI-134A,136A 3V-SI-134B,136B 3V-SI-134C,136C	ＶＴ－３	類似弁ごとに 1		
		ＳＩＳ低温側低圧注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃループ 3V-SI-202A,203A 3V-SI-202B,203B 3V-SI-202C,203C	ＶＴ－３	類似弁ごとに 1		
B15.70	B-P	圧力保持範囲	ＶＴ－２	可能範囲 １００％		
F1.41	F-A	支持構造物				
		加圧器安全弁ライン Ａ，Ｂ，Ｃライン　3V-RC-055 3V-RC-056 3V-RC-057	ＶＴ－３	類似弁ごとに 1台の２５％		
		加圧器逃がし弁ライン 3V-RC-054A 3V-RC-054B 3V-RC-054C	ＶＴ－３	類似弁ごとに 1台の２５％		
		3PCV-455A 3PCV-455B 3PCV-454C	ＶＴ－３	類似弁ごとに 1台の２５％		
		余熱除去ポンプ入口ライン Ｂ，Ｃループ　3PCV-420 3PCV-430	ＶＴ－３	類似弁ごとに 1台の２５％		
		3V-RH-003A 3V-RH-003B	ＶＴ－３	類似弁ごとに 1台の２５％		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画（クラス１機器Ｎｉ基合金使用部位特別検査範囲）

１．原子炉容器（１／１）

ＮＲＡ文書※1,※2					高浜発電所第3号機検査計画	備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	クラス１機器Ｎｉ基合金使用部位特別検査で管理	
—	—	600系Ni基合金製の上蓋及び底部表面(600系Ni基合金製の各原子炉容器上蓋及び底部管台まわり360°を含む。)				
		底部表面（計測用管台）	BMV	100%		

※1:「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(原規技発第1408063号(平成26年8月6日原子力規制委員会決定))
※2：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より亀裂解釈NRA文書改正を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画（クラス２管（原子炉格納容器内）特別検査範囲）

ＮＲＡ文書※1,※2					高浜発電所第3号機検査計画	備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度		
—	—	配管の耐圧部分の溶接継手			クラス２管（原子炉格納容器内）特別検査で管理	
		充てんライン（3B）	体積	25%		
		再生熱交換器連絡管(3B)				
		充てんライン連絡管	体積	25%		

※1:「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(原規技発第1408063号(平成26年8月6日原子力規制委員会決定))
※2：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より亀裂解釈NRA文書改正を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画

１．格納容器スプレイ冷却器管側（１／１）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1－2008※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（10ヵ年）												備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
C1.10	C-A	管側胴と管側フランジとの周溶接継手	体　積	１基の7.5%	２	ＵＴ	１基の7.5%					－				Ａ ７．５％		
C1.20	C-A	管側鏡と管側胴との周溶接継手	体　積	１基の7.5%	２	ＵＴ	１基の7.5%					－			Ａ ７．５％			

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画

２．余熱除去冷却器管側（１／１）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1－2008※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画	備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度		
C1.10	C-A	管側胴と管側フランジとの周溶接継手	体　積	１基の7.5%	クラス２機器供用期間中検査で管理	
C1.20	C-A	管側鏡と管側胴との溶接継手	体　積	１基の7.5%		
C2.21	C-B	管側入口管台及び管側出口管台と管側胴との溶接継手	体積及び表　面	７．５%		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画

３．配管（１／３）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1－2008※1					高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
C3.20	C-C	配管の支持部材取付け溶接継手																
		格納容器再循環サンプ出口ライン（355.60mm）Ａライン（格納容器スプレイ系統）	表　面	７．５％	２	ＰＴ	７．５％ 1			Ａ１		－						
		主蒸気大気放出ライン（6B,165.20）Ａライン	表　面	７．５％	１	ＰＴ	７．５％ 1					－				Ａ１		
C5.11	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手（呼び径１００Ａを超え公称肉厚９．５ｍｍを超えるもの）																
		格納容器再循環サンプ出口ライン（14B,355.60mm）Ａライン（格納容器スプレイ系統）	体積又は表　面	７．５％	６	ＰＴ	７．５％ 0					－						全箇所、ガードパイプ内の溶接継手であり、維持規格IA2360(接近性)の規定を適用し、検査を免除する。
		格納容器スプレイポンプ入口ライン（14B,355.60mm）Ａ、Ｂライン	体積又は表　面	７．５％	２４	ＰＴ	７．５％ 2					－	Ａ１			Ｂ１		
		主蒸気大気放出ライン（6B,165.20）Ａライン	体積又は表　面	７．５％	６	ＰＴ	７．５％ 1					－				Ａ１		
F1.21	F-A	支持構造物																
		ＳＩＳ高温側低圧注入ラインＡライン	ＶＴ－３	７．５％	３	ＶＴ－３	７．５％ 1					－			Ａ１			
		充てん／高圧注入ポンプ入口ライン	ＶＴ－３	７．５％	２２	ＶＴ－３	７．５％ 2					－	１			１		
		原子炉補機冷却水ポンプ出入口ライン	ＶＴ－３	７．５％	１２９	ＶＴ－３	７．５％ １０			４		－	３				３	
		格納容器再循環サンプ出口ラインＡライン（格納容器スプレイ系統）	ＶＴ－３	７．５％	１	ＶＴ－３	７．５％ 1					－					Ａ１	
		格納容器スプレイポンプ入口ラインＡライン	ＶＴ－３	７．５％	７	ＶＴ－３	７．５％ 1					－					Ａ１	
		格納容器スプレイポンプ出口ラインＡ、Ｂライン	ＶＴ－３	７．５％	１０	ＶＴ－３	７．５％ 1					－					Ａ１	
		格納容器スプレイ冷却器出口ラインＡ、Ｂライン	ＶＴ－３	７．５％	１９	ＶＴ－３	７．５％ 2					－	Ａ１				Ｂ１	
		格納容器スプレイ系統余熱除去系統連絡ライン	ＶＴ－３	７．５％	１３	ＶＴ－３	７．５％ 1					－	１					
		恒設代替低圧注水ポンプ出口ライン	ＶＴ－３	７．５％	２０	ＶＴ－３	７．５％ 2					－	１				１	
		可搬式代替低圧注水ポンプ出口ライン	ＶＴ－３	７．５％	２	ＶＴ－３	７．５％ 1					－					１	
		アニュラス空気浄化ライン	ＶＴ－３	７．５％	５９	ＶＴ－３	７．５％ 5			Ｂ１		－	Ｂ２				Ａ２	
		主蒸気大気放出ライン	ＶＴ－３	７．５％	３	ＶＴ－３	７．５％ 1					－				Ａ１		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画

３．配管（２／３）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1－2008※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画	備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度		
C3.20	C-C	配管の支持部材取付け溶接継手			クラス２機器供用期間中検査で管理	
		余熱除去ポンプ入口ライン (318.50mm,355.60mm) Ａ、Ｂライン	表　面	７．５％		
		余熱除去ポンプ出口ライン (267.40mm) Ａ、Ｂライン	表　面	７．５％		
		ＳＩＳ低温側低圧注入ライン (165.20mm,267.40mm) Ａ，Ｂ，Ｃライン	表　面	７．５％		
		ＳＩＳ低温側ほう酸注入ライン (89.10mm) 共通ライン	表　面	７．５％		
		充てん／高圧注入ポンプ入口ライン (216.30mm)	表　面	７．５％		
		充てん／高圧注入ポンプ出口ライン (89.10mm,114.30mm)	表　面	７．５％		
		１次冷却材管低温側高圧注入ライン (89.10mm) ほう酸注入タンク出口側	表　面	７．５％		
		格納容器再循環サンプ出口ライン (355.60mm) Ａ，Ｂライン（余熱除去系統）	表　面	７．５％		
C5.11	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手（呼び径１００Ａを超え公称肉厚９．５ｍｍを超えるもの）				
		余熱除去ポンプ入口ライン (12B,14B,318.50mm,355.60mm) Ａ，Ｂライン	体積又は表　面	７．５％		
		ＳＩＳ低温側低圧注入ライン (6B,10B,165.20mm,267.40mm) Ａ，Ｂ，Ｃライン	体積及び表　面	７．５％		
		格納容器再循環サンプ出口ライン (14B,355.60mm) Ａ，Ｂライン（余熱除去系統）	体積又は表　面	７．５％		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画

３．配管（３／３）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1－2008※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画	備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度		
C5.21	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手（呼び径５０Ａ以上１００Ａ以下で公称肉厚５ｍｍを超えるもの）			クラス２機器供用期間中検査で管理	
		ＳＩＳ低温側ほう酸注入ライン (2B,3B,60.50mm,89.10mm) Ａ，Ｂ，Ｃ，共通ライン	表　面	７．５％		
		充てん／高圧注入ポンプ出口ライン (3B,4B,89.10mm)	表　面	７．５％		
C5.30	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手（ソケット溶接継手）				
		ＳＩＳ低温側ほう酸注入ライン (2B) Ａ，Ｂ，Ｃライン	表　面	７．５％		
C5.41	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手（呼び径５０Ａを超える、母管と管台及び母管と枝管）				
		充てん／高圧注入ポンプ出口ライン (3B)	表　面	７．５％		
F1.21	F-A	支持構造物				
		余熱除去ポンプ入口ライン Ａ，Ｂライン	ＶＴ－３	７．５％		
		余熱除去ポンプ出口ライン Ａ，Ｂライン	ＶＴ－３	７．５％		
		ＳＩＳ低温側低圧注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃライン	ＶＴ－３	７．５％		
		ＳＩＳ低温側ほう酸注入ライン Ａ，Ｂ，Ｃ，共通ライン	ＶＴ－３	７．５％		
		充てん／高圧注入ポンプ出口ライン	ＶＴ－３	７．５％		
		格納容器再循環サンプ出口ライン Ａ，Ｂライン（余熱除去系統）	ＶＴ－３	７．５％		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画

４．格納容器スプレイポンプ（１／１）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1－2008※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（10ヵ年）													備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
C6.10	C-G	ケーシングの溶接継手	表　面	１台の7.5%	４	ＰＴ	１台の7.5% １					－	Ａ１					
F1.43	F-A	ポンプの台板脚	ＶＴ－３	１台の7.5%	４	ＶＴ－３	１台の7.5% １			Ａ１		－						

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画

５．余熱除去ポンプ（１／１）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1－2008※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画	備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	クラス２機器供用期間中検査で管理	
C6.10	C-G	ケーシングの溶接継手	表　面	１台の7.5%		
F1.43	F-A	ポンプの台板脚	ＶＴ－３	１台の7.5%		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画

６．原子炉補機冷却水ポンプ（１／１）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1－2008※1					高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）												備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
F1.43	F-A	ポンプの台板脚	ＶＴ－３	１台の7.5%	１２	ＶＴ－３	１台の7.5% 1					－			Ａ１			対象はＡ、Ｂ、Ｃ原子炉補機冷却水ポンプ

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画

7．恒設代替低圧注水ポンプ（１／１）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1－2008※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（10ヵ年）													備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
F1.43	F-A	ポンプの台板脚	ＶＴ－３	１台の7.5%	２	ＶＴ－３	１台の7.5% 1					－			1			

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画

８．弁（１／２）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1－2008※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（10ヵ年）													備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
F1.43	F-A	支持構造物																
		原子炉補機冷却水ポンプ出入口ライン 3V-TCV-2342A 3V-TCV-2342B	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％	２	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％１					－				3V-TCV-2342A 1		
		格納容器スプレイ系統余熱除去系統連絡ライン 3V-RH-100 3V-RH-101	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％	２	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％１					－				3V-RH-100 1		
		主蒸気大気放出ライン 3V-PCV-3610 3V-PCV-3620 3V-PCV-3630	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％	６	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％１					－				3V-PCV-3610 1		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画

８．弁（２／２）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1－2008※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画	備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度		
F1.43	F-A	支持構造物			クラス２機器供用期間中検査で管理	
		余熱除去ポンプ入口ライン Ａ，Ｂライン　3V-RH-041A 3V-RH-041B	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％		
		余熱除去ポンプ出口ライン Ａ，Ｂライン　3V-RH-024A 3V-RH-024B	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％		
		余熱除去ポンプ出口ライン Ａ，Ｂライン　3PCV-601 3PCV-611	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％		
		余熱除去ポンプ出口ライン Ａ，Ｂライン　3HCV-603 3HCV-613	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％		
		余熱除去ポンプ出口ライン Ａ，Ｂライン　3FCV-604 3FCV-614	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％		
		ＳＩＳ低温側低圧注入ライン Ａ，Ｃライン　3V-SI-197A 3V-SI-197B	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％		
		ＳＩＳ低温側ほう酸注入ライン 3V-SI-042A 3V-SI-042B	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％		
		充てん／高圧注入ポンプ出口ライン 3V-SI-023A 3V-SI-023B	ＶＴ－３	類似弁ごとに１台の７．５％		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画

９．クラス２機器漏えい検査（１／４）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1				高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（10ヵ年）													備　考 （漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	ＳＡ使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
		化学体積制御系統															
C7.30 C7.70	C-H	体積制御タンク及び出入口ライン	VT－2	1.4	1.4	VT－2					－					○	（SA-1）
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	Ａ－充てん／高圧注入ポンプ出口ライン	VT－2	18.8	18.8	VT－2					－	○					（SA-2）
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	Ｂ－充てん／高圧注入ポンプ出口ライン	VT－2	18.8	18.8	VT－2					－	○					（SA-3）
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	Ｃ－充てん／高圧注入ポンプ出口ライン	VT－2	18.8	18.8	VT－2					－	○					（SA-4）
C7.30 C7.70	C-H	ほう酸タンク出入口ライン	VT－2	大気圧	水張り	VT－2				○	－						（SA-5）
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	ほう酸ポンプ出口ライン	VT－2	0.98	0.98	VT－2					－					○	（SA-6）
C7.30 C7.70	C-H	B-充てん／高圧注入ポンプ自己冷却ライン（充てん／高圧注入ポンプ出口側）	VT－2	18.8	18.8	VT－2			○		－						（SA-7）
C7.30 C7.70	C-H	B-充てん／高圧注入ポンプ自己冷却ライン（充てん／高圧注入ポンプ入口側）	VT－2	1.4	1.4	VT－2			○		－						（SA-8）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画

９．クラス２機器漏えい検査（２／４）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1				高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考（漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	ＳＡ使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
		余熱除去系統															
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	Ａ－余熱除去ポンプ入口ライン	VT－2	4.1	4.1	VT－2					－				○		（SA-9）
		Ｂ－余熱除去ポンプ入口ライン	VT－2	4.1	4.1	VT－2					－	○					（SA-10）
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	Ａ－余熱除去ポンプ出口ライン	VT－2	4.1	4.1	VT－2					－	○					（SA-11）
		Ｂ－余熱除去ポンプ出口ライン	VT－2	4.1	4.1	VT－2					－				○		（SA-12）
		燃料取替用水系統															
C7.30 C7.70	C-H	燃料取替用水タンク出口ライン	VT－2	大気圧	水張り	VT－2					－	○					（SA-13）
		安全注入系統															
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	蓄圧タンク及び出入口ライン	VT－2	4.9	4.9	VT－2					－		○				（SA-14）
		ほう酸注入タンク及び出入口ライン	VT－2	18.8	18.8	VT－2					－	○					（SA-15）
C7.30 C7.70	C-H	充てん／高圧注入ポンプ出口安全注入ライン（2）	VT－2	17.16	17.16	VT－2					－	○					（SA-16）
		格納容器再循環サンプ出口ライン（余熱除去ポンプ側）	VT－2	4.1	4.1	VT－2					－					○	（SA-17）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画

９．クラス２機器漏えい検査（３／４）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1				高　浜　発　電　所　第　３　号　機　検　査　計　画（10ヵ年）													備　考 （漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	ＳＡ使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
		格納容器スプレイ系統															
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	Ａ－格納容器スプレイポンプ入口ライン	VT－２	2.7	2.7	VT－２					－	○					（SA-18）
		Ｂ－格納容器スプレイポンプ入口ライン	VT－２	2.7	2.7	VT－２					－				○		（SA-19）
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	Ａ－格納容器スプレイポンプ出口ライン	VT－２	2.7	2.7	VT－２					－				○		（SA-20）
		Ｂ－格納容器スプレイポンプ出口ライン	VT－２	2.7	2.7	VT－２					－					○	（SA-21）
C7.30 C7.70	C-H	格納容器スプレイポンプ出口ライン	VT－２	2.7	2.7	VT－２					－	○					（SA-22）
		格納容器再循環サンプ出口ライン（格納容器スプレイポンプ側）	VT－２	0.283	0.283	VT－２					－	○					（SA-23）
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	恒設代替低圧注水ポンプ入口ライン	VT－２	1.4	1.4	VT－２				○	－						（SA-24）
		恒設代替低圧注水ポンプ出口ライン	VT－２	2.7	2.7	VT－２				○	－						（SA-25）
C7.30 C7.70	C-H	可搬式代替低圧注水ポンプ出口ライン	VT－２	1.55	1.55	VT－２				○	－						（SA-26）
		換気空調装置系統															
C7.30 C7.70	C-H	アニュラス空気浄化ライン	VT－２	0.01	0.01	VT－２					－				○		（SA-27）
C7.30	C-H	中央制御室換気空調設備入口ライン	VT－２	-0.00392	－	(*1)					－	○ (*2)		○ (*2)			（SA-56）
		中央制御室換気空調設備出口ライン	VT－２	0.00392	－	(*1)					－	○ (*2)		○ (*2)			（SA-57）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
(*1)技術基準第58条第2項に記載の「他の方法」により外観点検を実施
(*2)分割して外観点検を実施

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画

９．クラス２機器漏えい検査（４／４）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1				高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考（漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲ライン名称	検査方法	ＳＡ使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
		試料採取系統															
C7.30 C7.70	C-H	格納容器ガスサンプリング入口ライン	ＶＴ－２	0.350	0.350	ＶＴ－２					－				○		(SA-58)
		格納容器ガスサンプリング戻りライン	ＶＴ－２	0.350	0.350	ＶＴ－２					－				○		(SA-59)
		原子炉補機冷却水系統															
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A、B、C-原子炉補機冷却水ポンプ入口ライン	VT－2	0.98	0.98	VT－2					－					○	(SA-42)
		原子炉補機冷却水ポンプ出口A供給ライン	VT－2	0.98	0.98	VT－2					－			○			(SA-43)
		原子炉補機冷却水ポンプ出口B供給ライン	VT－2	0.98	0.98	VT－2					－		○				(SA-44)
C7.30 C7.70	C-H	B-充てん／高圧注入ポンプ自己冷却ライン（原子炉補機冷却水側）	VT－2	0.98	0.98	VT－2					－		○				(SA-45)
		空気系統															
C7.30 C7.70	C-H	制御用空気加圧器逃がし弁用供給ライン（1）	VT－2	0.98	0.98	VT－2					－	○					(SA-53)
		制御用空気加圧器逃がし弁用供給ライン（2）	VT－2	0.98	0.98	VT－2					－	○					(SA-54)
		アニュラスダンパ作動用窒素供給ライン	VT－2	0.83	0.83	VT－2				○	－						(SA-55)
		補助給水系統															
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ出口ライン	VT－2	0.98	0.98	VT－2				○	－						(SA-40)

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画

１０．原子炉補機冷却水冷却器胴側（１／１）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1－2008※1					高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
C1.10	C-A	胴側胴と胴側フランジとの周溶接継手	体　積	１基の7.5%	４	ＵＴ	１基の7.5%					－				Ａ ７．５%		対象はＡ、Ｂ原子炉補機冷却水冷却器
		胴側胴の周溶接継手	体　積	１基の7.5%	４	ＵＴ	１基の7.5%					－			Ａ ７．５%			対象はＡ、Ｂ原子炉補機冷却水冷却器
C3.10	C-C	胴と当板との溶接継手	表　面	１基の7.5%	４	ＰＴ	１基の7.5% １					－			Ａ１			対象はＡ、Ｂ原子炉補機冷却水冷却器
F1.43	F-A	支持脚	ＶＴ－３	１基の7.5%	４	ＶＴ－３	１基の7.5% １					－			Ａ１			対象はＡ、Ｂ原子炉補機冷却水冷却器

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画

１１．クラス２機器漏えい検査（１／２）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1				高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（10ヵ年）													備　考 （漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	ＳＡ使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
		主給水系統															
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	Ａ－蒸気発生器給水入口ライン	VT－２	8	8	VT－２					－		○				（SA-28）
		Ｂ－蒸気発生器給水入口ライン	VT－２	8	8	VT－２					－		○				（SA-29）
		Ｃ－蒸気発生器給水入口ライン	VT－２	8	8	VT－２					－			○			（SA-30）
		主蒸気系統															
C7.30 C7.70	C-H	Ａ－蒸気発生器出口ライン	VT－２	8	8	VT－２					－		○				（SA-31）
		Ｂ－蒸気発生器出口ライン	VT－２	8	8	VT－２					－		○				（SA-32）
		Ｃ－蒸気発生器出口ライン	VT－２	8	8	VT－２					－			○			（SA-33）
		補助給水系統															
C7.30 C7.70	C-H	タービン動補助給水ポンプ蒸気ライン	VT－２	8	8	VT－２					－				○		（SA-34）
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	タービン動補助給水ポンプ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ入口ライン	VT－２	大気圧	水張り	VT－２					－				○		（SA-35）
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	タービン動補助給水ポンプ出口ライン	VT－２	12.3	12.3	VT－２					－				○		（SA-36）
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	電動補助給水ポンプ入口ライン	VT－２	大気圧	水張り	VT－２					－				○		（SA-37）
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	電動補助給水ポンプ出口ライン	VT－２	12.3	12.3	VT－２					－				○		（SA-38）
C7.30 C7.70	C-H	補助給水ポンプ出口ライン	VT－２	8.6	8.6	VT－２					－				○		（SA-39）
		2次系補助給水系統															
C7.30 C7.70	C-H	復水タンク給水ライン	VT－２	1.55	1.55	VT－２					－				○		（SA-41）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画

１１．クラス２機器漏えい検査（２／２）

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1				高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考（漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	ＳＡ使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
		原子炉補機冷却海水系統															
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A-海水ポンプ出口ライン（海水ストレーナ入口）	VT－２	0.7	0.7	VT－２					－			○			（SA-46）
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	A-海水ポンプ出口ライン（A原子炉補機冷却水冷却器海水出入口ライン）	VT－２	1.2	1.2	VT－２					－			○			（SA-47）
		A-海水ポンプ出口ライン（B原子炉補機冷却水冷却器海水出入口ライン）	VT－２	0.7	0.7	VT－２					－			○			（SA-48）
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	B-海水ポンプ出口ライン	VT－２	0.7	0.7	VT－２					－				○		（SA-49）
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	C-海水ポンプ出口ライン	VT－２	0.7	0.7	VT－２					－				○		（SA-50）
C7.30 C7.70	C-H	A,B原子炉補機冷却水冷却器海水出口ライン	VT－２	0.7	0.7	VT－２					－			○			（SA-51）
		C,D原子炉補機冷却水冷却器海水出口ライン	VT－２	0.7	0.7	VT－２					－				○		（SA-52）
		ディーゼル発電機始動用空気系統															
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	Aーディーゼル発電機始動用空気ライン	VT－２	3.2	3.2	VT－２					－			○			（SA-60）
		Bーディーゼル発電機始動用空気ライン	VT－２	3.2	3.2	VT－２					－			○			（SA-61）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画（原子炉格納容器供用期間中検査範囲）

１．原子炉格納容器（１／１）

発電用原子力設備規格　維持規格（2008年版）　JSME S NA1-2008※1					高浜発電所第３号機検査計画　（10ヵ年）													備　　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
								第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
E8.10	E－G	機器搬入口圧力保持用ボルト締付け部	VT-4	25%	72	VT-4	25% 18			18		－						

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス３機器供用期間中検査計画

１．クラス３機器漏えい検査

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008※1				高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考（漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	ＳＡ使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
		原子炉補機冷却水系統															
D2.30	D-B	可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ出入口ライン	VT－２	０．３３	０．３３	VT－２					－				○		（SA3－１）
D2.10	D-B	原子炉補機冷却水サージタンク加圧用窒素ボンベ	VT－２	１４．７	１４．７	VT－２					－				○		（SA3－２）
D2.30	D-B	原子炉補機冷却水サージタンク加圧用窒素供給ライン	VT－２	１７．１６	１７．１６	VT－２					－				○		（SA3－３）
D2.30	D-B	Ａ－ガスサンプル冷却水屋外排水ライン	VT－２	大気圧	水張り	VT－２					－				○		（SA3－４）
		制御用空気系統															
D2.10	D-B	アニュラスダンパ作動用窒素ボンベ	VT－２	１４．７	１４．７	VT－２					－				○		（SA3－５）
D2.30	D-B	アニュラスダンパ作動用窒素供給ライン	VT－２	０．８３	０．８３	VT－２					－				○		（SA3－６）
		試料採取系統															
D2.30	D-B	可搬型格納容器ガス試料圧縮装置及び可搬型格納容器水素濃度計測装置供給ライン	VT－２	０．５	０．５	VT－２					－				○		（SA3－７）

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス3機器供用期間中検査計画

1．クラス3機器漏えい検査

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008　※１				高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（10ヵ年）													備　考 （漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	ＳＡ使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
D2.30	D-B	大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）（2台）	VT－２	1.05	1.05	VT－２					－		○ 1台		○ 1台		
D2.10	D-B	大容量ポンプ（放水砲用）燃料タンク（3・4号機共用）（2基）	VT－２	大気圧	水張り	VT－２					－		○ 1基		○ 1基		※当該設備の燃料油にて実施。
D2.30	D-B	大容量ポンプ（3・4号機共用）（3台）	VT－２	1.00	1.00	VT－２					－				○ 3台		
D2.10	D-B	大容量ポンプ燃料タンク（3・4号機共用）（3基）	VT－２	大気圧	水張り	VT－２					－				○ 3基		※当該設備の燃料油にて実施。
D2.30	D-B	放水砲（3・4号機共用）（3台）	VT－２	1.0	1.0	VT－２					－		○ 1台		○ 2台		
D2.30	D-B	大容量ポンプ入口ライン放水砲用20m、10m、5mホース（3・4号機共用）（11本）	VT－２	0.25	0.25	VT－２					－			○ 3本	○ 8本		
D2.30	D-B	大容量ポンプ出口ライン放水砲用50m、10m、5mホース（3・4号機共用）（25本）	VT－２	1.05	1.05	VT－２					－		○ 6本	○ 12本	○ 4本	○ 3本	
D2.30	D-B	大容量ポンプ入口ライン送水用20m、10m、5mホース（3・4号機共用）（19本）	VT－２	0.25	0.25	VT－２					－		○ 4本	○ 5本	○ 5本	○ 5本	
D2.30	D-B	大容量ポンプ出口ライン送水用50m、10m、8m、5m、3m、2m、1mホース（67本）	VT－２	1.00	1.00	VT－２					－		○ 16本	○ 10本	○ 17本	○ 24本	

※１：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、亀裂解釈NRA文書改正の施行（令和元年６月５日）後は、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス３機器供用期間中検査計画

１．クラス3機器漏えい検査

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008　※１				高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（10ヵ年）													備　考 （漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	ＳＡ使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	
							－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	第28保全サイクル	－	第29保全サイクル	第30保全サイクル	
D2.30	D-B	送水車（3台）	VT－2	1.22	1.22	VT－2	－				○ 3台			－			
D2.10	D-B	送水車燃料タンク（3基）	VT－2	大気圧	水張り	VT－2	－				○ 3基			－			※当該設備の燃料油にて実施。
D2.30	D-B	送水車送水用50mホース（65本）	VT－2	1.22	1.22	VT－2	－					○ 32本	○ 32本	－		○ 1本	
D2.30	D-B	送水車送水用20 mホース（7本）	VT－2	1.22	1.22	VT－2	－					○ 3本	○ 3本	－		○ 1本	

※１：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、亀裂解釈NRA文書改正の施行（令和元年６月５日）後は、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス３機器供用期間中検査計画

１．クラス３機器漏えい検査

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008　※１				高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考（漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	ＳＡ使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
D2.30	D-B	可搬式代替低圧注水ポンプ（３台）	VT-2	1.47	1.47	VT－２					－			○ 3台			
D2.30	D-B	可搬式代替低圧注水ポンプ～可搬式代替低圧注水ポンプ出口接続口（3本）	VT-2	1.47	1.47	VT－２					－			○ 3本			
D2.30	D-B	可搬式代替低圧注水ポンプ吸水用3mホース（3本）	VT-2	大気圧	水張り	VT－２					－			○ 3本			
D2.10	D-B	仮設組立式水槽（3基）	VT-2	大気圧	水張り	VT－２					－			○ 3基			
D2.30	D-B	可搬式代替低圧注水ポンプ送水用10mホース（フランジ継手付、フランジ継手なし）（12本）	VT-2	1.47	1.47	VT－２					－		○ 4本		○ 4本	○ 4本	

※１：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、亀裂解釈NRA文書改正の施行（令和元年６月５日）後は、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス３機器供用期間中検査計画

１．クラス３機器漏えい検査

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008　※１				高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）												備考（漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	ＳＡ使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
D2.10	D-B	タンクローリー（3・4号機共用）（3台）	VT－2	20kPa	20kPa	VT－2					－			○ 1台	○ 1台	○ 1台	※窒素加圧にて実施。
D2.30	D-B	タンクローリー給油ライン接続用30m、20mホース（3・4号機共用）（3本）	VT－2	1.0	1.0	VT－2					－			○ 1本	○ 1本	○ 1本	
D2.30	D-B	タンクローリー給油ライン接続用20mホース（燃料油貯油そう用）（3・4号機共用）（4本）	VT－2	0.78	0.78	VT－2					－			○ 2本		○ 2本	
D2.30	D-B	タンクローリー給油ライン接続用5mホース（空冷式非常用発電装置用） （迅速流体継手、ねじ込み継手）（3・4号機共用）（RHB－1）（6本）	VT－2	0.39	0.39	VT－2					－			○ 1本	○ 3本	○ 2本	

※１：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年８月５日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、亀裂解釈NRA文書改正の施行（令和元年６月５日）後は、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス３機器供用期間中検査計画

１．クラス３機器漏えい検査

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008				高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画（10ヵ年）													備　考 （漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	ＳＡ使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
		非常用電源															
D2.10	D-B	燃料タンク（3A電源車）	VT－2	大気圧	水張り	VT－2					－				○		
D2.10	D-B	燃料タンク（3B電源車）	VT－2	大気圧	水張り	VT－2					－				○		
D2.10	D-B	燃料タンク（3A電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用））	VT－2	大気圧	水張り	VT－2					－				○		
D2.10	D-B	燃料タンク（3B電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用））	VT－2	大気圧	水張り	VT－2					－				○		

重大事故等クラス3機器供用期間中検査計画

1．　クラス3機器漏えい検査

発電用原子力設備規格　維持規格（2008年版）　JSME　S　NA1－2008　（ID－2500）　※1				検査内容			高浜発電所第3号機　検査計画（10ヵ年）										備考（漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	SA使用時の圧力（MPa）	検査圧力（MPa）	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
		制御用空気系統															
D2.10	D-B	3窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用）（A系用）	VT-2	14.7	14.7	VT-2					－					○	（SA3－1）
D2.10	D-B	3窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用）（A系用予備）	VT-2	14.7	14.7	VT-2					－					○	（SA3－2）
D2.10	D-B	3窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用）（B系用）	VT-2	14.7	14.7	VT-2					－					○	（SA3－3）
D2.10	D-B	3窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用）（B系用予備）	VT-2	14.7	14.7	VT-2					－					○	（SA3－4）
D2.30	D-B	3加圧器逃がし弁A系用窒素マニホールド	VT-2	17.16	17.16	VT-2					－			○			（SA3－5）
				0.98	0.98	VT-2					－			○			（SA3－6）
D2.30	D-B	3加圧器逃がし弁B系用窒素マニホールド	VT-2	17.16	17.16	VT-2					－			○			（SA3－7）
				0.98	0.98	VT-2					－			○			（SA3－8）
D2.30	D-B	3加圧器逃がし弁窒素マニホールド（予備）	VT-2	17.16	17.16	VT-2					－			○			（SA3－9）
				0.98	0.98	VT-2					－			○			（SA3－10）
D2.30	D-B	3加圧器逃がし弁用制御用空気ライン窒素供給用 30m、8mホース（A系用30m）	VT-2	0.98	0.98	VT-2					－			○			（SA3－11）
D2.30	D-B	3加圧器逃がし弁用制御用空気ライン窒素供給用 30m、8mホース（B系用8m）	VT-2	0.98	0.98	VT-2					－			○			（SA3－12）
D2.30	D-B	3加圧器逃がし弁用制御用空気ライン窒素供給用 30m、8mホース（30m予備）	VT-2	0.98	0.98	VT-2					－			○			（SA3－13）
D2.30	D-B	3加圧器逃がし弁用制御用空気ライン空気供給用 20m、15mホース（A系用15m）	VT-2	0.98	0.98	VT-2					－			○			（SA3－14）
D2.30	D-B	3加圧器逃がし弁用制御用空気ライン空気供給用 20m、15mホース（B系用20m）	VT-2	0.98	0.98	VT-2					－			○			（SA3－15）
D2.30	D-B	3加圧器逃がし弁用制御用空気ライン空気供給用 20m、15mホース（20m予備）	VT-2	0.98	0.98	VT-2					－			○			（SA3－16）

※1　NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年6月5日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年8月5日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、亀裂解釈NRA文書改正の施行（令和元年6月5日）後は、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス３機器供用期間中検査計画

１．クラス３機器漏えい検査

発電用原子力設備規格　維持規格（JSME）				高浜発電所第４号機検査計画（10ヵ年）													備考（漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲ライン名称	検査方法	ＳＡ使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
		SFPスプレイ系統															
D2.30	D-B	スプレイヘッダ（A）	VT－2	1．4	1．4	VT－2					－					○	SA3-1
D2.30	D-B	スプレイヘッダ（B）	VT－2	1．4	1．4	VT－2					－					○	SA3-2
D2.30	D-B	スプレイヘッダ（1～4u共用予備）	VT－2	1．4	1．4	VT－2					－					○	SA3-3

重大事故等クラス３機器供用期間中検査計画

１．クラス３機器漏えい検査

発電用原子力設備規格　維持規格（２００８年版）　JSME S NA1-2008				高浜発電所第３号機検査計画（10ヵ年）													備考（漏えい区分）
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	ＳＡ使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第21保全サイクル		第22保全サイクル	第23保全サイクル	－	第24保全サイクル		第25保全サイクル	第26保全サイクル	第27保全サイクル	
D2.10	D-B	空気供給装置（1・2・3・4号機共用）	VT－2	19.6	19.6	VT－2					－			○	○	○	
		マニホールド（空気供給装置用）（1・2・3・4号機共用）															
D2.30	D-B	容器弁～集合管～充填口金	VT－2	19.6	19.6	VT－2					－			○	○	○	
D2.30	D-B	充填口金～カードル受入ユニット入口弁 ～空気供給母管（減圧弁1次側接続口）	VT－2	19.6	19.6	VT－2					－			－	○		
D2.30	D-B	空気供給母管（減圧弁１次側）	VT－2	19.6	19.6	VT－2					－			－	○		
D2.30	D-B	減圧弁２次側配管	VT－2	0.46	0.46	VT－2					－			－	○		
D2.30	D-B	ホース（空気供給装置用）（1・2・3・4号機共用）	VT－2	1.0	1.0	VT－2					－			－	○		

供用期間中特別検査のうちクラス1配管特別検査

供用期間中特別検査のうちクラス1配管特別検査（大飯発電所３号機加圧器スプレイライン配管溶接部の有意な欠陥指示に対する対応）

発電用原子力設備規格　維持規格（２０１２年版）　JSME S NA1-2012/2013/2014※1					高　浜　発　電　所　第　3　号　機　検　査　計　画						備　考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2022年 第25保全サイクル	2023年 第26保全サイクル	2024年 第27保全サイクル	
		配管の同種金属溶接継手 （呼び径１００Ａ以上）									
		加圧器サージ管 (14B,355.60mm)	体　積	１００％ １	１	ＵＴ	１００％ １	１	１	１	
		加圧器スプレイライン (4B,144.30mm) Ａループ	体　積	１００％ １	１	ＵＴ	１００％ １	Ａ１	Ａ１	Ａ１	
		余熱除去ポンプ入口ライン (12B) Ｃループ	体　積	１００％ ２	２	ＵＴ	１００％ ２	Ｃ２	Ｃ２	Ｃ２	
－	－	ＳＩＳ蓄圧注入ライン (12B,318.50mm) Ａ，Ｂ，Ｃループ	体　積	１００％ ４	４	ＵＴ	１００％ ４	Ａ１ Ｂ２ Ｃ１	Ａ１ Ｂ２ Ｃ１	Ａ１ Ｂ２ Ｃ１	
		ＳＩＳ高温側低圧注入ライン (6B,165.20mm) Ａ，Ｂループ	体　積	１００％ ２	２	ＵＴ	１００％ ２	Ａ１ Ｂ１	Ａ１ Ｂ１	Ａ１ Ｂ１	
		ＳＩＳ低温側低圧注入ライン (6B) Ａ，Ｂループ	体　積	１００％ ３	３	ＵＴ	１００％ ３	Ａ１ Ｂ２	Ａ１ Ｂ２	Ａ１ Ｂ２	
		ＳＩＳ高温側補助注入ライン (4B,6B) Ｃループ	体　積	１００％ １	１	ＵＴ	１００％ １	Ｃ１	Ｃ１	Ｃ１	

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年６月５日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）及び維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

別図

定期事業者検査時の安全管理の計画

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

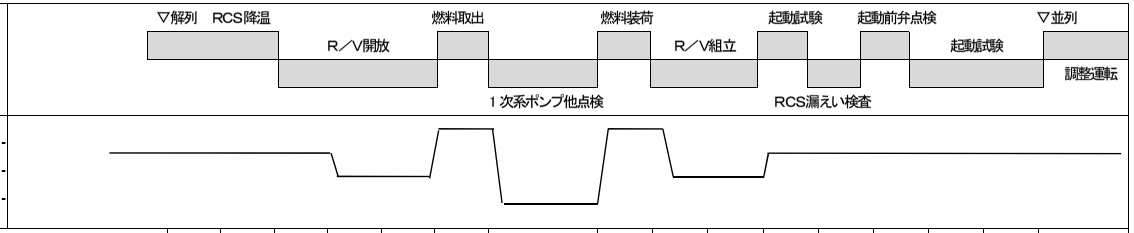

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
未臨界維持機能	第20条 停止余裕	モード3、4	・停止余裕: 1.8% Δk/k 以上	－	×	×										×		×	×	
		モード5	・停止余裕: 1.0% Δk/k 以上	－			×	×						×	×		×			
	第22条 減速材温度係数	モード3	・減速材温度係数: -78×10^{-5} Δk/k/℃以上	－	×														×	
	第55条 ほう酸注入タンク	モード3	・ほう酸注入タンクほう素濃度: 21000ppm 以上 ・ほう酸注入タンクほう酸水量（有効水量）: 34m³ 以上 ・ほう酸注入タンクほう酸水温度: 65℃以上	・ほう酸注入タンク	×														×	
	第81条 １次冷却材中のほう素濃度	モード6	・１次冷却材中のほう素濃度: 2800ppm 以上	－					×	×		×	×							
放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	第50条 １次冷却材中のよう素１３１濃度	モード3（１次冷却材温度が 260℃以上）	・１次冷却材中のよう素１３１濃度: 6.2×10^{6}Bq/cm³ 以下	－	△														△	
	第56条 原子炉格納容器	モード3、4	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力: 9.8kPa[gage]以下 (3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能(原子炉格納容器エアロックのインターロック機構が健全であること、および原子炉格納容器エアロックが閉止可能（閉止状態であることを含む）であること。モード4の原子炉格納容器パージ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロックの両方のドアを開放する場合、適用しない。） (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能（閉止可能（閉止状態であることを含む））	・原子炉格納容器 ・原子炉格納容器エアロック ・原子炉格納容器隔離弁	×	△										×		×	×	
	第57条 原子炉格納容器真空逃がし系	モード3、4	・原子炉格納容器真空逃がし系: 2系統動作可能（真空逃がし機能が確保されていること）	・原子炉格納容器真空逃がし弁	×	×										×		×	×	
	第58条 原子炉格納容器スプレイ系	モード3、4	(1) 原子炉格納容器スプレイ系: 2系統動作可能 (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量 ・苛性ソーダ濃度: 30wt%以上 ・苛性ソーダ溶液量（有効水量）: 11.7m³以上 原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第85条（表85－4および表85－6）の運転上の制限も確認。	・原子炉格納容器スプレイ系 ・よう素除去薬品タンク	×	×										×		×	×	
	第59条 アニュラス空気浄化系	モード3、4	・アニュラス空気浄化系: 2系統動作可能（Aアニュラス空気浄化系が動作不能時は、第85条（表85－11）の運転上の制限も確認）	・アニュラス空気浄化系	×	×										×		×	×	
	第60条 アニュラス	モード3、4	・アニュラスの機能が健全であること（アニュラス内点検、原子炉格納容器エアロック点検、原子炉格納容器内点検等を行う場合、適用しない）	・アニュラス	△	△										△		△	△	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

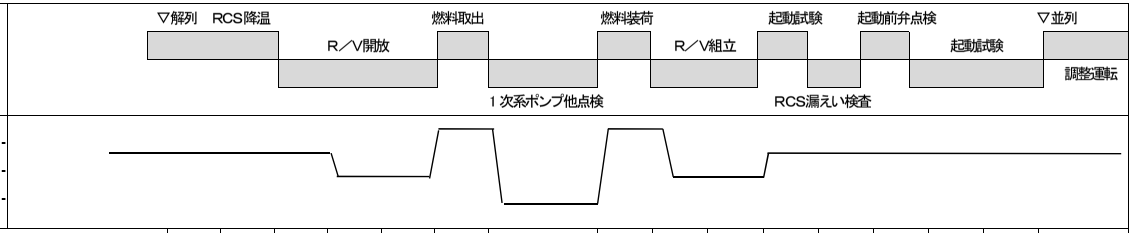

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
	第71条 安全補機室空気浄化系	モード3、4	・安全補機室空気浄化系：2系統動作可能	・安全補機室空気浄化系	×	×										×		×	×	
放射性物質放出の防止機能	第34条(表34－8) 燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	・燃料建屋空気浄化系作動論理回路：2系統 ・手動起動：1チャンネル ・燃料落下検知：2チャンネル （照射終了後、所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除外）	・燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装 ・左記信号検出、伝送ライン	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	第72条 燃料取扱建屋空気浄化系	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	・燃料取扱建屋空気浄化系：2系統動作可能（照射終了後の所定期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は適用しない）	・燃料取扱建屋空気浄化系	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	第82条 原子炉キャビティ水位	モード6（キャビティ高水位）	・原子炉キャビティ水位：EL31.4m以上（原子炉格納容器内での燃料移動中以外の期間において、計画的な原子炉キャビティ水抜きによりモード6（低水位）に移行する場合、運転上の制限を適用しない）	・1次冷却材系統						△		△								
	第83条~~の2~~ 原子炉格納容器貫通部	モード5、6	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること （原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合に開放することを許容する。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ・1 次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系統による冷却時、加圧器安全弁が健全であることおよび加圧器水位が10%から30%の範囲にある場合 ・原子炉キャビティ水位がEL31.4m以上である場合） (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能（閉止状態であることを含む） (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること（閉止状態であることを含む）、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること（原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない）	・原子炉格納容器機器ハッチ ・原子炉格納容器エアロック ・原子炉格納容器隔離弁 ・原子炉格納容器貫通部			△	△	△	△		△	△	△						
	第84条 使用済燃料ピットの水位および水温	全モード	・使用済燃料ピット水位：EL31.4m以上（照射済燃料の移動を行っていない場合は適用しない）	・使用済燃料ピット	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
			・使用済燃料ピット水温：65℃以下	・使用済燃料ピット冷却系	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
原子炉停止後の除熱機能	第37条 1 次冷却系	モード3	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中 (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中 蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第85条(表85－8)の運転上の制限も確認	・蒸気発生器 ・1次冷却材系統 ・1 次冷却材ポンプ	×														×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

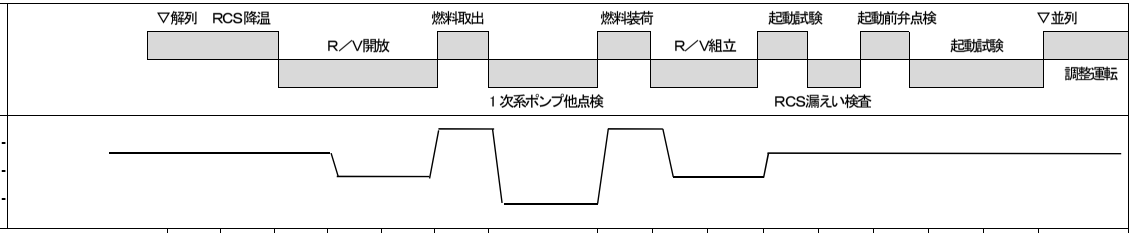

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
	第38条 １次冷却系	モード4	・余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、２系統以上が動作可能であり、そのうち１系統以上が運転中 余熱除去系が動作不能時は、第85条（表85－4）の運転上の制限も確認。 蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第85条（表85－8）の運転上の制限も確認	・余熱除去系統 ・蒸気発生器 ・1次冷却材系統 ・1次冷却材ポンプ		×										×		×		
	第39条 １次冷却系	モード5－１ （1次冷却系満水）	(1) 余熱除去系１系統が運転中※ (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、２基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの 5%以上であること※ ※：計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位（狭域）が計器スパンの 5%以上であることを条件に全ての余熱除去系を隔離することを許容 余熱除去系が動作不能時は、第85条（表85－4）の運転上の制限も確認。	・余熱除去系統 ・蒸気発生器 ・1次冷却材系統			×								×		×			
	第40条 １次冷却系	モード5－２ （1次冷却系非満水）	余熱除去系２系統が動作可能であり、そのうち１系統以上が運転中 ・1次冷却材ポンプによる1次冷却系空気抜きを行う場合は2時間に限り全ての余熱除去系を隔離することを許容 ・ポンプの切替を行う場合は、a,b,cの全てを満足させることを条件に15分に限り全ての余熱除去ポンプを停止することを許容 a. 炉心出口温度が飽和温度より 5.6℃以上下回るように維持されていること b. 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと c. 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと 余熱除去系が動作不能時は、第85条（表85－4）の運転上の制限も確認。	・余熱除去系統 ・1次冷却材系統				×						×						
	第41条 １次冷却系	モード6－２ （キャビティ高水位）	(1) 余熱除去系１系統以上が運転中（1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間に限り、余熱除去ポンプを停止することを許容） (2) 1次冷却材温度:65℃以下 余熱除去系が動作不能時は、第85条（表85－4）の運転上の制限も確認。	・余熱除去系統 ・1次冷却材系統						×		×								
	第42条 １次冷却系	モード6－１ （キャビティ低水位）	(1) 余熱除去系２系統が動作可能であり、そのうち１系統以上運転中（キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余	・余熱除去系統 ・1次冷却材系統					×				×							

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

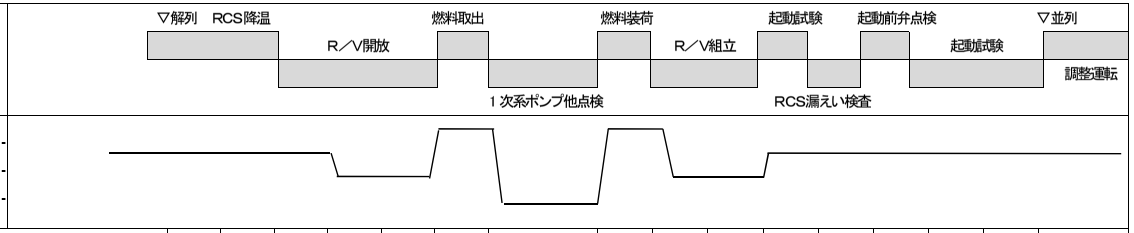

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			熱除去系への切替操作が可能であること、および他の１系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することを許容） (2) 1次冷却材温度:65℃以下 余熱除去系が動作不能時は、第85条（表85－4）の運転上の制限も確認。																	
	第61条 主蒸気安全弁	モード3（原子炉起動時のモード3から主蒸気安全弁機能検査完了までを除く）	・主蒸気安全弁が蒸気発生器毎に下記の個数以上動作可能 原子炉熱出力25%以下: ２個	・主蒸気安全弁	×														△	
	第62条 主蒸気隔離弁	モード3	・主蒸気隔離弁が閉止可能（閉止状態にある場合は、適用しない）	・主蒸気隔離弁	△														△	
	第63条 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	モード3	・主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能（閉止または手動弁で隔離された状態にある場合は、適用しない）	・主給水隔離弁 ・主給水制御弁 ・主給水バイパス制御弁	△														△	
	第64条 主蒸気逃がし弁	モード3、4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	・主蒸気逃がし弁: 手動での開弁ができること 主蒸気逃がし弁が動作不能時は、第85条（表85－9）の運転上の制限も確認	・主蒸気逃がし弁	×	△										△		△	×	
	第65条 補助給水系	モード3	・電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能（タービン動補助給水ポンプについては原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合は適用しない） 補助給水系が動作不能時は、第85条（表85－8）の運転上の制限も確認	・補助給水系 ・電動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ	×														△	
		モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	・電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能 補助給水系が動作不能時は、第85条（表85－8）の運転上の制限も確認	・補助給水系 ・電動補助給水ポンプ		△										△		△		
	第66条 復水タンク	モード3、4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	・復水タンク水量（有効水量）:520m³以上 復水タンク水量（有効水量）を確認する場合は、第85条（表85－14）の運転上の制限も確認	・復水タンク	×	△										△		△	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

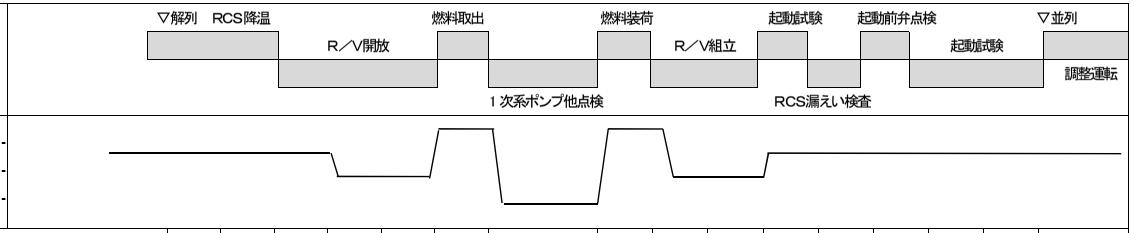

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
炉心冷却機能	第51条 蓄圧タンク	モード３（１次冷却材圧力が6.89MPa[gage]超） （原子炉起動時のモード３（１次冷却圧力が6.89MPa[gage]を超えた時点）から、全ての出口弁が全開となるまでの間は除く）	(1)　ほう素濃度、ほう酸水量、圧力が制限値内 ・蓄圧タンクほう素濃度：2800ppm 以上 ・蓄圧タンクほう酸水量（有効水量）：29.0m^{3}以上 ・蓄圧タンク圧力：4.04MPa[gage]以上 (2)　蓄圧タンク出口弁全開 蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条（表85－4）の運転上の制限も確認	・蓄圧タンク ・蓄圧タンク出口弁	△														△	
	第52条 非常用炉心冷却系	モード3	(1)　高圧注入系：2系統動作可能 (2)　低圧注入系：2系統動作可能 高圧注入系が動作不能時は、第85条（表85－3および表85－4）の運転上の制限も確認 低圧注入系動作不能時は、第85条（表85－4）の運転上の制限も確認	・高圧注入系 ・低圧注入系	×														×	
	第53条 非常用炉心冷却系	モード4	(1)　高圧注入系または充てん系：1系統以上動作可能 (2)　低圧注入系：1系統以上動作可能（余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能であることを条件に、動作不能とはみなさない） 高圧注入系動作不能時は第85条（表85－3および表85－4）、充てん系および低圧注入系動作不能時は第85条（表85－4）の運転上の制限も確認	・高圧注入系 ・充てん系 ・低圧注入系		×										×		×		
	第54条 燃料取替用水タンク	モード3、4	・燃料取替用水タンクほう素濃度：2800ppm 以上 ・燃料取替用水タンクほう酸水量（有効水量）：1600m^{3}以上 燃料取替用水タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条（表85－14）の運転上の制限も確認	・燃料取替用水タンク	×	×										×		×	×	
原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	第36条 １次冷却材の温度・圧力および１次冷却材温度変化率	通常の１次冷却系の加熱・冷却時（原子炉起動、原子炉停止（異常時を除く）、１次冷却系の耐圧・漏えい検査および安全注入系逆止弁漏えい検査のための昇温、降温操作開始から終了まで）	・１次冷却材温度・圧力が原子炉容器の非延性破壊防止のための１次冷却材温度・圧力の制限範囲内 ・１次冷却材温度変化率（原子炉容器）：55℃/h 以下 ・１次冷却材温度変化率（加圧器）加熱率：55℃/h 以下 ・１次冷却材温度変化率（加圧器）冷却率：110℃/h 以下	・１次冷却材系統	×	×	×							×	×	×	×	×	
	第43条 加圧器	モード3	(1)　加圧器水位：計器スパンの 94%以下 (2)　所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ：２系統動作可能	・加圧器 ・加圧器ヒータ	×														×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

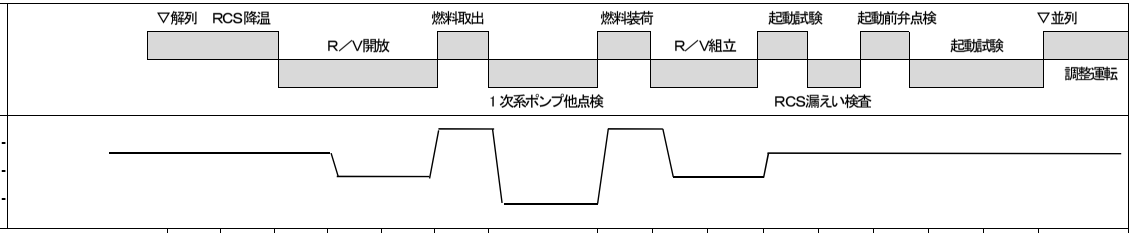

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
	第44条 加圧器安全弁	モード３、４（１次冷却材温度130℃超）	・加圧器安全弁：全てが動作可能 （3個のうち1個は 17.16MPa[gage]以下　他は 17.31MPa[gage]以下）	・加圧器安全弁	×	△										△		△	×	
	第45条 加圧器逃がし弁	モード3	・加圧器逃がし弁：全てが動作可能（動作不能時は、第85条（表85－3）および第85条の2（表85の2－2）の運転上の制限も確認） ・加圧器逃がし弁元弁：全てが動作可能	・加圧器逃がし弁 ・加圧器逃がし弁元弁	×														×	
	第46条 低温過加圧防護	モード4（1次冷却材温度 130℃以下。ただし加圧器逃がし弁が低圧設定になるまでの間を除く）、5、6（原子炉容器の蓋が閉められている場合）	(1)-1　2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態 または (1)-2　1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2)　動作可能な充てん／高圧注入ポンプ 1 台以下(ポンプの切替を行う場合 15 分に限り、充てん／高圧注入ポンプを2台運転することを許容) および (3)　蓄圧タンク全基が隔離されていること（蓄圧タンク出口弁の開閉確認を行う場合、蓄圧タンク圧力が1次冷却材圧力以下であることを条件に、1基毎に隔離解除を許容）	・加圧器逃がし弁 ・加圧器逃がし弁元弁 ・加圧器安全弁 ・充てん／高圧注入ポンプ ・蓄圧タンク出口弁 ・蓄圧タンク		△	×	×	△				△	×	×	△	×	△		
	第47条 1 次冷却材漏えい率	モード3、4	・原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（未確認の漏えい率）：0.23m³/h 以下 ・原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことは確認されているが１次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率）：2.3m³/h 以下 ・原子炉格納容器サンプ水位計が動作可能	・1次冷却材系統 ・原子炉格納容器サンプ水位計 ・凝縮液量測定装置	×	×										×		×	×	
	第48条 蒸気発生器細管漏えい監視	モード3、4	・蒸気発生器細管に漏えいがないこと ・蒸気発生器細管漏えい監視装置（蒸気発生器ブローダウン水モニタ）が動作可能（プラント状態により監視ができない場合、または洗浄中を除く）	・蒸気発生器細管 ・蒸気発生器ブローダウン水モニタ	×	×										×		×	×	
	第49条 余熱除去系への漏えい監視	モード3、4（余熱除去系隔離弁が閉止している場合）	・1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないこと（余熱除去系の逃がし弁が作動していないこと）	・余熱除去系隔離弁 ・余熱除去系の逃がし弁	×	△										△		△	×	
工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	第34条(表34－2) 原子炉保護系計装	モード3、4、5 （原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合）	・原子炉保護系論理回路：2系統 ・手動原子炉トリップ：2チャンネル ・中性子源領域中性子束高：2チャンネル（「中間領域中性子束高」２チャンネルが動作可能であることを条件に、Ｐ－６リセット時においては、２チャンネルをバイパスすることを許容。「中性子源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は、残	・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン	△	△	△	△						△	△	△	△	△	△	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

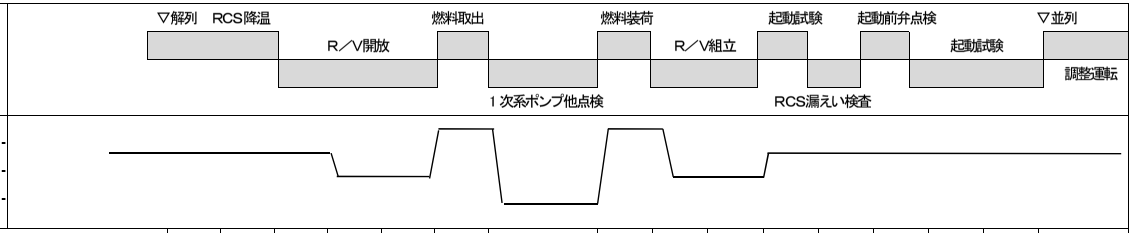

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			りのチャンネルが動作可能であることを条件に、２時間に限り、１チャンネルをバイパスをすることを許容。）																	
		モード3、4、5 （原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合）	・中性子源領域中性子束高：1チャンネル（監視機能のみ）	・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン	△	△	△	△						△	△	△	△	△	△	
		モード6（原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合）	・中性子源領域中性子束高：1チャンネル（監視機能のみ）	・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン					△	△		△	△							
		モード6（原子炉格納容器内での燃料移動中の場合）	・中性子源領域中性子束高：2チャンネル（監視機能のみ）	・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン						△		△								
	第34条（表34－3） 工学的安全施設等作動計装	モード3、4	（非常用炉心冷却系） ・非常用炉心冷却系作動論理回路：2系統※1 ・手動起動：2チャンネル （原子炉格納容器スプレイ系） ・原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路：2系統※1 ・手動起動：4チャンネル （原子炉格納容器隔離A） ・原子炉格納容器隔離A作動論理回路：2系統※1 ・手動起動：2チャンネル ・非常用炉心冷却系作動　：上記非常用炉心冷却系を参照 （原子炉格納容器隔離B） ・原子炉格納容器隔離B作動論理回路：2系統※1 ・原子炉格納容器スプレイ手動起動：4チャンネル （原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離） ・原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離作動論理回路：2系統※1 ・原子炉格納容器隔離A：上記原子炉格納容器隔離A参照 ・非常用高圧母線低電圧：3チャンネル（1母線あたり） （原子炉格納容器換気空調隔離） ・原子炉格納容器換気空調隔離作動論理回路：2系統※1 ・原子炉格納容器スプレイ手動起動：4チャンネル ・原子炉格納容器隔離A手動起動：2チャンネル ・非常用炉心冷却系作動　：上記非常用炉心冷却系を参照 ※1：原子炉保護系論理回路の機能検査時において残り1系統が動作可能であることを条件に2時間に限り1系統バイパスする	（工学的安全施設等作動計装） ・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器スプレイ系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器隔離B ・原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離 ・原子炉格納容器換気空調隔離 ・左記信号検出、伝送ライン	×	×										×		×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

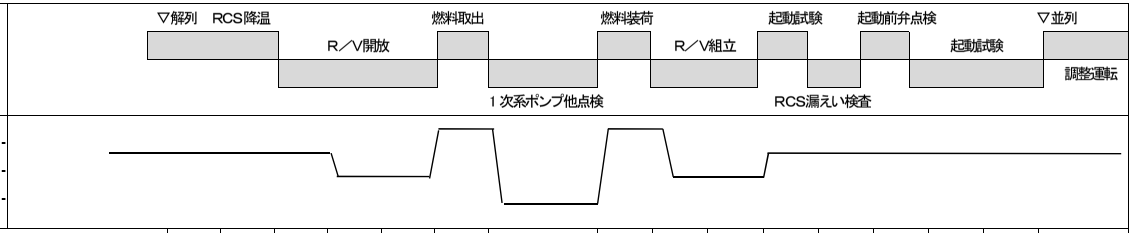

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			ことを許容。（表34において同じ）																	
		モード3	（非常用炉心冷却系）（原子炉格納容器隔離A） （原子炉格納容器換気空調隔離） ・原子炉格納容器圧力高（高ー1）：3チャンネル ・主蒸気ライン差圧高：各主蒸気ライン毎3チャンネル （原子炉格納容器スプレイ系）（原子炉格納容器隔離Ｂ） ・原子炉格納容器圧力異常高（高ー3）：3チャンネル（残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる）	・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離Ａ ・原子炉格納容器換気空調隔離 ・原子炉格納容器スプレイ系 ・原子炉格納容器隔離Ｂ ・左記信号検出、伝送ライン	×														×	
		モード3（全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く）	（主蒸気ライン隔離） ・主蒸気ライン隔離作動論理回路：2系統※1 ・手動起動：2チャンネル ・原子炉格納容器圧力異常高（高ー2）：3チャンネル ・主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または1次冷却材平均温度異常低の一致：モード3（Ｐ－１２超）（非常用炉心冷却系）参照	・主蒸気ライン隔離 ・非常用炉心冷却系 ・左記信号検出、伝送ライン	△														△	
		モード3（主給水隔離弁、主給水	（給水隔離）	・給水隔離	△														△	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程	
	▽解列　RCS降温　R／V開放　燃料取出　1次系ポンプ他点検　燃料装荷　R／V組立　RCS漏えい検査　起動試験　起動前弁点検　起動試験　▽並列　調整運転
RCS 水位	キャビティ満水 RCS 満水 ミッドループ RCS 全ブロー

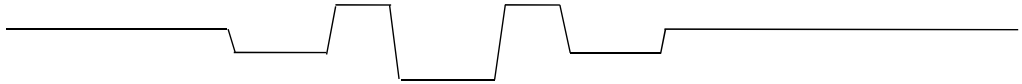

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
		制御弁、主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く）	・給水隔離作動論理回路：2系統※1 ・蒸気発生器水位異常高：1基あたり3チャンネル ・非常用炉心冷却系作動：本表の 要求モード「モード3、4」、「モード3」、「モード3（P－11以上）」、「モード3（P－12超）」の非常用炉心冷却系参照 ・1次冷却材平均温度低（1次冷却材平均温度低：3チャンネル）と本表の 保安規定条文の「第34条（表34－2）原子炉保護系計装」のモード3、4、5（原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合）参照	・非常用炉心冷却系 ・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン																
		モード3（P－11以上）	（非常用炉心冷却系）（原子炉格納容器隔離A） （原子炉格納容器換気空調隔離） ・原子炉圧力低（3チャンネル）と加圧器水位低（3チャンネル）の一致 （インターロック） ・P－11（加圧器圧力）：3チャンネル	・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離Ａ ・原子炉格納容器換気空調隔離 ・インターロック ・左記信号検出、伝送ライン	△														△	
		モード3（P－12超）	（非常用炉心冷却系）（原子炉格納容器隔離Ａ） （原子炉格納容器換気空調隔離） ・主蒸気ライン流量高（各主蒸気ライン毎2チャンネル）と主蒸気ライン圧力低（各主蒸気ライン毎3チャンネル）または１次冷却材平均温度異常低（3チャンネル）の一致 （インターロック） ・P－12（1次冷却材平均温度）：3チャンネル	・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離Ａ ・原子炉格納容器換気空調隔離 ・インターロック ・左記信号検出、伝送ライン	△														△	
安全上特に重要な関連機能（電源供給）	第34条（表34－5）ディーゼル発電機起動計装 非常用炉心冷却系作動は第34条（表34－3）工学的安全施設等作動計装の非常用炉心冷却系参照	モード3、4	（ディーゼル発電機起動計装） ・ディーゼル発電機起動論理回路：2系統※1	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出、伝送ライン	×	×										×		×	×	
		モード5、6および照射済燃料移動中	（ディーゼル発電機起動計装） ・ディーゼル発電機起動論理回路：1系統	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出、伝送ライン			×	×	×	×	△	×	×	×	×		×			
		モード3、4、5、6、照射済燃料移動中	（ディーゼル発電機起動計装） ・非常用高圧母線低電圧：3チャンネル（所要の母線あたり）	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出、伝送ライン	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

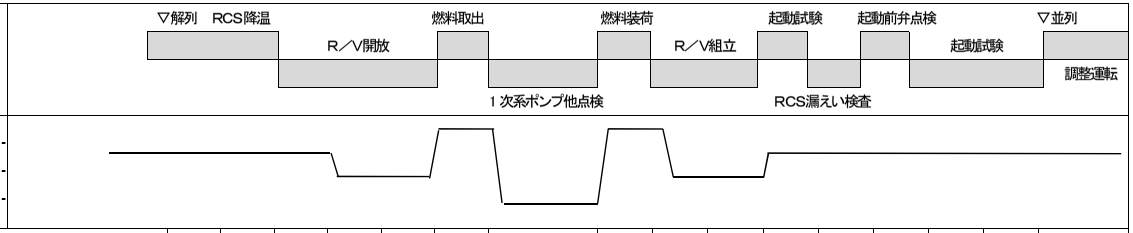

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
	第73条 外部電源	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 3回線(当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給ができる発電所外からの送電線の回線数とする)以上が動作可能(送電線事故の瞬停時は適用しない) (2) 上記外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること(独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいう。1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有しているとみなす)	・外部電源 ・起動用変圧器 ・予備変圧器 ・非常用高圧母線	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	第74条 ディーゼル発電機	モード3、4	(1) ディーゼル発電機:2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない) (2) 燃料油サービスタンク貯油量(保有油量):1.10m³ 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の 24 時間は適用しない) ディーゼル発電機が動作不能時は、第85条(表85－15)の運転上の制限も確認	・ディーゼル発電機 ・燃料油サービスタンク	×	×										×		×	×	
	第75条 ディーゼル発電機	モード5、6、モード外	(1) ディーゼル発電機:2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機には非常用発電機(非常用発電機とは所要の電力供給が可能なものをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。)1基を含めることができる) (2) 上記ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンク貯油量(保有油量):1.10m³ 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の 24 時間は適用しない) ディーゼル発電機が動作不能時は、第85条(表85－15)の運転上の制限も確認	・ディーゼル発電機 ・非常用発電機 ・燃料油サービスタンク			×	×	×	×	×	×	×	×	×		×			
	第76条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	モード3、4、5、6、モード外	・所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そう油量(保有油量):226m³ 以上 ・所要のディーゼル発電機の潤滑油タンクの油量(保有油量):3.6m³ 以上※ ・所要のディーゼル発電機の始動用空気だめ圧力:245MPa[gage]以上※ ※:予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない。ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の 24 時間は適用しない。 燃料油貯油そう油量を確認する場合は、第85条(表85－15)の運転上の制限も確認	・ディーゼル発電機燃料油貯油そう ・ディーゼル発電機潤滑油タンク ・ディーゼル発電機始動用空気だめ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	第77条 非常用直流電源	モード3、4	・非常用直流電源:2系統(蓄電池(安全防護系用)および充電器(充電器または後備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪	・非常用直流充電器 ・非常用直流蓄電池	×	×										×		×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

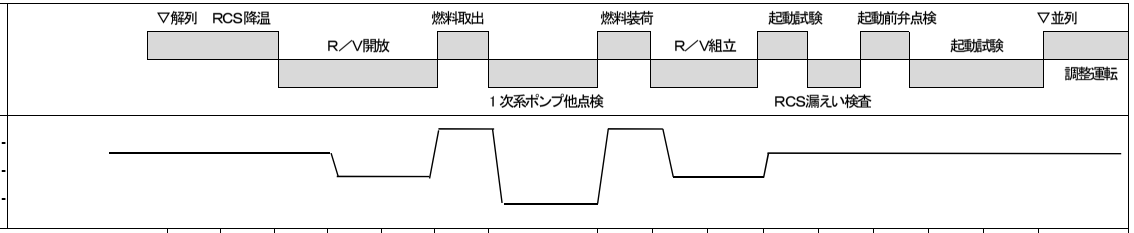

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			失した場合、動作不能とみなす））が動作可能 蓄電池が動作不能時は、第85条（表85－15）の運転上の制限も確認	・後備充電器																
	第78条 非常用直流電源	モード5、6、照射済燃料移動中	・所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統（蓄電池（安全防護系用）および充電器（充電器または後備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失した場合、動作不能とみなす））が動作可能 蓄電池が動作不能時は、第85条（表85－15）の運転上の制限も確認	・非常用直流充電器 ・非常用直流蓄電池 ・後備充電器			×	×	×	×	△	×	×	×	×		×			
	第79条 所内非常用母線	モード3、4	次の所内非常用母線が受電していること（電源の自動切替の間は適用しない） ・2つの非常用高圧母線 ・2つの非常用低圧母線 ・2つの非常用直流母線 ・4つの非常用計器用母線	・非常用高圧母線 ・非常用低圧母線 ・非常用直流母線 ・非常用計器用母線	×	×										×		×	×	
	第80条 所内非常用母線	モード5、6、照射済燃料移動中	所要の設備の維持に必要な次の所内非常用母線が受電していること（電源の自動切替の間は適用しない） ・非常用高圧母線 ・非常用低圧母線 ・非常用直流母線 ・非常用計器用母線	・非常用高圧母線 ・非常用低圧母線 ・非常用直流母線 ・非常用計器用母線			×	×	×	×	△	×	×	×	×		×			
安全上特に重要な関連機能 （海水系統他）	第67条 原子炉補機冷却水系	モード3、4	・原子炉補機冷却水系：2系統動作可能 原子炉補機冷却水系が動作不能時は、第85条（表85－7）の運転上の制限も確認	・原子炉補機冷却水系	×	×										×		×	×	
	第68条 原子炉補機冷却海水系	モード3、4	・原子炉補機冷却海水系：2系統動作可能 原子炉補機冷却海水系が動作不能時は、第85条（表85－7）の運転上の制限も確認	・原子炉補機冷却海水系	×	×										×		×	×	
	第68条の2 津波防護施設	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・取水路防潮ゲート：2系統（機械式クラッチおよび電磁式クラッチのゲート落下機構）のゲート落下機能により動作可能（遠隔閉止信号により、ゲートが落下できること（外部電源喪失時含む）。なお、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす） ・潮位計：3台が動作可能（潮位計による潮位の観測、潮位変化量の演算および潮位変化量の表示、警報の発信ができること） ・衛星電話（津波防護用）：4台（A 中央制御室および B 中央制御室の各々2台をいう。また、衛星電話（津波防護用）には、衛星電話（固定）と兼用するものを A 中央制御室および B 中央制御室で各々1 台含めることができる）が動作可能	・取水路防潮ゲート ・潮位計 ・衛星電話（津波防護用）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

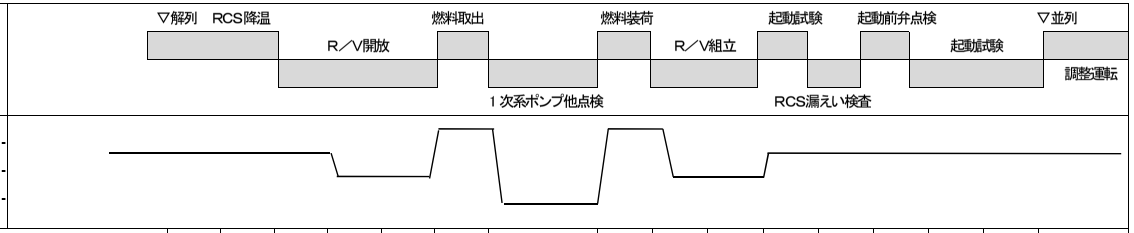

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			衛星電話（津波防護用）と兼用する衛星電話（固定）が動作不能時は、第85条（表85－20）の運転上の制限も確認																	
安全上特に重要な関連機能（制御用空気系）	第69条 制御用空気系	モード3、4	・格納容器外制御用空気圧力（母管圧力）:0.56MPa[gage]以上	・格納容器外制御用空気系	×	×										×		×	×	
安全上特に重要な関連機能（制御室及びその遮へい・換気空調系）	第34条（表34－6） 中央制御室非常用循環系計装	モード3、4、使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	（中央制御室非常用循環系） ・中央制御室非常用循環系作動論理回路：所要の中央制御室非常用循環系につき2系統（原子炉保護系論理回路の機能検査時において残り１系統が動作可能であることを条件に２時間に限り１系統バイパスすることができる） ・手動起動：所要の中央制御室非常用循環系につき2チャンネル 非常用炉心冷却系作動は第34条（表34－3）工学的安全施設等作動計装の非常用炉心冷却系参照	・中央制御室非常用循環系計装 ・工学的安全施設等作動計装 ・左記信号検出、伝送ライン	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	×	×	
	第70条 中央制御室非常用循環系	モード3、4、使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	・中央制御室非常用循環系：2系統動作可能（中央制御室あたり） 中央制御室非常用循環系動作不能時は、第85条（表85－17）の運転上の制限も確認	・中央制御室非常用循環系	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	×	×	
制御室外からの安全停止機能	第34条（表34－7） 中央制御室外原子炉停止装置	モード3	・ほう酸ポンプ ・加圧器圧力	・中央制御室外原子炉停止装置 ・左記信号検出、伝送ライン	×														×	
		モード3、4	・充てん／高圧注入ポンプ ・加圧器後備ヒータ ・抽出水オリフィス隔離弁 ・海水ポンプ ・原子炉補機冷却水ポンプ ・電動補助給水ポンプ ・加圧器水位 ・蒸気発生器水位（広域） ・蒸気発生器圧力 ・中性子束（中性子源領域） ・1次冷却材圧力（広域） ・1次冷却材温度（広域）（低温側）		×	×										×		×	×	
		モード4	・余熱除去ポンプ			×										×		×		

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

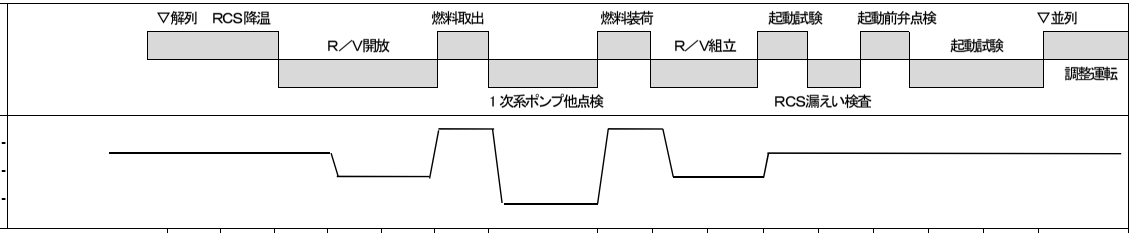

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
事故時のプラント状態把握機能	第34条(表34－4) 事故時監視計装	モード3	(1次冷却系計装)※ ・1次冷却材圧力:2チャンネル ・加圧器水位:2チャンネル ・1次冷却材温度(広域)(高温側):3チャンネル ・1次冷却材温度(広域)(低温側):3チャンネル (化学体積制御系計装)※ ・ほう酸タンク水位:2チャンネル (主蒸気および給水、補助給水系計装)※ ・蒸気ライン圧力:2チャンネル(各ライン) ・復水タンク水位:2チャンネル ・蒸気発生器水位(広域):3チャンネル ・蒸気発生器水位(狭域):2チャンネル(各SG) ・補助給水流量:3チャンネル (燃料取替用水系計装)※ ・燃料取替用水タンク水位:2チャンネル (原子炉格納容器関連計装)※ ・格納容器水位(広域):2チャンネル ・格納容器水位(狭域):2チャンネル ・格納容器内圧力:2チャンネル ・格納容器内温度:2チャンネル ・格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ):2チャンネル ・格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ):2チャンネル (原子炉補機冷却系計装)※ ・原子炉補機冷却水サージタンク水位:2チャンネル (制御用空気系計装) ・制御用空気圧力:2チャンネル (安全注入系計装)※ ・高圧安全注入流量:2チャンネル ・低圧安全注入流量:2チャンネル ※:各計装が動作不能時は、第85条(表85－16)の運転上の制限も確認	・事故時監視計装 ・左記信号検出、伝送ライン	×														×	
重大事故等対処設備	第85条(表85－3－1の2) 1次冷却系のフィードアンドブリード	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	(1) 高圧注入系2系統が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) (2) 加圧器逃がし弁3台による1次冷却系統の減圧系が動作可能 ・充てん／高圧注入ポンプ:2台 ・加圧器逃がし弁:3台 ・燃料取替用水タンク (表85－14－3の2において運転上の制限を定める)	・充てん／高圧注入ポンプ ・燃料取替用水タンク ・加圧器逃がし弁	×	△										△		△	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

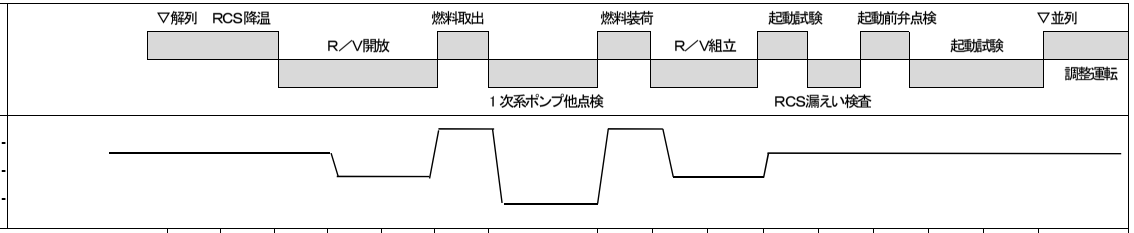

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
	第85条(表85－4－1の2) 炉心注水－非常用炉心冷却系－	モード3、4、5、6	(1) 高圧注入系が1系統動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) (2) 低圧注入系が1系統動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) ・充てん／高圧注入ポンプ：1台 ・余熱除去ポンプ：1台 ・燃料取替用水タンク (表85－14－3の2において運転上の制限を定める)	・充てん／高圧注入ポンプ ・余熱除去ポンプ ・燃料取替用水タンク	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条(表85－4－2の2) 炉心注水－蓄圧注入系－	モード3、4、5、6	(1) 蓄圧タンクほう素濃度：2800ppm 以上 (2) 蓄圧タンクほう酸水量(有効水量)：29.0m³以上(1基あたり) (3) 蓄圧タンク圧力：4.04MPa[gage]以上(モード3(1次冷却材圧力6.89MPa[gage]超の場合) (4) 蓄圧タンク圧力：1.0MPa[gage]以上(モード3(1次冷却材圧力6.89MPa[gage]以下の場合) (5) 蓄圧タンク出口弁が動作可能(手動での開弁および閉弁ができること) (6) 蓄圧タンク：3基 (モード3(1次冷却材圧力6.89MPa[gage]超の場合) (7) 蓄圧タンク：2基 (モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage]以下の場合)、4、5、6の場合)	・蓄圧タンク	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	
	第85条(表85－4－3の2) 代替炉心注水－B充てん／高圧注入ポンプ(自己冷却)による代替炉心注水－	モード3、4、5、6	B充てん／高圧注入ポンプ(自己冷却)による充てん系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) ・B充てん／高圧注入ポンプ(自己冷却)：1台 ・燃料取替用水タンク (表85－14－3の2において運転上の制限を定める) ・復水タンク (表85－14－2の2において運転上の制限を定める) ・空冷式非常用発電装置 (表85－15－1の2において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85－15－7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85－15－7の2において運転上の制限を定める)	・B充てん／高圧注入ポンプ(自己冷却) ・燃料取替用水タンク ・復水タンク ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

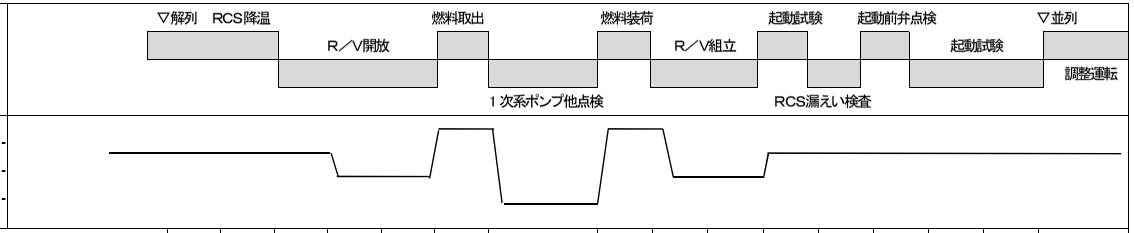

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
	第85条(表85－4－4の2) 代替炉心注水－A格納容器スプレイポンプ(RHRS－CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水－	モード3、4、5、6	A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること) ・A格納容器スプレイポンプ(RHRS－CSS連絡ライン使用):1台 ・燃料取替用水タンク (表85－14－3の2において運転上の制限を定める)	・A格納容器スプレイポンプ(RHRS－CSS連絡ライン使用) ・燃料取替用水タンク	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条(表85－4－5の2) 代替炉心注水－可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水－	モード3、4、5、6	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系2系統が動作可能 ・可搬式代替低圧注水ポンプ:1台×2 ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用):1台×2 ・仮設組立式水槽:1台×2 ・送水車:1台×2 ・燃料油貯油そう (表85－15－7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85－15－7において運転上の制限を定める)	・可搬式代替低圧注水ポンプ ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) ・仮設組立式水槽 ・送水車 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条(表85－4－6の2) 代替再循環	モード3、4、5、6	(1) A格納容器スプレイポンプ(RHRS－CSS連絡ライン使用)による代替再循環系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) (2) B余熱除去ポンプ(海水冷却)およびC充てん／高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環系、またはB余熱除去ポンプ(海水冷却)による低圧代替再循環系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) ・A格納容器スプレイポンプ(RHRS－CSS連絡ライン使用):1台 ・A格納容器スプレイ冷却器:1基 ・A格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サンプ側入口隔離弁:1台 ・格納容器再循環サンプ:2基※ ・格納容器再循環サンプスクリーン:2基※ ・B余熱除去ポンプ(海水冷却):1台 ・C充てん／高圧注入ポンプ(海水冷却):1台 ・大容量ポンプ (表85－7－2の2において運転上の制限を定める) ・空冷式非常用発電装置 (表85－15－1の2において運転上の制限を定める)	・A格納容器スプレイポンプ(RHRS－CSS連絡ライン使用) ・A格納容器スプレイ冷却器 ・A格納容器スプレインプ格納容器再循環サンプ側入口隔離弁 ・格納容器再循環サンプ ・格納容器再循環サンプスクリーン ・B余熱除去ポンプ(海水冷却) ・C充てん／高圧注入ポンプ(海水冷却) ・大容量ポンプ ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

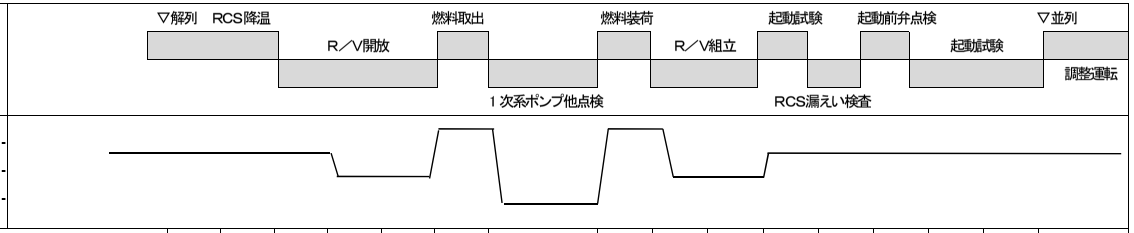

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ※：A 格納容器スプレイポンプ（RHRS－CSS 連絡ライン使用）を用いる再循環用1基および B 余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いる再循環用1基）																
	第85条（表85－5－1の2） 加圧器逃がし弁による減圧	モード3	(1) 窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用）または可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系の減圧系が動作可能 (2) 可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系の減圧系が動作可能 ・窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用）：2本 （1セット2本（A系1本、B系1本） ・可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）：2台 （1セット2台（A系1台、B系1台） ・可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）：1個 ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1において運転上の制限を定める） ・可搬式整流器 （表85－15－5において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7において運転上の制限を定める）	・窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用） ・可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用） ・可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用） ・空冷式非常用発電装置 ・可搬式整流器 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×														×	
	第85条（表85－6－1の2） 原子炉格納容器スプレイ	モード3、4、5、6	原子炉格納容器スプレイ系（よう素除去薬品タンクを除く）の1系統以上が動作可能（ポンプが手動起動（系統構成含む）できること） ・格納容器スプレイポンプ：1台 ・燃料取替用水タンク （表85－14－3の2において運転上の制限を定める）	・格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水タンク	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条（表85－6－2の2） 代替原子炉格納容器スプレイー恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイー	モード3、4、5、6	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能 ・恒設代替低圧注水ポンプ：1台 ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1の2において運転上の制限を定める） ・復水タンク （表85－14－2の2において運転上の制限を定める） ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ （表85－14－2の2において運転上の制限を定める） ・燃料取替用水タンク （表85－14－3の2において運転上の制限を定める）	・恒設代替低圧注水ポンプ ・空冷式非常用発電装置 ・復水タンク ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ ・燃料取替用水タンク ・送水車 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

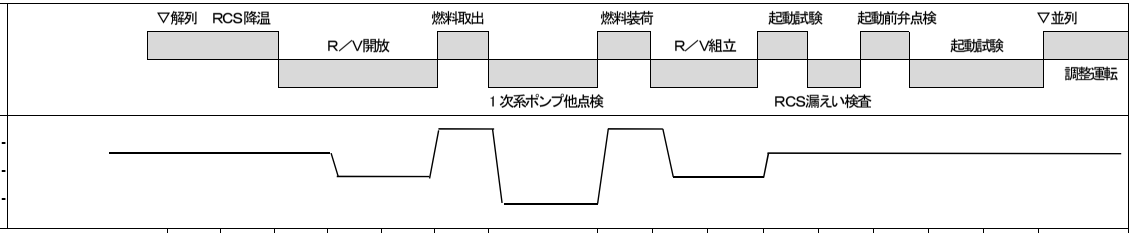

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			・送水車 （表85－14－1の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）																	
	第85条(表85－6－3の2) 代替原子炉格納容器スプレイー可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイー	モード3、4、5、6	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系2系統が動作可能 ・可搬式代替低圧注水ポンプ：1台×2 ・電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）：1台×2 ・送水車：1台×2 ・仮設組立式水槽：1台×2 ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）	・可搬式代替低圧注水ポンプ ・電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） ・送水車 ・仮設組立式水槽 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条(表85－7－1の2) 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却	モード3、4、5、6	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能（ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であること） ・A、B格納容器再循環ユニット：2基 ・A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ：2台 （A、B、Cのうち、いずれか2台） ・A、B原子炉補機冷却水冷却器：2基 ・原子炉補機冷却水サージタンク：1基 ・窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）：1本 ・海水ポンプ：1台 ・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用） （表85－16－1の2において運転上の制限を定める）	・A、B格納容器再循環ユニット ・A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ ・A、B原子炉補機冷却水冷却器 ・原子炉補機冷却水サージタンク ・窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用） ・海水ポンプ ・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条(表85－7－2の2) 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却	モード3、4、5、6	大容量ポンプによる海水供給系（大容量ポンプから海水管接続口まで）2系統が動作可能 ・大容量ポンプ：1台×2（3号炉および4号炉の合計所要数） ・A、B格納容器再循環ユニット （表85－7－1の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用） （表85－16－1の2において運転上の制限を定める） ・B余熱除去ポンプ（海水冷却）	・大容量ポンプ ・A、B格納容器再循環ユニット ・燃料油貯油そう ・タンクローリー ・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用） ・B余熱除去ポンプ（海水冷却） ・C充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却） ・空冷式非常用発電装置	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

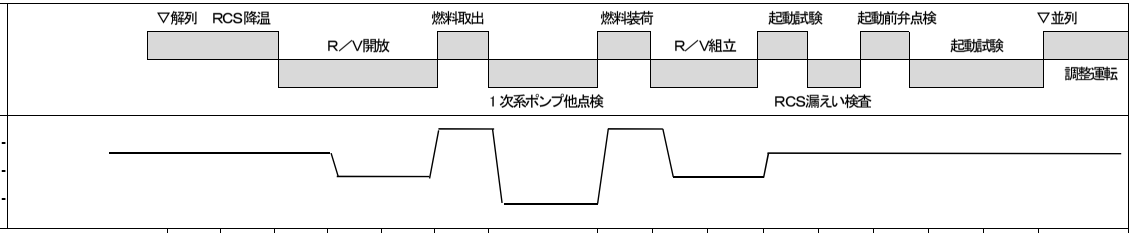

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			（表85－4－6の2において運転上の制限を定める） ・C充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却） （表85－4－6の2において運転上の制限を定める） ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1の2において運転上の制限を定める）																	
	第85条（表85－8－1の2） 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）	モード3、4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	(1) モード3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統（電動補助給水ポンプ2台で1系統（本表に限る））が動作可能（ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であること） または (2) モード3において、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能（ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であること。タービン動補助給水ポンプは原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合は運転上の制限は適用しない。タービン動補助給水ポンプが動作可能とは現場手動による起動を含む） ・電動補助給水ポンプ：2台 ・タービン動補助給水ポンプ：1台 ・タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）：1台 ・蒸気発生器：3基 ・復水タンク （表85－14－2の2において運転上の制限を定める） ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7において運転上の制限を定める）	・電動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作） ・蒸気発生器 ・復水タンク ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	△										△		△	△	
	第85条（表85－9－1） 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）	モード3、4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	主蒸気逃がし弁が手動での開弁ができること（現場手動含む） ・主蒸気逃がし弁：3個	・主蒸気逃がし弁	×	△										△		△	×	
	第85条（表85－10－1の2） 水素濃度低減	モード3、4、5、6	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能 (2) 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能 (3) 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が動作可能 (4) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能 ・静的触媒式水素再結合装置：5基 ・静的触媒式水素再結合装置温度監視装置：5個 ・原子炉格納容器水素燃焼装置：12個	・静的触媒式水素再結合装置 ・静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 ・原子炉格納容器水素燃焼装置 ・原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

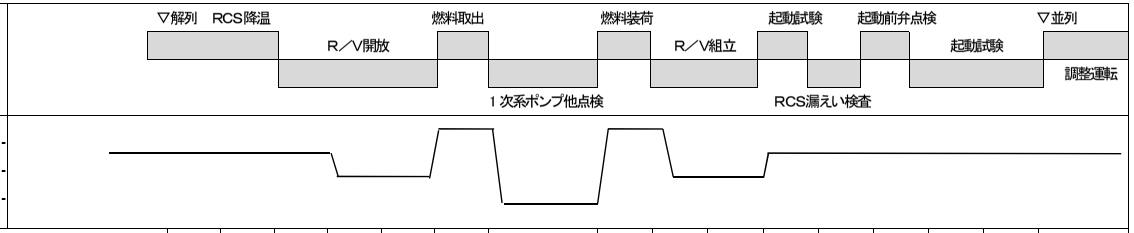

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			・原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置:12個 ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）																	
	第85条(表85－10－2)の2 水素濃度監視	モード3、4、5、6	可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1系統（1系統とは可搬型格納容器内水素濃度計測装置1個、可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ1台、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置1台、Aガスサンプリング圧縮装置1個、Aガスサンプル冷却器1個、A湿分分離器1個）が動作可能 ・可搬型格納容器内水素濃度計測装置:1個 ・可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ:1台 ・可搬型格納容器ガス試料圧縮装置:1台 ・Aガスサンプリング圧縮装置:1個 ・Aガスサンプル冷却器:1個 ・A湿分分離器:1個 ・大容量ポンプ （表85－7－2の2において運転上の制限を定める） ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）	・可搬型格納容器内水素濃度計測装置 ・可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ ・可搬型格納容器ガス試料圧縮装置 ・Aガスサンプリング圧縮装置 ・Aガスサンプル冷却器 ・A湿分分離器 ・大容量ポンプ ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条（表85－11－1の2） 水素排出、放射性物質の濃度低減	モード3、4、5、6	(1) Aアニュラス空気浄化系が動作可能（ファンが手動起動（系統構成含む）できること） (2) 代替空気（窒素）系統が動作可能 ・Aアニュラス空気浄化ファン:1台 ・Aアニュラス空気浄化フィルタユニット:1基 ・窒素ボンベ（アニュラス浄化排気弁等作動用）:2本 （1セット2本（アニュラス浄化排気弁作動用1本、アニュラス排気弁作動用1本） ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）	・アニュラス空気浄化ファン ・アニュラス空気浄化フィルタユニット ・窒素ボンベ（アニュラス浄化排気弁等作動用） ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条（表85－12－1の2）	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	消防ポンプによる海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統動作可能	・送水車 ・燃料油貯油そう	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

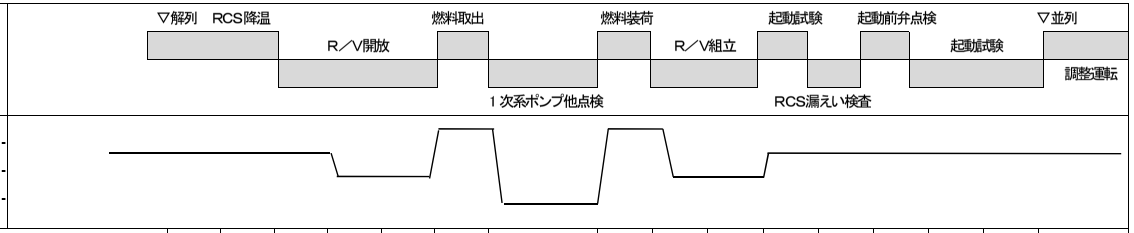

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
	海水から使用済燃料ピットへの注水		・送水車:1台×2 ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）	・タンクローリー																
	第85条（表85－12－2の2） 使用済燃料ピットへのスプレイ系	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統（1系統とは屋外に配備する送水車1台）が動作可能 (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統（1系統とは屋内に配備するスプレイヘッダ4個（1セット2個、3号炉および4号炉共用の予備機2個を含む））が動作可能 ・スプレイヘッダ：4個 ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）	・送水車 ・スプレイヘッダ ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条（表85－12－3） 使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	（使用済燃料ピットの監視） ・使用済燃料ピット水位（広域）：2個 （動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可搬型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の 制限を満足していないとはみなさない） ・使用済燃料ピット温度（AM用）：2個 ・使用済燃料ピットエリア監視カメラ（使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置（1セット1個）を含む）：2個 ・可搬型使用済燃料ピット水位：2個 ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ：2個 ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7において運転上の 制限を定める）	・使用済燃料ピット監視計装 ・使用済燃料ピット水位（広域） ・使用済燃料ピット温度（AM用） ・使用済燃料ピットエリア監視カメラ（使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む） ・可搬型使用済燃料ピット水位 ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条（表85－13－1の2） 大気への拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統（1系統とは、大容量ポンプ3台（予備機1台含む）、放水砲3個（予備機1個含む）および泡混合器1台）が動作可能 ・大容量ポンプ（放水砲用）：3台 （2台接続で3号炉と4号炉両方同時に放水できる容量を有するもの。3号炉及び4号炉合計所要数） ・放水砲：3個（3号炉及び4号炉合計所要数） ・泡混合器：1台（3号炉及び4号炉合計所要数） ・燃料油貯油そう	・大容量ポンプ（放水砲用） ・放水砲 ・泡混合器 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

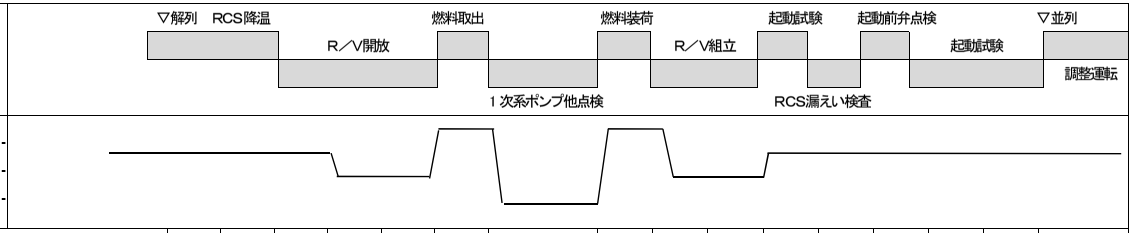

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			（表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）																	
	第85条(表85－13－2) 海洋への拡散抑制	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	所要数が使用可能 ・シルトフェンス：2組（1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数） 取水路側: 高さ約8m/幅約12m（幅約12m/本を2本で1組として2組4本） 放水口側: 高さ約 13m/幅約 80m（幅約 20m/本を4本を接続した状態で1 組として2組） 高さ約6.5m/幅約70m（幅約20m/本を3本、幅約 10m/本を1本を接続した状態で1 組として2組） 高さ約 10.5m/幅約 10m（幅約 10m/本を 1 本で1組として2組） 高さ約 10.5m/幅約 3.5m（幅約3.5m/本を 6 本で1組として2組） 高さ約 2m/幅約5m（幅約 5m/本を 1 本で1組として2組）	・シルトフェンス	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条(表85－14－1の2) 海水を用いた復水タンクへの補給	モード3、4、5、6	海水を用いた復水タンクへの補給系2系統動作可能 ・送水車：1台×2 ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）	・送水車 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条(表85－14－2の2) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	モード3、4、5、6	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が動作可能 (1) 復水タンク（有効水量）：646m^3以上 (2) 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ：1台	・復水タンク ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条(表85－14－3)の2 燃料取替用水タンク	モード3、4、5、6（キャビティ低水位）	燃料取替用水タンク: (1) ほう素濃度：2800ppm 以上 (2) ほう酸水量（有効水量）：1600m^3以上 （原子炉キャビティ水張り、水抜き期間においては第85条に定める水源および炉心注入手段等が確保されていることを条件に運転上の制限を満足していないとはみなさない。なお、原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水抜き期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水タンク水位を回復するまでの期間をいう）	・燃料取替用水タンク	×	×	×	×	△				△	×	×	×	×	×	×	
	第85条(表85－15－1の2) 空冷式非常用発電装置からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	空冷式非常用発電装置による電源系1系統（1系統とは、モード3、4、5、6において空冷式非常用発電装置2台、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台）動作可能 ・空冷式非常用発電装置：2台（使用済燃料ピットに燃料体を貯	・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

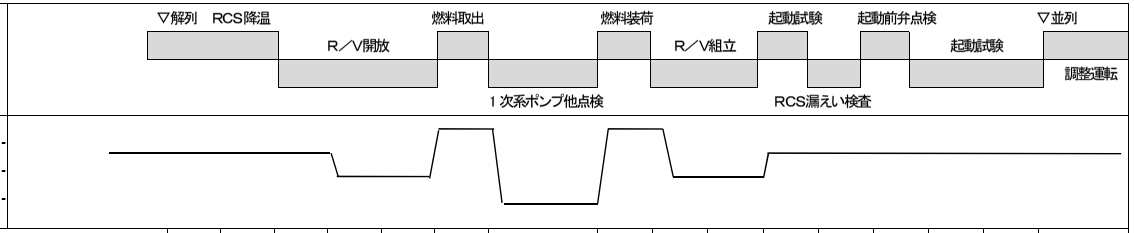

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）																	
	第85条（表85－15－2の2） 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）（号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号））からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による電源系１系統（１系統とは、他号炉のモード1，2、3、4の場合の所要数/他号炉のモード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合においての所要数）が使用可能 (2) 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系１系統（１系統とは、他号炉のモード1，2、3、4の場合の所要数/他号炉のモード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合においての所要数）が使用可能 a.他号炉がモード1、2、3、4の場合 ・号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）：1 組 （3号炉および4号炉の合計所要数） ・号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）：1 組 （3号炉および4号炉の合計所要数） ・ディーゼル発電機（他号炉）：2基 ・燃料油貯油そう（他号炉）：466m^3 b.他号炉がモード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ・号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）：1 組 （3号炉および4号炉の合計所要数） ・号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）：1 組 （3号炉および4号炉の合計所要数） ・ディーゼル発電機（他号炉）：1基 ・燃料油貯油そう（他号炉）：226m^3 （「他号炉」とは4号炉をいう）	・号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号） ・号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号） ・ディーゼル発電機（他号炉） ・燃料油貯油そう（他号炉）	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	×	×	
	第85条（表85－15－3の2） 電源車からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	電源車による電源系2系統が動作可能 ・電源車：1台×2 ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）	・電源車 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条（表85－15－4の2） 蓄電池（安全防護系用）および蓄電池（3系統目）からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池（安全防護系用）による電源系および蓄電池（3系統目）動作可能 ・蓄電池（安全防護系用）：1組 ・蓄電池（3系統目）：1組	・蓄電池（安全防護系用） ・蓄電池（3系統目）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

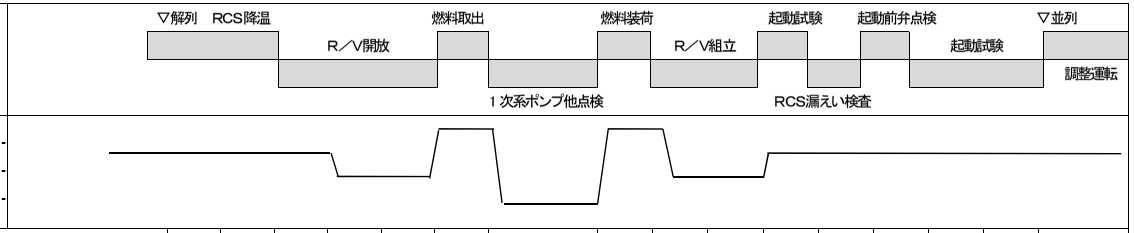

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
	第85条（表85－15－5の2） 可搬式整流器からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬式整流器からの電源系1系統（1系統とは、可搬式整流器1個）動作可能 ・可搬式整流器：1個 ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1の2において運転上の制限を定める） ・号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号） （表85－15－2の2において運転上の制限を定める） ・号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号） （表85－15－2の2において運転上の制限を定める） ・ディーゼル発電機（他号炉） （表85－15－2の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう（他号炉） （表85－15－2の2において運転上の制限を定める） ・電源車 （表85－15－3の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）	・可搬式整流器 ・空冷式非常用発電装置 ・号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号） ・号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号） ・ディーゼル発電機（他号炉） ・燃料油貯油そう（他号炉） ・電源車 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条（表85－15－6の2） 代替所内電気設備からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	代替所内電源設備からの給電系が使用可能 ・代替所内電気設備分電盤：1個 ・代替所内電気設備変圧器：1個 ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1の2において運転上の制限を定める） ・可搬式整流器 （表85－15－5の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）	・代替所内電気設備分電盤 ・代替所内電気設備変圧器 ・空冷式非常用発電装置 ・可搬式整流器 ・タンクローリー ・燃料油貯油そう	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条（表85－15－7の2） 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 燃料油貯油そうの油量（4基分）：466m^{3}以上 (2) タンクローリー：3台が使用可能 （重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。予備機１台を含む、3号炉および4号炉合計所要数）	・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

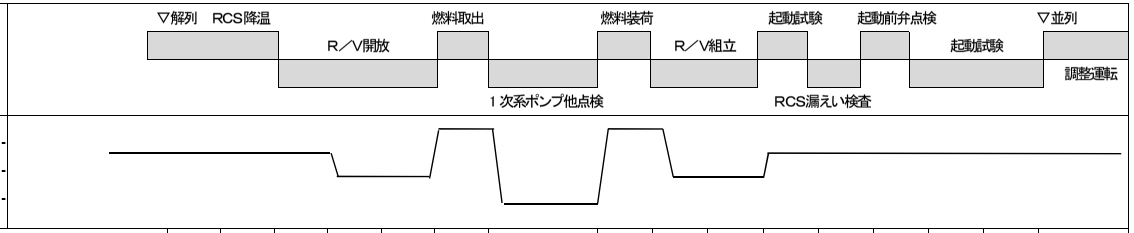

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容		関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			主要パラメータ	代替パラメータ																	
		モード3、4、5、6 （原子炉圧力容器内の温度）	・1次冷却材高温側温度(広域)1CH	①主要パラメータの他ループ1CH ②1次冷却材低温側温度(広域)1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
			・1次冷却材低温側温度(広域)1CH	①主要パラメータの他ループ1CH ②1次冷却材高温側温度(広域)1CH																	
			・[炉心出口温度]1CH	①1次冷却材高温側温度(広域)1CH ②1次冷却材低温側温度(広域)1CH																	
		モード3、4、5、6 （原子炉圧力容器の圧力）	・1次冷却材圧力1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②1次冷却材高温側温度(広域)1CH ③1次冷却材低温側温度(広域)1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
			・[加圧器圧力]1CH	①1次冷却材圧力1CH																	
	第85条（表85－16－1の2） 計装設備	モード3、4、5、6 （原子炉圧力容器内の水位）	・加圧器水位1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②原子炉水位1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
			・原子炉水位1CH	①加圧器水位1CH																	
	・プラント起動に伴う計器校正、真空ペンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とみなさない ・代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す ・[　]は多様性拡張設備を示し、運転上の制限は適用しない。 ・要求内容の左側に主要パラメータを、右側に代替パラメータを記載している。	モード5、6 （原子炉圧力容器内の水位）	・[1次冷却材水位]1CH	①1次冷却材高温側温度(広域)1CH ①1次冷却材低温側温度(広域)1CH	・左記監視設備			×	×	×	×		×	×	×	×		×			
		モード3、4、5、6 （原子炉圧力容器への注水量）	・高圧安全注入流量1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水タンク水位1CH ③加圧器水位1CH ④原子炉水位1CH ⑤格納容器再循環サンプ広域水位1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
			・高圧補助安全注入流量1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水タンク水位1CH ③加圧器水位1CH ④原子炉水位1CH ⑤格納容器再循環サンプ広域水位1CH																	
			・余熱除去流量1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水タンク水位1CH ③加圧器水位1CH ④原子炉水位1CH ⑤格納容器再循環サンプ広域水位1CH																	
			・恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 1CH	①燃料取替用水タンク水位1CH ①復水タンク水位1CH ②加圧器水位1CH ③原子炉水位1CH ④格納容器再循環サンプ広域水位1CH																	
			・[充てん水流量]1CH	①燃料取替用水タンク水位1CH ②加圧器水位1CH ③原子炉水位1CH																	
			・[蓄圧タンク圧力]1CH	①1 次冷却材圧力1CH ①1次冷却材低温側温度(広域)1CH																	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程	
	▽解列　RCS降温　R／V開放　燃料取出　1次系ポンプ他点検　燃料装荷　R／V組立　起動試験　RCS漏えい検査　起動前弁点検　起動試験　▽並列　調整運転
RCS 水位	キャビティ満水 RCS 満水 ミッドループ RCS 全ブロー

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容		関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			・[蓄圧タンク広域水位1CH	①1 次冷却材圧力1CH ①1次冷却材低温側温度(広域)1CH																	
			・[消火水注入流量積算]1CH	①余熱除去流量1CH ②加圧器水位1CH ③原子炉水位1CH																	
		モード3、4、5、6 （原子炉格納容器への注水量）	格納容器スプレイ流量積算1CH	①燃料取替用水タンク水位1CH ①復水タンク水位1CH ②格納容器再循環サンプ広域水位1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
			・恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 1CH	①燃料取替用水タンク水位1CH ①復水タンク水位1CH ②格納容器再循環サンプ広域水位1CH																	
			・高圧安全注入流量1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水タンク水位1CH ③格納容器再循環サンプ広域水位1CH																	
			・高圧補助安全注入流量1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水タンク水位1CH ③格納容器再循環サンプ広域水位1CH																	
			・余熱除去流量1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②燃料取替用水タンク水位1CH ③格納容器再循環サンプ広域水位1CH																	
			・[充てん水流量]1CH	①燃料取替用水タンク水位1CH ②格納容器再循環サンプ広域水位1CH																	
			・[格納容器スプレイ流量]1CH	①燃料取替用水タンク水位1CH ①復水タンク水位1CH ②格納容器再循環サンプ広域水位1CH																	
			・[消火水注入流量積算]1CH	①復水タンク水位1CH ②格納容器再循環サンプ広域水位1CH																	
		モード3、4、5、6 （原子炉格納容器内の温度）	・格納容器内温度1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②格納容器広域圧力1CH ③格納容器広域圧力(AM用)1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
		モード3、4、5、6 （原子炉格納容器内の圧力）	・格納容器広域圧力1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②格納容器内温度1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
			・格納容器広域圧力(AM 用1CH	①格納容器内温度1CH																	
		モード3、4、5、6 （原子炉格納容器内の水位）	・格納容器再循環サンプ広域水位1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH ②格納容器再循環サンプ狭域水位1CH ③原子炉下部キャビティ水位1CH ③原子炉格納容器水位1CH ④燃料取替用水タンク水位1CH ④復水タンク水位1CH ④格納容器スプレイ流量積算1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

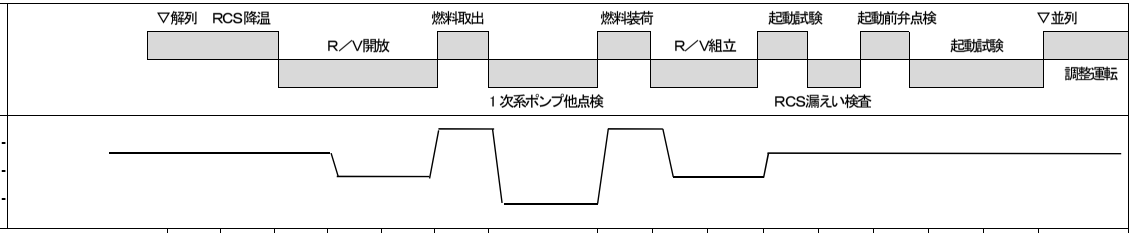

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			④恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算1CH ・格納容器再循環サンプ狭域水位1CH　①格納容器再循環サンプ広域水位1CH ・原子炉下部キャビティ水位1CH　①格納容器再循環サンプ広域水位1CH ②燃料取替用水タンク水位1CH ②復水タンク水位1CH ②格納容器スプレイ流量積算1CH ②恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算1CH ・原子炉格納容器水位1CH　①燃料取替用水タンク水位1CH ①復水タンク水位1CH ①格納容器スプレイ流量積算1CH ①恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算1CH																	
		モード3、4、5、6 （原子炉格納容器内の水素濃度）	・可搬型格納容器内水素濃度計測装置1CH　①主要パラメータの予備1CH ②静的触媒式水素再結合装置温度監視装置1CH ②原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
		モード3、4、5、6 （アニュラス内の水素濃度）	・[アニュラス水素濃度]1CH　①可搬型格納容器内水素濃度計測装置1CH ①格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)1CH ①アニュラス水素濃度推定用可搬型線量率1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
		モード3、4、5、6 （原子炉格納容器内の放射線量率）	・格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)1CH ①主要パラメータの他チャンネル1CH ・格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)1CH ①主要パラメータの他チャンネル1CH ②格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)1CH ・[格納容器しんあいモニタ]1CH　①格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)1CH ・[格納容器ガスモニタ]1CH　①格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)1CH ・[格納容器内エアロック区域エリアモニタ]1CH ①格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)1CH ・[炉内計装エリアモニタ]1CH　①格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
		モード3、4、5、6 （未臨界の維持または監視）	・[中間領域遮倍率]1CH　①中間領域中性子束1CH ・[中性子源領域遮倍率]1CH　①中性子源領域中性子束1CH （P-6 以上において中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。）	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
		モード3、4、5、6 （最終ヒートシンクの確保）	・格納容器広域圧力1CH　①主要パラメータの他チャンネル1CH ②格納容器広域圧力(AM用) 1CH ③格納容器内温度 1CH ・原子炉補機冷却水サージタンク水位1CH　①主要パラメータの他チャンネル1CH ②格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA) 1CH ・[原子炉補機冷却水サージタンク圧力]1CH　①原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力1CH ・[格納容器再循環ユニット出口冷却水流量]1CH ①格納容器内温度 1CH ①格納容器広域圧力 1CH ・格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA) 1CH	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

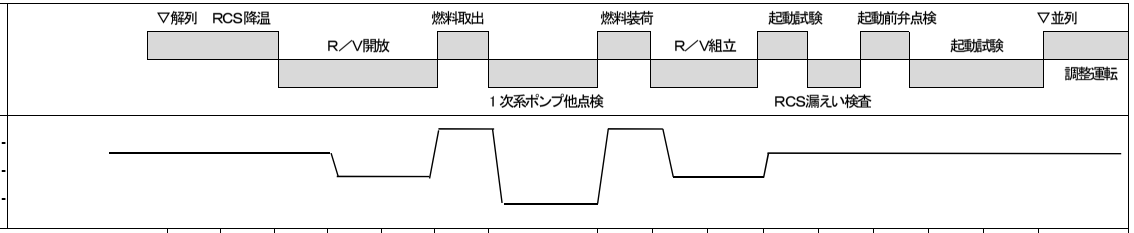

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容		関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
				①主要パラメータの予備1CH																	
				②格納容器内温度1CH																	
				②格納容器広域圧力1CH																	
			・蒸気発生器蒸気圧力1CH	①主要パラメータの他チャンネルまたは他ループ1CH																	
				②1次冷却材低温側温度(広域)1CH																	
				③1次冷却材高温側温度(広域)1CH																	
			・蒸気発生器狭域水位1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH																	
				②蒸気発生器広域水位1CH																	
				③1次冷却材低温側温度(広域)1CH																	
				③1次冷却材高温側温度(広域)1CH																	
			・蒸気発生器広域水位1CH	①蒸気発生器狭域水位1CH																	
				②1次冷却材低温側温度(広域)1CH																	
				②1次冷却材高温側温度(広域)1CH																	
			・蒸気発生器補助給水流量1CH	①復水タンク水位1CH																	
				②蒸気発生器広域水位1CH																	
				③蒸気発生器狭域水位1CH																	
			・[蒸気発生器主蒸気量]1CH	①蒸気発生器蒸気圧力1CH																	
				②蒸気発生器狭域水位1CH																	
				②蒸気発生器広域水位1CH																	
				②蒸気発生器補助給水流量1CH																	
			・蒸気発生器狭域水位1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH	・左記監視設備																
				②蒸気発生器広域水位1CH																	
				③蒸気発生器蒸気圧力1CH																	
				③蒸気発生器補助給水流量1CH																	
			・蒸気発生器蒸気圧力1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH																	
				②蒸気発生器広域水位1CH																	
				②蒸気発生器補助給水流量1CH																	
			・1 次冷却材圧力1CH	①主要パラメータの他チャンネル1CH																	
				②蒸気発生器狭域水位1CH																	
				②蒸気発生器蒸気圧力1CH																	
		モード3、4、5、6		②格納容器再循環サンプ広域水位1CH		×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
		（格納容器バイパスの監視）		③1次冷却材高温側温度(広域)1CH																	
				③1次冷却材低温側温度(広域)1CH																	
			・[復水器空気抽出器ガスモニタ]1CH	①蒸気発生器狭域水位1CH																	
				①蒸気発生器蒸気圧力1CH																	
			・[蒸気発生器ブローダウン水モニタ]1CH	①蒸気発生器狭域水位1CH																	
				①蒸気発生器蒸気圧力1CH																	
			・[高感度主蒸気管モニタ]1CH	①蒸気発生器狭域水位1CH																	
				①蒸気発生器蒸気圧力1CH																	
			・[補助建屋排気筒ガスモニタ]1CH	①1 次冷却材圧力1CH																	
				①加圧器水位1CH																	
				①格納容器再循環サンプ広域水位1CH																	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程	
	▽解列　RCS降温　R／V開放　燃料取出　1次系ポンプ他点検　燃料装荷　R／V組立　起動試験　RCS漏えい検査　起動前弁点検　起動試験　▽並列　調整運転
RCS 水位	キャビティ満水 RCS 満水 ミッドループ RCS 全ブロー

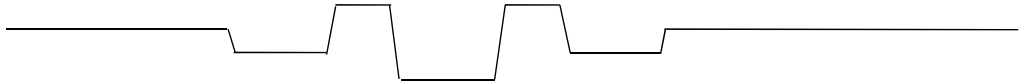

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			①蒸気発生器狭域水位1CH ①蒸気発生器蒸気圧力1CH ・[安全補機室換気ガスモニタ]1CH　①1次冷却材圧力1CH ①加圧器水位1CH ①格納容器再循環サンプ広域水位1CH ①蒸気発生器狭域水位1CH ①蒸気発生器蒸気圧力1CH ・[補助建屋サンプタンク水位]1CH　①1次冷却材圧力1CH ①加圧器水位1CH ①格納容器再循環サンプ広域水位1CH ①蒸気発生器狭域水位1CH ①蒸気発生器蒸気圧力1CH ・[余熱除去ポンプ吐出圧力]1CH　①1次冷却材圧力1CH ①加圧器水位1CH ①格納容器再循環サンプ広域水位1CH ①蒸気発生器狭域水位1CH ①蒸気発生器蒸気圧力1CH ・[加圧器逃がしタンク圧力]1CH　①1次冷却材圧力1CH ①加圧器水位1CH ・[加圧器逃がしタンク水位]1CH　①1次冷却材圧力1CH ①加圧器水位1CH ・[加圧器逃がしタンク温度]1CH　①1次冷却材圧力1CH ①加圧器水位1CH																	
		モード3、4、5、6 （水源の確保）	・燃料取替用水タンク水位1CH　①主要パラメータの他チャンネル1CH ②格納容器再循環サンプ広域水位1CH ・復水タンク水位1CH　①主要パラメータの他チャンネル1CH ②蒸気発生器補助給水流量1CH ③格納容器スプレイ流量積算1CH ③種別代替低圧注水ポンプ出口流量積算1CH ・ほう酸タンク水位1CH　①主要パラメータの他チャンネル1CH ②出力領域中性子束1CH ②中間領域中性子束1CH ②中性子源領域中性子束1CH （P-6 以上において中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。）	・左記監視設備	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条（表85－16－2の2） 可搬型計測器	モード3、4、5、6	・可搬型計測器：40個	・可搬型計測器	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条（表85－16－3）の2 記録	モード3、4、5、6	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）：4個	・可搬型温度計計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

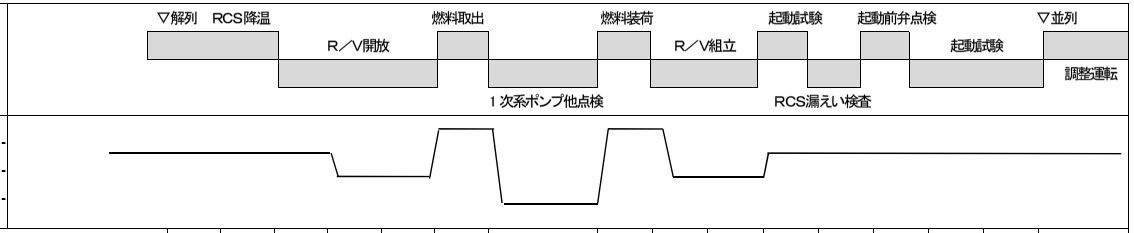

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			・安全パラメータ表示システム（SPDS）：1 系列（1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計系統数）	・安全パラメータ表示システム（SPDS）	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
			・SPDS表示装置：4台（1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数）	・SPDS表示装置	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条（表85－17－1の2） 居住性の確保および汚染の持ち込み防止 （中央制御室）	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上動作可能（ファンが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中） (2) 可搬型照明（SA）、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能 ・中央制御室非常用循環ファン：1台 ・中央制御室空調ファン：1台 ・中央制御室循環ファン：1台 ・中央制御室非常用循環フィルタユニット：1基 ・可搬型照明（SA）：8個（3号炉および4号炉の合計所要数） ・酸素濃度計：1個（3号炉および4号炉の合計所要数） ・二酸化炭素濃度計：1個（3号炉および4号炉の合計所要数） ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう （表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・タンクローリー （表85－15－7の2において運転上の制限を定める）	・中央制御室非常用循環ファン ・中央制御室空調ファン ・中央制御室循環ファン ・中央制御室非常用循環フィルタユニット ・可搬型照明（SA） ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		モード3、4、5、6	・Aアニュラス空気浄化ファン （表85－11－1の2において運転上の制限を定める） ・Aアニュラス空気浄化フィルタユニット （表85－11－1の2において運転上の制限を定める） ・窒素ボンベ（アニュラス浄化排気弁等作動用） （表85－11－1の2において運転上の制限を定める）	・Aアニュラス空気浄化ファン ・アニュラス空気浄化フィルタユニット ・窒素ボンベ（アニュラス浄化排気弁等作動用）	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

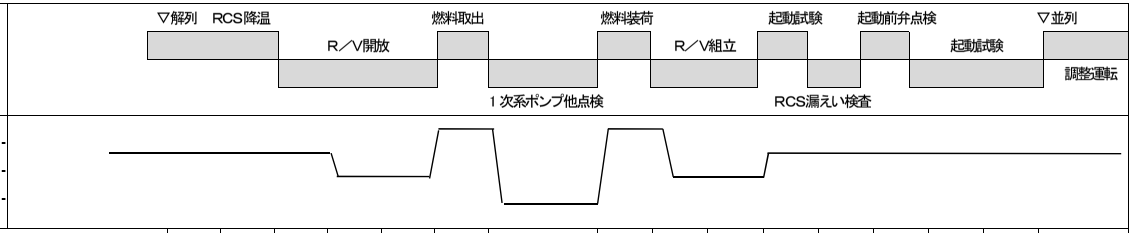

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
	第85条(表85－18－1) 監視測定装置	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(放射性物質の濃度および放射線量の測定) ・可搬式モニタリングポスト:8個※ ・電離箱サーベイメータ:2個※ ・可搬式ダストサンプラ:2個※ ・GM汚染サーベイメータ:2個※ ・NaIシンチレーションサーベイメータ:2個※ ・ZnSシンチレーションサーベイメータ:1個※ ・β線サーベイメータ:1個※ ・小型船舶:1台※ (風向、風速その他の気象条件の測定) ・可搬型気象観測装置:1個※ ※:1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数 (電源確保) ・空冷式非常用発電装置 (表85－15－1および表85－15－1の2において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85－15－17および表85－17－1の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85－15－17および表85－17－1の2において運転上の制限を定める)	・可搬式モニタリングポスト ・電離箱サーベイメータ ・可搬式ダストサンプラ ・GM汚染サーベイメータ ・NaIシンチレーションサーベイメータ ・ZnSシンチレーションサーベイメータ ・β線サーベイメータ ・小型船舶 ・可搬型気象観測装置 ・電源車(緊急時対策所用) ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条(表85－19－1) 代替電源設備からの給電 (緊急時対策所)	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	電源車(緊急時対策所用)が2台動作可能 ・電源車(緊急時対策所用):1台×2 (緊急時対策所あたりの合計所要数) ・空冷式非常用発電装置 (1号炉、2号炉、3号炉および4号炉について要求) (表85－15－1の2において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (1号炉、2号炉、3号炉および4号炉について要求) (表85－15－7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (1号炉、2号炉、3号炉および4号炉について要求) (表85－15－7の2において運転上の制限を定める)	・電源車(緊急時対策所用) ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	第85条(表85－19－2) 居住性の確保 (緊急時対策所)	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 緊急時対策所空気浄化系1系統(1系統とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台および緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット1基)動作可能 (2) 空気供給装置の所要数が使用可能 (3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能	・緊急時対策所非常用空気浄化ファン ・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット ・空気供給装置	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

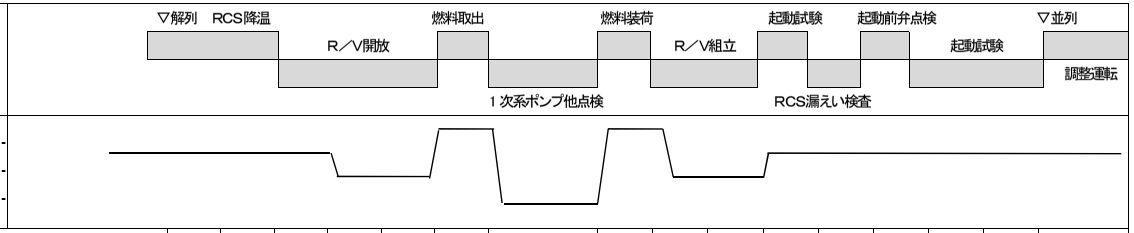

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			(4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタの所要数が動作可能 ・緊急時対策所非常用空気浄化ファン：1台※ ・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット：1基※ ・空気供給装置：720本以上※ ・酸素濃度計：1個※ ・二酸化炭素濃度計：1個※ ・緊急時対策所内可搬型エリアモニタ：1個※ ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタ：1個※ ※緊急時対策所あたりの合計所要数	・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 ・緊急時対策所内可搬型エリアモニタ ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタ															
	第85条（表85－20－1） 通信連絡	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	（通信連絡設備） ・衛星電話（固定）：21台※1 ・衛星電話（携帯）：16台※1 ・衛星電話（可搬）：1 台※1 ・トランシーバー：90台※1 ・携行型通話装置：36台※1 ・安全パラメータ表示システム（SPDS）：1系列※1※2 ・安全パラメータ伝送システム：1系列※1※2 ・SPDS表示装置：4台※1 ・緊急時衛星通報システム：4台※1 ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）：1 系列※1※2 ・空冷式非常用発電装置 （表85－15－1および表85－15－1の2において運転上の制限を定める） ・燃料油貯油そう、タンクローリー （表85－15－7および表85－15－7の2において運転上の制限を定める） ・電源車（緊急時対策所用） （表85－19－1において運転上の制限を定める） ※1：1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数・系統数（本表に限る） ※2：安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または、衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX のいずれかにより通信可能であることをいう。（本表に限る）	・衛星電話（固定） ・衛星電話（携帯） ・衛星電話（可搬） ・トランシーバー ・携行型通話装置 ・安全パラメータ表示システム（SPDS） ・安全パラメータ伝送システム ・緊急時衛星通報システム ・SPDS表示装置 ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX） ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう、タンクローリー ・電源車（緊急時対策所用）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

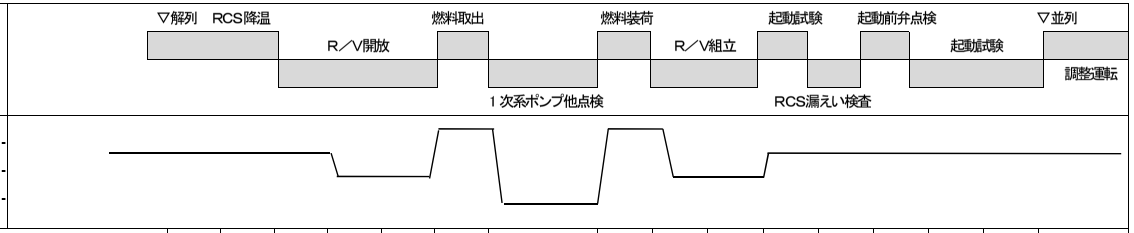

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
	第85条（表85－21－1の2） アクセスルートの確保	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が動作可能 ・ブルドーザ：2台（3号炉および4号炉の合計所要数） ・油圧ショベル：1台（3号炉および4号炉の合計所要数）	・ブルドーザ ・油圧ショベル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

特重施設を構成する設備	

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

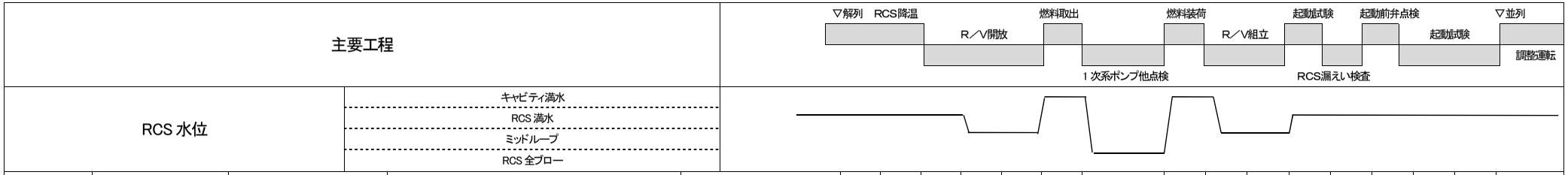

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

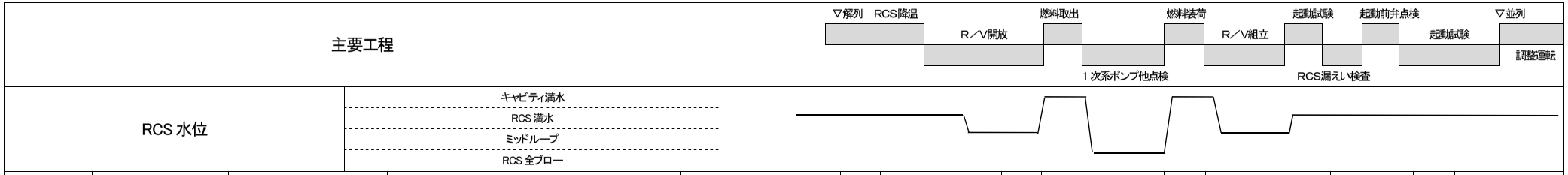

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3

×	：機能要求あり（機能要求を満足すれば作業可能）
△	：条件付で機能要求あり（条件付機能要求を満足すれば作業可能）
	：機能要求なし（作業可能）

高浜発電所３号機　第２５回定期事業者検査時の安全管理の計画

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態
３	１次冷却材温度　177℃以上	全ボルト締付
４	１次冷却材温度　93℃超　177℃未満	全ボルト締付
５－１	１次冷却材温度　93℃以下（RCS　満水）	全ボルト締付
５－２	１次冷却材温度　93℃以下（RCS　非満水）	全ボルト締付
６－１	１次冷却材温度　93℃以下（ｷｬﾋﾞﾃｨ　低水位）	１本以上が緩められている
６－２	１次冷却材温度　93℃以下（ｷｬﾋﾞﾃｨ　高水位）	１本以上が緩められている（全ボルト取りｹﾞﾘし）
モードｹﾞﾘ	全ての燃料が原子炉格納容器のｹﾞﾘにある状態	―

※　本計画は、安全確保の方法の基本方針を示すものであり、詳細については、保安規定を参照すること。また、作業工程等の変更が生じた際においても、保安規定の遵守を徹底し、安全確保に努めるものとする。

別表

長期施設管理方針実施状況総括表

3号炉　長期施設管理方針実施状況総括表

長期施設管理方針※No.	長期施設管理方針に基づく活動内容				第25保全サイクル実施計画	進捗状況※※	備考 （　）内は実績を記載
	機器又は系統名	部位と経年劣化事象	活動項目	実施時期			
1	蒸気発生器	伝熱管の損傷	蒸気発生器の伝熱管の損傷については、蒸気発生器取替を含めた保全方法を検討する。	中長期	－	未実施	
2	原子炉容器	胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化	原子炉容器の胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、原子炉の運転時間および照射量を勘案し、第5回監視試験の実施計画を策定する。	中長期	－	実施済	（第24保全サイクルで実施済） 原子炉容器の胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化について、原子炉の運転時間および照射量を勘案し、第5回監視試験の実施計画を策定した。 実施計画に基づき、第24回定期検査にて監視試験片の取り出しを実施した。
3	ドレン系統配管	母管 腐食（流れ加速型腐食）	配管の腐食（流れ加速型腐食）については、肉厚測定による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管＊について、耐震性が確認できる板厚に到達するまでに、サポート改造等の設備対策を行い、これを反映した耐震安全性評価を実施する。 なお、サポート改造等の設備対策が完了するまでは、減肉傾向の把握およびデータ蓄積を継続して行い、減肉進展の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。 ＊：ドレン系統配管	短期	－	実施済	（第22保全サイクルで実施済） ドレン系統配管について、第22回定期検査期間中にサポートの追設を実施した。また、この工事を反映した耐震安全性評価を実施し、当該系統において必要最小肉厚tsrまでの減肉を想定しても、耐震安全性に影響がないことを確認した。
4	基準地震動による評価が必要な設備	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象	基準地震動Ss-2～Ss-7に対する評価＊1が必要な全ての機器・経年劣化事象＊2について、継続して評価を実施する。 ＊1：弾性設計用地震動Sd-2～Sd-7に対する評価を含む。 ＊2：基準地震動Ss-1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象等については、基準地震動Ss-2～Ss-7に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。	短期	－	実施済	（第21保全サイクルで実施済） 基準地震動Ss-2～7に対する評価（弾性設計用地震動Sdによる評価を含む）が必要な全ての機器・経年劣化事象について、評価を実施した結果、耐震安全性に問題はないことを確認した。
5	主変圧器	コイル 絶縁低下	主変圧器のコイルの絶縁低下については、主変圧器の取替を実施する。	短期	－	実施済	（第23保全サイクルで実施済） 主変圧器の取替を実施した。

※　：「高浜発電所原子炉施設保安規定」 添付6の3号炉　長期施設管理方針番号
※※：第25サイクル当初での状況を記載

添付書類四　定期事業者検査の判定方法

目　　次

１．定期事業者検査の判定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

表－１：検査の方法の考え方について

１．定期事業者検査の判定方法

（１） 定期事業者検査の実施における考え方

定期事業者検査の実施にあたっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第５６条第１項において検査の方法が規定されており、これに従い表－１に記載する方法に基づき、対象設備に対して定期事業者検査を実施する。

また、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第５６条第２項では、定期事業者検査においては、一定の期間を設定し、その期間において技術基準に適合する状態を維持するかどうかを判定する方法で行うことが規定されている。

表－１の検査は、設備の点検に合わせて、又は点検の完了後に実施するものであり、その実施頻度は設備の点検頻度や原子炉を停止する頻度に基づいている。（添付書類三別紙　参照）

定期事業者検査の対象となる設備については、技術基準への適合維持が要求されていることから、その実施頻度の設定においては、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる段階に点検を行うように考慮しており、その実施頻度を定期事業者検査の一定の期間とみなすことができる。この実施頻度から設定した定期事業者検査の一定の期間の最短は、原子炉を停止して実施する必要がある点検の最短の間隔に調整運転期間等を考慮した１３ヶ月※（定期事業者検査終了からの期間）である。

※：使用の状況等から別途点検を行う時期を評価し、定期事業者検査を実施すべき時期について原子力規制委員会の承認を受ける場合を除く。

なお、定期事業者検査の実施頻度の前提となるこれらの点検にあたっては、その対象設備が技術基準に適合する状態を維持するため、その点検頻度の設定にあたって前提とされた部品取替等の行為を保全活動の中で確実に行う。

また、機器の劣化、特性変化を定量的に評価し判定する検査については、上記にかかわらず、当該評価で判定に考慮する期間を一定の期間とする。これに該当する検査を（２）に示す。

（２） 一定の期間を考慮する定期事業者検査の判定について

定期事業者検査においては、（１）のとおり設定された頻度に基づき、設備が技術基準に適合していることを確認するが、機器の劣化、特性変化を定量的に評価し判定する以下の検査については、その判定に一定の期間を考慮する。

○原子炉を停止して実施する必要がある点検の最短の間隔に調整運転期間等を考慮した１３ヶ月（定期事業者検査終了からの期間）以上を一定の期間として判定に考慮する検査

- 原子炉格納容器全体漏えい率検査
- 原子炉格納容器局部漏えい率検査
- クラス１機器供用期間中検査
- クラス２機器供用期間中検査
- 重大事故等クラス２機器供用期間中検査

・クラス３機器供用期間中検査
・供用期間中特別検査のうちクラス２管(原子炉格納容器内)特別検査
・蒸気タービン開放検査
・炉内計装用シンブルチューブ体積検査
・２次系配管検査
・１次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査
・重大事故等クラス３機器供用期間中検査
・重大事故等クラス１機器供用期間中検査

○また、第２６サイクルの炉心設計に係わる以下の検査については、実運転期間(１３ヶ月)に調整運転期間等を踏まえ、これに基づき判定を行う。
・原子炉停止余裕検査
・炉物理検査
・燃料集合体外観検査

なお、上記以外の検査については、その対象設備が技術基準に適合している状態を維持するため、その点検間隔の設定に当たって前提とされた部品取替等の行為を保全活動の中で確実に行う。

表－１　検査の方法の考え方について

定期事業者検査	検査の方法	
① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法	分解検査及び開放検査	機器等を分解、開放した状態で、き裂、変形、摩耗等の有無を目視等により確認する。
	外観検査	機器等を分解又は開放しない状態で漏えい又はその形跡、き裂、変形等の有無を目視等により確認する。
	非破壊検査	一般社団法人日本機械学会「発電用原子力設備規格　維持規格」（JSME S NA1-20012/2013 追補/2014）に規定されている超音波探傷試験、渦流探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等により、機器等の内外表面及び内部欠陥の有無等を確認する。
	漏えい（率）検査	系統及び機器等の点検完了後、所定の圧力において、漏えいの有無又は漏えい率※を確認する。
② 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法	特性検査	電気設備及び計測制御設備について、絶縁抵抗測定※※、校正、設定値確認検査などを行い、機器等の特性を確認する。
	機能・性能検査	系統及び機器等の点検完了後、作動試験、試運転、インターロック試験等を行い、機器単体又は系統の機能・性能等を確認する。
	総合性能検査	各設備の点検完了後に、定格出力近傍で発電用原子炉施設の運転を行い、各原子力発電施設の運転状態が正常であること及び各種パラメータが妥当な値であることを確認する。

※：漏えい率の確認には、「②試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

※※：絶縁抵抗測定には、「①開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

上表の検査の方法にて実施する具体的な定期事業者検査は、点検計画（添付書類三　別紙）のとおり。

なお、当該点検計画に含まれる簡略点検は、定期事業者検査として実施しないが、部品の定期的な取替え、運転経験・劣化の進展予測、使用環境及び設置環境等を考慮して実施内容、頻度を定めている。